

令和7年度第3回「京都市男女共同参画審議会」次第

日時	令和8年1月9日（金）
	午前10時00分～
場所	京都市役所本庁舎1階 第1会議室

1 開 会

2 第6次京都市男女共同参画計画（案）に係るパブリック・コメントの結果 及び同計画の答申案について

[資料1](#) [資料2](#) [資料3](#) [資料4](#) [資料5](#)

3 報告事項

4 閉 会

**「第6次京都市男女共同参画計画（案）」に関する
市民意見募集の結果について**

1 市民意見募集結果について

（1）募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年11月4日（火）まで

（2）周知方法

- ア ホームページ（京都市情報館、ウイングス京都 HP、「真の WLB」応援 WEB）
- イ 京都市公式 SNS（LINE、X、Facebook）
- ウ 共生社会推進室及びウイングス京都 SNS（X、Facebook）
- エ 若者・子育て世代向け（青少年活動センター等への配架）
- オ リーフレットの配架（市役所案内所、各区役所・支所、ウイングス京都、市立図書館、文化会館、国際交流会館、市内大学等）

（3）意見数

意見者数 89人 意見総数 213件

（4）属性

＜年齢＞

	人数	割合
20歳代未満	0	0 %
20歳代	11	12.4 %
30歳代	13	14.6 %
40歳代	29	33.0 %

	人数	割合
50歳代	13	14.6 %
60歳代	8	9.0 %
70歳代以上	0	0 %
不明	15	16.4 %

＜居住地等＞

	人数	割合
京都市内在住	62	69.7 %
その他	23	25.8 %
不明	4	4.5 %

(5) 御意見の内訳

関連する項目	区分	A	B	C	D	件数
第1章 「計画策定に当たって」		7	0	7	17	31
第2章 「男女共同参画を取巻く状況」		3	3	35	3	44
基本目標1 「誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会」		6	1	36	6	49
基本目標2 「あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会」		2	3	25	1	31
その他 (上記以外、全般)		6	4	29	19	58
合計		24	11	132	46	213

A : 計画（案）に反映するもの

B : 計画（案）に記載済み又は主旨に含まれているもの

C : 今後施策を検討する際に参考とするもの

D : A、B、Cのいずれにも当てはまらないもの

2 主な御意見と第6次計画（案）への反映等について
(区分A)

第1章「計画策定に当たって」について		
御意見	反映ページ	反映内容（本市の考え方）
計画の位置付けについて、複数の法律や京都市の理念等に基づくようだが、法律は法律、それ以外はそれ以外でまとめたほうが分かりやすい。	2	計画の位置付けを修正しました。
<p>概要版に記載のある本計画の目指す社会について、「本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く場や地域、社会に幸せや豊かさをもたらす社会を「ウェルビーイングな社会」とし、その実現を目指します。」→ ウェルビーイングな社会の定義についての記載されている文章が分かりにくく感じた。</p> <p>個人の幸せや生きがいと、社会に幸せや豊かさをもたらす効果を与えるのは、社会なのか個人なのか、どちらにも相互的な関係があるという意味なのか、文章を読んで、その関係が分かりにくくと思う。</p> <p>（ウェルビーイングの説明について、「社会」が多用されており、意味が不鮮明な表現となっているように感じている。）</p>	3	<p>以下のとおり修正しました。</p> <p>本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く場や地域、社会に幸せや豊かさをもたらす社会を「ウェルビーイングな社会」とし、その実現を目指します。</p> <p>→</p> <p>本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、<u>そのことが個人を取り巻く環境に豊かさをもたらす</u>社会を「ウェルビーイングな社会」とします。</p> <p><u>男女共同参画の推進は、性別に基づく固定的な価値観や行動規範の解消、就業環境の改善などを通じて、全ての人が暮らしやすい「ウェルビーイングな社会」の形成に資するものです。</u></p>
本計画で目指すとしている「ウェルビーイングな社会」の意味するところが抽象的で、イメージしにくいと思います。目指す社会においては、身近な事象について、どういう状態になっているのか、いくつか例示があると分かりやすいと思います。	3	<p>以下のとおり追記しました。</p> <p>男女共同参画の推進は、性別に基づく固定的な価値観や行動規範の解消、就業環境の改善などを通じて、全ての人が暮らしやすい「ウェルビーイングな社会」の形成に資するものです。</p> <p>「ウェルビーイングな社会」の実現に向け、以下の目標を設定します。</p>
「ウェルビーイング」の実現の前提として、社会のあらゆる分野において、性別による差を無くす取り組みへの後押しや、事業実施が、行政において、男女共同参画に課せられた使命であること、性別による差の解消にむけて、まだ、様々な分野でデータとして男女の差が顕著に見られることについて課題とされている。ウェルビーイングが唐突に感じた。	3	

<p>ウェルビーイングは「身体的、精神的、社会的に良好な状態」であり、包括的で広い概念であると思うが、その社会を目指すための1つに「…健康で生きがい、やりがいとゆとりのある暮らしを実現できる社会」とある。</p> <p>この表現では、健康であるとは言いにくい状況の人、やりがいを持てずにいる人、ゆとりを感じられないでギリギリで生活をしている人は置き去りにされているような感じがする。</p> <p>もっと、「弱者」と言われる人に寄り添ったような表現にできないか。</p> <p>どんな人にも優しく安心できる社会をめざすことで、ウェルビーイングがかなうのではないか。</p>	3	<p>御指摘を受け、以下のとおり修正しました。</p> <p>《誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現》</p> <p>誰もが個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮できる、健康で生きがい・やりがいとゆとりのある暮らしを実現できる社会。</p> <p>→</p> <p>《誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現》</p> <p>誰もが平等に個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮でき、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会。</p>
<p>「4 第6次男女共同参画計画の目指す社会像」の初めの本文、「本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ」という部分は、「本計画では、性別や性的指向・性自認にかかわらず、誰もが平等に個人として尊重され」とすること。また、《誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現》の部分は、《誰もが平等に個人として尊重され生きがいがもてる社会》とするべきです。</p> <p>「困難な問題を抱える女性への支援」が「あらゆる暴力が根絶され」という部分のみかかっている印象があります。</p> <p>「困難な問題」が「暴力」のみではない印象になるような工夫が必要です。</p>	6	<p>前回の振り返りについてのページが第1章と第2章の間にあった方が、京都市がこれまでどういった施策を推進してきたのか分かりやすいと思った。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 「男女共同参画を取巻く状況」について</p>		
<p>御意見</p> <p>人口や世帯数についてのグラフが掲載されているが、このデータが古いもののように見受けられたので、新しいものがあれば修正された方がより良いのではないか。</p>	<p>反映ページ</p> <p>10</p>	<p>反映内容 (本市の考え方)</p> <p>データを修正しました。</p>
<p>P27の家族間の暴力の内訳も明記すべきです。</p>	<p>27</p>	<p>御指摘の内訳を掲載しました。</p>

基本目標1 「誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会」について		
御意見	反映ページ	反映内容（本市の考え方）
<p>計画の中に「更年期障害」という言葉が散見されるが、「更年期症状」にしてはどうか。</p> <p>障害とは日常生活に支障のあるもの、症状だとそれほどではないものという認識であり、例えば男女ともに理解すべきなのは「症状」の方だと思う。</p>	18	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>更年期障害 → <u>更年期症状</u></p>
<p>「女性活躍の推進」 → 「女性参画の促進」</p> <p>まだまだ、女性があらゆる分野に参画していない状況で「女性活躍」と言われても「言葉だけ」という感じがする。</p> <p>まずは、土台を作るために、女性が様々な分野に参画することが必要なのではないか。</p>	30 33	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>女性活躍の推進 → <u>女性活躍・参画</u>の推進</p>
<p>「教育における女性活躍の推進」については、教育段階において“女性が活躍できるよう教育する”ことが主軸であるのならば、「女性活躍推進の教育普及」が正しいのではないか。「教育業界における女性活躍の推進」とも読み取れるので気になる。</p>	30 34	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>教育における女性活躍の推進 → <u>学校教育の場</u>における女性活躍の推進</p>
<p>女性活躍の推進について、女性活躍のために女性が参画することも大事だと思うが、今まで参画していなかった分野に女性を参画させるためには、その環境（女性への合理的配慮）を整えることが必要であり、その記載が必要と感じた。</p>	33	<p>以下のとおり追記しました。</p> <p>「○ 女性の参画を拡大するためには、周囲が参画の意義・必要性を理解し、状況に応じた合理的な配慮がなさることが必要です。」</p>
<p>ウィングス京都において、テーマ型の集まりを企画し、それを地域とも交流できる場にすれば、地域の活性化にも貢献できると思った。</p>	36	<p>御指摘を踏まえ以下のとおり、追記しました。</p> <p>「また、男女共同参画センターとしての機能の充実に努めつつ、優れた立地環境も活かし、周辺施設等と連携した魅力ある公共空間・エリアづくりに取り組み、誰もが気軽に男女共同参画に関心を持ち、触れるこことできる環境を整備します。」</p> <p>ウィングス京都の運営において、より地域に開かれ、地域社会の活性化に貢献できるよう、テーマ型の集まりの企画や地域との交流に向けた具体的</p>

		な方策について、関係部署と連携しながら検討を進めていきます。
誰もが性やそれに伴う身体的特徴について理解し → 誰もが性の多様性について理解し 「身体的特徴」だけをここに書かなくてもよいのではないか。	3 7	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 誰もが性やそれに伴う身体的特徴について理解し、 → <u>誰もが性の多様性及び性に関する健康課題について理解し、</u>
「性の多様性や性的少数者に対する理解と促進」が明記されているが、「性別により異なる健康課題への理解促進」では“男女それぞれの...”と始まる。これらはトランスジェンダーやインターセックス（性分化疾患）の人々が抱える健康課題を透明化していると感じた。“性別による特有な疾患等...”がふさわしいと思う。	3 8	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 男女それぞれに特有な → <u>性別により特有な</u>
施策方針4 性に関する理解・尊重と心と体の健康づくりの④について、「男女それぞれに特有な疾病等の検査や悩み対応等の、性差医療へのアクセスを確保する」と記載があるが、同じく③に「妊娠・出産期における女性を対象とした健康診査、相談、指導等を行い、安全な出産に向けた健康管理と、不妊について正しく理解するための情報提供、相談体制の充実を図ります。」とある。 ③の妊娠出産期の問題は確かにライフステージに関わるものであるが同時に女性特有の問題も多く含まれており、どちらかというと④が望ましいのではないか。 ③は男女共通の問題、④は男女それぞれ違いがあること、性に関係のあることという分けが分かりやすいと思った。	3 8	御指摘を踏まえ、妊娠・出産期における記載については④としました。

基本目標 2 あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会」について		
御意見	反映ページ	反映内容（本市の考え方）
概要版3ページで「男性被害者」のことを「⑤ DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援」の項目に含めているのは、見出しと内容が一致していないのではないか。概要版を作成した担当課の手順や体制が不安である。人手が足りていないのではないか。	30 39	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 施策方針1 DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援 → 施策方針1 DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援等
DVセンターや「みんと」をはじめとする相談窓口の周知強化を図ります。 →DVセンターや「みんと」をはじめ、ウィングス京都や区役所等の相談窓口の周知強化を図ります	41	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 DVセンターや「みんと」をはじめとする相談窓口の周知強化を図ります。 → DVセンターや「みんと」をはじめ、 <u>ウィングス京都や区役所等の相談窓口の周知強化を図ります。</u>
その他（上記以外、全般）について		
御意見	反映ページ	反映内容（本市の考え方）
グラフや図について、文字がグラフや隣の文字と重なっている、色が同色の濃淡等で違いが分かりづらい、蛍光色で目が疲れる等。もう少し見やすさを意識してもらえたならありがたい。	—	御指摘を踏まえ、グラフ・図等に修正を行いました。
AI（人口知能）技術の進展により、男女問わず働き方が劇的に変わってくることが予想されます。特に女性は、AIに代替される可能性が高い職種（定型的な事務職など）が多く、このままでは女性の失業や所得低下のリスクが高まります。 そのための視点が、今後の計画では必要になってくると思います。 例えば、 1 理系分野への女性進出支援（女子中高生へのキャリア教育） 2 リスキング（学び直し）の推進（AIに代替されにくいスキルを身につけるための公的なリスキングプログラムの拡充） 一方、AIによる効率化は、男女格差是	33	AI技術の進展が女性の就労にのみ影響を与えるものとは認識しておりませんが、御指摘を踏まえ、人工知能（AI）の普及が及ぼす就労への影響を【現状と課題】に以下のとおり追記しました。 「この際には、近年普及が著しいAI（人工知能）の活用が就労に与える影響についても留意が必要です。」

<p>正の機会にもなります。その視点での後押しも必要になると思います。</p> <p>例えば、</p> <p>1 多様で柔軟な働き方の普及（テレワークやフレックスタイム制度などのICTを活用した多様な働き方の普及）</p> <p>2 仕事と育児・介護の両立支援（男性の育児休業取得の促進）</p> <p>いずれにせよ、AIの普及により、劇的に働く環境が変わってくることが予想されるなか、AIの普及に対する対応、そんな視点がいるのではないですか。</p>		
<p>この計画のI-3、4とII（DVと女性がタイトルなので適切では無いかも知れない）いずれでも、触れられていないが、京都で発生したバトントワーリングの男性指導者による男性への性加害報道などが直近で生じた</p> <p>指導者による加害は、パワーバランスを鑑みると、ハラスメント等の文脈で特に若年被害者を生まない環境づくりが求められる。</p>	40	<p>御指摘を踏まえ、基本目標IIの基本方針1【現状と課題】に以下のとおり追記しました。</p> <p>「○ 男女問わず、上下関係（社会的立場や指導的立場等）に基づくパワーハラスメントの延長として、性被害にあうケースもあり、相談窓口の周知をはじめ、若年層も含めた支援が重要です。」</p>
<p>性被害のうち、男性被害者が、声をあげにくい性別に基づく偏見に関する広報啓発や、ケアの視点等について、行政分野的には、犯罪被害者支援よりも、男女共同参画が何らかの視点を示すべきではないかと感じた。</p>	40	<p>御指摘を踏まえ、基本目標IIの基本方針1【現状と課題】に以下のとおり追記しました。</p> <p>「○ （さらに、近年、男性もDVや性暴力の被害者となることが顕在化しており、男性被害者への相談支援体制を整えることが求められています。）「DVや性暴力の被害者は女性」という固定観念によって、男性が被害について声を上げにくい状況があり、積極的な対応が必要です。」</p>
<p>モニタリング指標に関する説明が不足しており、位置づけがわかりにくいと感じる。</p> <p>従業員101人以上の企業には、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めた、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動</p>	44	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり追記しました。</p> <p>「なお、以下のモニタリング指標のうち①（本市職員における管理職員に占める女性職員の割合（市長部局における各年度の4月1日時点の数値））及び②（本市職員における男性職員の育児休業取得率）は、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく京都市の特定事業主行動計画に</p>

<p>「計画」の策定・届出、公表・周知が義務付けられているはず。</p> <p>京都市役所の状況を単にモニタリングさせるというだけでなく、「一般事業主行動計画」の策定等にあたって京都市役所の状況を参考にするようアナウンスするなど、モニタリング指標の位置づけをもう少し明確にすべき。</p>		<p>おいて定める目標数値です。」</p> <p>併せて、モニタリング指標については「輝く女性応援京都会議」などを通じて、市の状況を周知していきます。</p>
<p>今回は数値目標を設定せず、替わってモニタリング指標を設けることとしたうえ、第4章で「本市職員における男性職員の育児休業取得率」をモニタリング指標の一つとしているが、一方で、現行の京都市特定事業主行動計画では「男性職員の2週間以上の育児休業の取得率」が目標とされており、不一致が起こっているので、後者をモニタリング指標とするなどして不一致を解消すべきだと考える。</p>	<p>4 4</p>	<p>御指摘を踏まえ、当該モニタリング指標を京都市特定事業主行動計画における目標と一致させ、「男性職員の2週間以上の育児休業の取得率」としました。</p>

(区分B) 第2章「男女共同参画を取巻く状況」について

御意見	回答
データを使ってわかりやすいです。	御意見をいただきありがとうございます。
日本は男女共同参画が遅れているということがよくニュースになっており、国際比較のデータがあっても良いと思います。また、どれも重要なデータと考えられますが、これらをまとめると、全体的に現状はどうなっているのか、まとめた記載があると理解しやすいと思います。	世界視点における日本の男女共同参画の現状については、8ページにも記載のとおり先進的とは言いがたいと捉えており、こうした状況も踏まえて男女共同参画に関わる取組の推進に努めていきます。
市職員の男性育休取得者の割合の高さに驚かされました。育休取得割合が高いこと=望ましいこと、とは単純に判断されるものではなく、フォローする職員への支援はあって然るべきと考えます。	育児休業取得者をフォローする職員の視点は非常に重要であり、本市では、所属長等を対象に子育て職員をフォローする職員への配慮等を含めた働きやすい職場環境のマネジメントを学ぶ研修等を実施しています。引き続き、仕事と子育てが両立しやすい職場づくりに取り組んでいきます。

(区分B) 基本目標1について

御意見	回答
<p>現行計画では随所に「真のワーク・ライフ・バランス」という表現があり、「仕事」「生活」「地域活動等」のすべてを行っていないと「偽りのワーク・ライフ・バランス」でしかないと評価されているように感じていましたが、この言葉がなくなり、正直ほっとしています。今回の案を作成された方々のご英断に拍手を送ります。</p> <p>多様な価値観を尊重することが求められる中、「地域活動等」を行うことは強制されるべきではないと思います。(もちろん、より豊かな社会の実現に向けて地域活動等の意義を否定するものではありません。)</p>	<p>多くの市民がライフスタイルやライフスタイルにあわせて地域活動に参加することは、担い手の多様化や担い手不足の解消の観点からも有意義であると考えられ、また、子育てや高齢者の生活支援、災害時の被害軽減等、地域の多様化する課題やニーズに対応し、様々な視点から課題解決に貢献されることが期待されます。</p> <p>今後も、多様化するライフスタイルや価値観をお互いに尊重しながら、誰もが多様な選択肢の中から自分自身の生き方を安心して選ぶことができ、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会の実現を目指して取り組んでいきます。</p>

(区分B) 基本目標2について

御意見	回答
DVについて、全国に比べ男女ともに暴力の被害経験の比率が高いので、女性だけではなく男性被害者に対する施策があるべきと感じる。	基本目標IIの「推進施策③」に記載のとおり、男性DV被害者の相談についても強化していきます。

<p>DVについて、子ども若者はぐくみ局や保健福祉局、各区支所の保健福祉センターと連携して取り組んでほしい。</p>	<p>DV被害者支援においては、これまでから支援の要となるDV相談支援センターを所管する文化市民局、児童虐待や母子福祉を所管する子ども若者はぐくみ局、生活困窮者や高齢者、障害者等の支援を所管する保健福祉局、そして各区の保健福祉センター等関係部局が連携して対応してきました。</p> <p>基本目標Ⅱの「推進施策③」に記載のとおり、今後も一層緊密に連携していきます。</p>
<p>DVからの脱却に対する経済的課題の支援として、職業訓練、就労、住居支援、精神的サポートのパッケージで提供するとか。</p>	<p>京都市DV相談支援センターでは、一人ひとりのニーズに応じ、就労に向けたサポートや市営住宅のDV被害者優先入居の受付、住まい探し、カウンセリングの無償提供等、生活再建に向けた幅広い支援を実施しています。</p> <p>引き続き、被害者が必要とする支援を分野横断的に実施していきます。</p>

(区分B) その他（上記以外、全般）について

御意見	回答
<p>日本のジェンダー・ギャップ指数ランクイングが低位であることが報道され続けており、課題である分野も「政治」「経済」であることが明白であるが、その改善に取り組もうという記載が見られない。</p> <p>時流に即した計画とするのであれば、この点を一考されてはどうか。</p>	<p>「政治」「経済」分野における男女共同参画の実現は急務であり、国・府等とも連携しながら、様々な場面での女性活躍の推進と、男女間の格差を解消するための取組を推進し、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現を目指して取り組んでいきます。</p>
<p>看護・介護・医療関係の職場においては、まだまだ余裕なく研修等の充実は程遠く、言葉の暴力や空気の圧にさらされている現状がある。講演会や集会など本当に参加したくても、許可や理解なく参加を諦めている。有給を取り、個人の休みとしてしか参加出来ない現状。どうすればそれを人として知る・学ぶ・参加出来る権利に繋げることができるか、行政は真剣に考えて欲しいと思う。</p>	<p>個人の知る・学ぶ・参加する権利は、本計画が目指すウェルビーイングな社会の実現のため非常に重要であると捉えています。今後も誰もが生涯にわたり、満足感を持って豊かな人生を送ることができるよう、それぞれのライフステージに応じて学び続ける機会、またその学びを社会に還元することができる機会の提供に努めていきます。</p>
<p>計画にも盛り込まれている災害時対応における女性参画は非常に重要である。生理用品の備蓄など、女性視点での避難所運営等について取り組みを進めてほしい。</p>	<p>男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営や復旧活動を行えるよう、地域防災計画や避難所運営マニュアルの見直しに取り組んでいきます。</p>
<p>案22ページで課題とされている「伝統的な価値観や行動規範」について、認識や価値観の未発達な子どもに対して「性別役割分担を助長」するような関わりをする親、祖父母、親戚への啓発の盛り込みが不十分。</p>	<p>「伝統的な価値観や行動規範」によって不安・悩みを抱える人を減らすためにはあらゆる世代に向けた啓発が欠かせないと考えており、今後もその充実に努めていきます。</p>

(区分C) 第1章「計画策定に当たって」について

御意見	回答
適当だと思います。	御意見をいただきありがとうございます。
計画をつくって、進めていくことに賛成します。	御意見をいただきありがとうございます。
この計画が現代社会の課題に対応した改革になることを期待します。 計画期間での目標達成に向け、着実な進捗管理が必要。	御意見をいただきありがとうございます。 計画の進捗については、毎年の年次計画を策定したうえ、その実績把握により管理を行います。
誰もがそれぞれの幸せや生きがいを感じられる社会を築いてもらいたい。	御意見をいただきありがとうございます。
実現されたほうがいいと思う。 また、実現されたとして、それに対応出来うるスタッフの数、経験値をどう賄うかという課題があるのではないか。「寄り添い」を可能にする余裕を持った人がどうそのような仕事に关心を持つかという点が大きな課題だと思う。	御意見をいただきありがとうございます。 きめ細やかな寄り添い支援の実施のために不可欠な人材の確保に努めながら、計画の推進に努めています。
基本構想の分野別計画として存続されることはいいと思います。なくすべき計画ではないと思います。	御意見をいただきありがとうございます。
ライフスタイルや価値観が多様化する中で、●●ハラが今後も増加していくことを懸念しています。多様性や幅広い価値観を尊重するだけでなく、他と協調することもしっかりと位置付けてもらいたい。	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントは重大な人権侵害であり、防止対策に当たっては他者との協調も踏まえて取り組むよう努めます。

(区分C) 第2章「男女共同参画を取巻く状況」について

御意見	回答
グラフが多く視覚的に分かりやすい。	御意見をいただきありがとうございます。
京都市の「人口及び世帯数の推移」について、2021年から人口が減少しているにも関わらず、単身世帯数がふえていることだが進学を機に転入してくる若者のほかに、早期退職による移住者が多くなっていると聞く。14歳以下の人口が緩やかに減り続けていることを考えれば、子どもを持つ世代が減っていると予測できる。	御意見をいただきありがとうございます。 今後も男女共同参画と人口動態との関わりに留意しながら施策を検討していきます。
《世界の中での現状について》 ジェンダーギャップ指数の総合順位 146ヶ国中 118 位 (2024 年) を、「G 7において…」の前に挿入するのは如何か? ∴ 具体的イメージの想起	ジェンダーギャップ指数の国家間比較において日本は低位に定着しているという課題的な状況に言及するに当たっては、前置きとして男女共同参画推進に向けた取組が国際的な枠組の中で、主だった扱いをされているという背景に関する説明があった方が、順序上理解をしやすいと考えられるため、この

	よう記載しています。
<p>案8ページで「(1) 国際社会の動向」でSDGsの目標8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」を取り上げている。</p> <p>案13ページで「週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は近年横ばいで推移」「京都府の週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は 9.4% であり、この数字は全都道府県の中で 2 番目に高い」「京都市の週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は男性が 10.4%、女性が 3.2%」と書かれている。つまり、これまで様々取り組んできたにもかかわらず、男性の長時間労働が固定化され、京都では他と比べてひどい状況だと計画案を作成した担当課は把握・認識している。</p>	御意見をいただきありがとうございます。
<p>現状を表やグラフで示されていて数値としてわかりやすいと思いました。家事育児についての考え方で、男性では年代が低い方が、「自分が率先してすべきことである」と回答する傾向があるということを受けて、時代の変化を感じました。</p>	男女共同参画、とりわけ女性活躍の推進は、女性のみならず、男性を含めた全ての人の多様な幸せを実現する社会形成に資するとの認識の下、今後も啓発等において、効果的な取組の実施に努めていきます。
<p>家事育児時間の男女差や仕事への影響に関する分析結果から、男性の家事育児促進の内容を具体化してほしい。</p>	男女間での家事育児負担の偏りを是正していくため、関連データとその分析に基づいて、取組を効果的に実施できるよう努めています。
<p>男性の育児休業率が上がったことだが、とりあえず取得する、ということになっていないか。取得できる状況になっているのはいいことだと思うし、取得される人は子育てに関わっていきたいという気持ちで取得されているのだろうからそんなことはないと思うが..</p>	男性の育児休業取得率は近年大きく向上していますが、単に取得するにとどまらず、取得を通じて男女間での家事育児負担の偏りを是正できるよう、実情を踏まえた検討のうえ、取組を実施していきます。
<p>若い世代では仕事と家庭生活のバランスを重視し、男性の家事参画意欲が高い状況となっていることは大切なことと認識しています。しかしながら、その分、代わりに残業している者がいる、その中には子どもがほしくでもできない人がいるのではと思ってしまいます。その辺りへの配慮がある社会にしてもらいたい。</p>	御指摘のとおり、育児休業取得者のフォローを行う従業員等への配慮は非常に重要であると認識しております、これらの方々への配慮を疎かにしない施策展開に努めています。

<p>性的ディープフェイクは初めて知った。 非常に良い視点だと思う。</p>	<p>御意見をいただきありがとうございます。</p>
<p>若い世代ではワーク・ライフ・バランスを重視し、女性の就業継続意欲や男性の育児や家事への参画意識も高いのが見てとれる。</p>	<p>御意見をいただきありがとうございます。</p>
<p>仕事を続けたいと思っている、昇任したいと思っている等のデータからも、子育てや家事に専念できるならしたいと思っている女性は多いと考えられる。 子どもがいても仕事を頑張りたい女性の環境を整えることは大切だが、子育て等を重視したい考え方も尊重されるべきだと思う。</p>	<p>本計画では、誰もが、自らの意思に基づいて、あらゆる分野で活躍することができる社会を目指しており、ライフスタイルや価値観が多様化する中、子育て等をより重視される方々を含め、あらゆる方の価値観と選択が尊重されることが重要であると考えています。 御意見を今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>未就学児の育児をしている有業者が増加傾向とのことですが、小さい子を抱えて夫婦共働きの場合、夫婦ともに自分のやりたい仕事をやってバリバリ働くのは不可能だと思います。家事・育児の負担はどうしても女性に偏りがち（社会全体も女性自身も女性がやるべきと考えている）で、必然的に女性が仕事をセーブすることになります。個人的には、性別が違えば違った人生があったのかなと考えることがしばしばあります。</p>	<p>本計画では、誰もが、自らの意思に基づいて、あらゆる分野で活躍することができる社会を目指しており、就労・家事・育児等の各面において、女性であることで役割や負担を課されることがない、あらゆる方の価値観と選択が尊重されることが重要であると考えています。 御意見を今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>男性の育児休業取得率については、取得期間が数週間なのか、または数ヶ月かで意味合いが変わってくると思うので、「何ヶ月以上取得した人」等の数値で示されていれば、取得しやすさが分かりやすいと思う。</p>	<p>御指摘のとおり、男性の育児休業取得率については近年大きく向上していますが、その期間の長さや取得中の家事・育児への参加における充実も今後の課題として捉えており、その把握の方法等については今後、検討していきます。</p>
<p>介護、育児をしながら働く人もいると思うが、もっと分業化と連携の密度を上げていかないと人が死ぬと思う。そもそも、京都という街で生活することの困難性が他都市より上がっている可能性（オーバーツーリズム等）も加味したほうがいいのでは。</p>	<p>本計画が目指す、誰もが仕事、家庭や地域活動、学び等の様々な選択をし、自身の仕事と生活の調和の中で、豊かな人生を送ることができる環境づくりに向け、施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>「性別に関わる固定観念」に関するアンケート結果については、非常に好ましい傾向にあると考えます。我が国も女性が首相となったので、諸外国に対しても日本は変わったとアピールする良い機会になるのではないかと考えます。</p>	<p>御意見をいただきありがとうございます。 今後も、性別に関わらず、誰もが自らの意思に基づいて、あらゆる分野で活躍することのできる社会を目指して努めていきます。</p>

<p>案 19 ページでほとんどの年代で男性の自殺が多いと計画案を作成した担当課は把握・認識してるので、「対応が求められます」との記述は若年女性の項目にしか書かれていない。</p> <p>案 20 ページで、令和4年以降の変化にのみ注目しているが、グラフにある期間全体を見れば、若年男性の自殺は「減少」ではなく横ばいだし、若年女性は「徐々に」どころか急増と言っていい変化。計画案を作成した担当課は状況の把握・理解が短期的視野すぎて不十分。</p>	<p>自殺対策については男女に関わらず対策が求められており、自殺率等の状況の推移を把握しつつ、関係部局間で互いに連携しながら今後の施策を検討していきます。</p>
<p>女性の自殺率が近年増加しているというデータは気になります。直接の御担当は自殺対策の部門になるかと思いますが、男女共同参画の観点とどのように関連付けて課題にあたっていかれるのか、気になるところです。</p>	<p>御意見をいただきありがとうございます。 自殺対策については関係部局間で適切に連携しながら、施策を検討していきます。</p>
<p>案 22 ページで「男性の意識に根付き」とあるが、女性には男性に対する「伝統的な価値観や行動規範」がないかのような書き振り。この場合のステレオタイプの「当事者」は男性のみか？若者に対し、女性には結婚や出産を、男性には仕事を尋ねる中年・高齢女性は、この場合「性別役割分担を助長」してきた「当事者」ではないのか？親が我が子に「男は～、女は～」と教え込むのも「性別役割分担を助長」ではないだろうか。それも「男性の意識に根付かせた当事者」である。それらへの対処も求められる。計画案を作成した担当課の視野の狭さを感じる。</p>	<p>当該項目は、特に男性が「伝統的な価値観や行動規範」から不安や悩みを抱えていることに対する課題認識を記述するものでしたが、御指摘のとおり「伝統的な価値観や行動規範」の影響は男女双方に見られるものであると同時に、男女ともにそれを助長する立場になり得ることを踏まえ、今後の施策を検討していきます。</p>
<p>具体的なデータで課題を見る化されていて、自分に置き換えて考えやすいと思った。</p> <p>特に市内の DV 経験のある方の割合が、とても高いことに驚き、被害の強弱はあるだろうが、とても身近なことだと感じた。職場に何人かいてもおかしくない状況だが、そんな様子は感じられないことから、隠れてしまいやすい問題だと思う。実際ひどい被害を受けていると相談するというアクションが取れないので、周囲が何か誘導できるきっかけがあればよいが、最近は個人的な話題がしづらい雰囲気は強く難しいと感じた。</p>	<p>御指摘のとおり、DVは外部から発見が困難な家庭内において行われ、潜在化しやすく、周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートし被害が深刻化しやすいという特徴があります。被害者の様子の変化に気付いたとき、または相談されたとき、周囲にいる人ができることや、DVに関する基礎知識について、積極的な広報啓発に努めています。</p>

<p>DV の相談件数についてはこれまで見えていなかつた件数が顕在化し、相談につながれる体制が整っていることは評価できるが、被害経験のある人は増加し続けている。被害者の救済は大前提だが、女性、男性ともに加害を行わないための施策が必要だと感じる。子どもはもちろん、大人へ向けた人権学習のプログラムなどの学習機会の提供を進めるべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、被害者への支援のみならず、被害者にも加害者にもならないための教育・啓発が重要と考えており、DV等に関する出前講座やシンポジウムの開催に取り組んできました。引き続き、暴力のない社会の実現に向け、効果的な事業の実施について検討していきます。</p>
<p>若い世代では仕事と家庭生活のバランスを重視し、女性の就業継続意欲や男性の家事参画意欲が高い状況との調査結果が出ており、それはそれで素晴らしい事だと思うが、実際にそれを実現するには、そう思っていない上の年代の方々の理解も得ていく必要があるため、市には特に上の世代への啓発に力を入れて欲しい。</p>	<p>御指摘のとおり、仕事と家庭の両立の実現には、上の年代の方々を含む周囲の方々の理解や協力に基づく環境づくりが不可欠であり、引き続き効果的な啓発に努めていきます。</p>
<p>少子化の加速に関し、男女共同参画の観点からは様々な分析があるのだと思いますが、子どもを産む・育てるに関して、まだまだ性差が解消されず社会の認識が不足していると思います。男性が育休を取つて終わりではなく、社会全体を暮らしやすく働きやすく循環させる必要性をもっと啓発すべきではないでしょうか。</p>	<p>御意見について、誰もがあらゆる分野で活躍することのできる社会の実現に向けた啓発を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>男性の世話をするという意味の結婚は全く魅力がなく、そもそも結婚が価値がないとも思える。結婚や子供がいることのステータス性も低くなつておらず、魅力を感じない。</p> <p>男性への道徳教育がいると思う。</p>	<p>本計画では、ライフスタイルや価値観が多様化する中で、誰もが多様な選択肢の中から自分の生き方を安心して選ぶことができ、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会を目指すこととしており、結婚するか否か、また、結婚にどのような価値を認めるかに関しては、多様な価値観のあり方を前提とする中で、自分自身が考え、判断することが望まれると考えています。</p> <p>御意見を参考にさせていただきます。</p>
<p>政治分野における男女格差が依然として甚だしい。「男女候補者数をできるだけ均等となることを基本原則として目標が定められている」とあるが、未だ2割を満たず目標達成には程遠い。やはり「できるだけ均等」という曖昧で強制力のない実情が影響している。</p>	<p>御意見を参考にさせていただきます。</p>

<p>★意見：国際的遅れ解消のため政治・経済分野の数値目標と実効性を強化すべき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際的課題の認識と対応の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー・ギャップ指数 G7 最下位という現状は深刻であり、国際社会（SDGs、G7）の動向に比べて国内の実効性が不足している。 ・この遅れを解消するため、政治および経済分野への対策を最優先で加速すべき。 2. 政治・経済分野の目標設定と義務付け <p>【政治分野】「候補者数の均等」という基本原則を実質化するため、政党に対し具体的な数値目標の義務付けと、達成に向けた公的支援を導入すること。</p> <p>【経済分野】 女性活躍推進法に基づく情報公表（賃金格差、管理職比率）の対象をさらに拡大し、目標達成企業へのインセンティブ（公共調達、融資優遇など）を強化すること。</p> 3. 育児・介護休業の男性利用促進と企業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・改正育児・介護休業法の実効性を高めるため、男性の育児休業取得がキャリアの不利益とならないよう、中小企業への代替要員確保や業務効率化への支援を拡充すること。 ・男女共同参画を「女性活躍」に留めず、働き方改革として推進し、すべての人が能力を発揮できる社会を目指すこと。 <p>【全体要旨】 国際的な潮流に追いつくため、目標達成を担保する強い政策と、育児・介護を社会全体で支える働き方改革の推進を強く求めます。</p> 	<p>御指摘のとおり、政治・経済分野における男女間格差の解消は国全体において急務となっています。</p> <p>本市では、男女に関わらず、誰もが自らの意思に基づきあらゆる分野で活躍することのできる社会を目指すこととしており、今後も、働き方改革の推進を含めとする各施策の効果的な実施に努めています。</p>
<p>男女共同参画については、この間の取組の成果があり、かなり進んでいると思います。</p> <p>しかしながら、一部の分野においては、男性や女性の比率が高いところもあると思いますので、引き続き、取組の推進をお願いします。</p>	<p>御意見を参考にさせていただきます。</p>

<p>女性活躍に関しても、「女性活躍推進法」が延長され、男女賃金格差と女性管理職比率が解決されず先送りされた。重要課題という意識が政府内にないと言える。</p>	<p>御意見を参考にさせていただきます。なお、令和7年における女性活躍推進法の改正では、単に法期限が延長されただけでなく、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を義務付ける企業規模が拡大され、企業における女性の健康上の特性に配慮すべき旨が明確化される等、内容の強化・変更が行われています。</p>
<p>女性活躍はよいことかと思います。子育ての国の発展にはとても重要かと思いますが、女性登用率や育休取得率という数字ばかりを追うのではなく、子育てしている人も、していない人も、活躍できる社会を作ることが大切かと思います。</p> <p>まず、公務員から実践して、民間にも広げてほしいです。</p>	<p>本計画が目指す、ライフスタイルや価値観が多様化する中で、誰もが多様な選択肢の中から自分の生き方を安心して選ぶことができ、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会の実現に向け、御意見を参考にさせていただきます。</p>
<p>男女共同参画の目標しか謳っていないが、この政策を進めることによって、デメリットも顕在化してきているはず。</p> <p>男女共同参画を進めたがゆえに、思ってもいらないところに負の負担も増加しているのではないか。</p> <p>特に少子化との因果関係や相関関係には敏感にアンテナを張って指標を定めて定点観測すべきと思う。何事もバランスの均衡は重要だと思う。</p>	<p>男女共同参画と人口動態との関わりについて留意しつつ、関係部局間での連携を図りながら施策を検討していきます。</p>
<p>私は女ですが、「女性だから」ということだけで機会が与えられるのは、真に努力している女性に失礼。男女問わず能力の高い人に機会が与えられるべき。</p> <p>先日、高市総理大臣が日本で初の総理大臣になったが、女性だからなったわけではなく、単純に政策通であったり優秀だったから総理大臣なったと思われる。</p>	<p>男女共同参画社会基本法には、「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」と定められています。このことを踏まえつつ、能力や資質に基づく機会均等との均衡を考慮しながら、女性活躍推進のための取組を進めていきます。</p>
<p>男女共同参画と、聞こえは良いですが、女性ばかりとりあげられて、優秀な男性の活躍の場が失われてそうに思えます。男女比率など数字に捉われすぎて、活躍したいのにできない人がいるのではと思います。育休も大事かも知れませんが、取れない人もいます。また休職中や、時短中の人の業務を補わないといけない人もいます。すべて平等公平は無理ですが、権利ばかり主張する社会になってはいけないと思います。</p>	<p>御指摘のとおり、支援の対象が特定の属性の方に偏ることがないよう留意しながら、全ての方が仕事と生活の調和の中で豊かな人生を送ることができる環境づくりに努めていきます。</p>

<p>意識変化は少しつづけてきていると思うが、まだまだ、男性をカッコイイと思う気持ちと女性を可愛いと思う気持ちは昔のままだと思う。男性は決断力がなく優柔不断で女々しかったり、スポーツが下手だと格好いいと思う人は少ないし女性が筋肉をつけたり容姿がずぼらだと可愛いと思う人は少ない。その意識がかわるのは絶望的であると思う</p>	<p>本計画が目指すウェルビーイングな社会の実現のためには、性別に関わりなく、お互いを尊重し、価値観や違いを認め合う社会づくりが重要であると捉えており、性別に根差す誤った固定観念の解消に向けた啓発に取り組んでいきます。</p>
<p>《誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現》《あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現》の構成も、大事なことと認識しますが、いきなり「あらゆる暴力が根絶され」とくると、少しショッキングな印象は受けます。</p>	<p>御意見を今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>まだまだ関心は低く、マイノリティという言葉の意味すら知らない市民が多いのが現状。親子での参加型の講演会や当事者も参加しての拘留を増やし、何か特典があれば参加も増えるキッカケに思う。教育現場での学習や演劇や映画を通しての体験学習等、市を揚げての取り組みを増やして周知徹底をして市民が関心をもつことを底上げして欲しい。</p>	<p>市民の皆様におかれて男女共同参画の理念や現状、課題等について御理解いただけるよう、御意見を参考にしながら、効果的な周知・啓発に努めていきます。</p>
<p>京都市がやる必要性を感じない。 国に任せれば良い 税金の無駄遣いなので京都市でやる必要ない。</p>	<p>国を挙げての男女共同参画推進に関する基本を定める「男女共同参画基本法」においては、国と地方自治体の役割について、国が施策を総合的に策定・実施したうえ、地方自治体においては、国の施策も踏まえ、その自治体の特性に応じた施策を策定し、実施することと規定されており、本市においては、本市における実情に即した計画を策定したうえ、国、また府や民間の団体等とも連携しながら、取組を推進していく必要があるものと考えています。</p>
<p>京都市についてのデータが少ないため、京都市が他都市より進んでいるのかどうかがよく分かりません。</p>	<p>男女共同参画に関わるデータで本市そのものの状況を表すものが限定されることから、本計画において掲載するものは多くありませんが、本市の状況を知る参考となるデータの収集とその分析、施策の実施に努めています。</p>

(区分C) 基本目標1について

御意見	回答
理想を掲げることは必要だが、まず現実、現状を知ることから始めなければ、関心も行動も起きず、絵に描いたモチで終わってしまう。まずは安心安全に、経済的にも、心に余裕をもって生活できる為に、具体的な政策をあげて実行して頂くことだと思う。	
「仕事と生活の調和」と言うが、仕事と生活の調和ができていない人はまだまだ多いと思う。計画が絵に描いた餅にならないように、頑張ってほしい	
目標も施策方針も大事なことばかりだと思います。	
すべての方が、自分らしく活躍できる社会の実現は容易ではないと思いますが、引き続き、取組の推進をお願いします。	
「一人一人が個人として尊重される社会」という考え方と共に感します。一方で、社会では様々な偏見や差別が残り、さらにはこれを助長するような意見がSNS等でも見られます。こうした意見に負けない、人々の心に響き、共感を引き出す伝え方によって、広く理解が得られるように周知いただきますようお願いします	御意見については、今後施策を検討する際の参考とさせていただきます。
ライフスタイルの変革に伴い、男女参画平等に関する考えは同調できると思いました。女性活躍ということも、政治の話でいうと女性初の内閣総理大臣が誕生し、これから益々推進されるとよいと思います。	
人口減少と労働力人口が減少しており、女性が活躍できる社会の実現は必須であると思う。女性の社会的地位の向上に向け、社会に存在する偏見の払拭に、京都市としても啓発を充実してほしい。このような傾向は高齢者に多く、若い世代には偏見はないと思うので、50代以上に啓発するのが効果的だと思う。	
ウェルビーイングという表現は良いと思う。	ウェルビーイングについては、これまでの計画になかった表現ですが、今後この言葉が表す理念について広く知っていただけるよう、広報・啓発に努めていきます。

<p>京都市がやる必要性を感じない。 税金の無駄遣いなので京都市でやる必要ない。</p> <p>京都市がなにか新たに実施せずとも既に生きがい、やりがいのをもって活躍できる社会になっている。</p>	<p>国を挙げての男女共同参画推進に関する基本を定める「男女共同参画基本法」においては、国と地方自治体の役割について、国が施策を総合的に策定・実施したうえ、地方自治体においては、国の施策も踏まえ、その自治体の特性に応じた施策を策定し、実施することと規定されており、本市においては、本市における実情に即した計画を策定したうえ、国、また府や民間の団体等とも連携しながら、取組を推進していく必要があるものと考えており、今後も取組を推進していきます。</p>
<p>アウトカムが不明確。</p>	<p>本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、そのことが個人を取り巻く環境に豊かさをもたらす社会を「ウェルビーイングな社会」とし、その実現を目指しており、この計画に基づき、施策を展開していきます。</p>
<p>男性育休や防災、健康課題など最近メディアでも取り上げられているので、とても時代に即した内容だと思う。</p>	<p>御意見については、今後施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>テレワークや短時間勤務に対する管理職の意識改革が必要。 促進策に対するインセンティブの導入とか。</p>	<p>今後施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>現実は長時間労働を課せられ、育児休暇取得もままならない状況が続いている。この原因は、本計画が、企業の意識啓発だけに止まっていることである。少なくとも大企業においては、長時間労働を禁止し、育児休暇取得も強制し、家庭重視の方向転換を図らなくては、吉い体制を改善することは不可能。男女ともに労働時間を短縮し、家事、育児、介護の時間を増やす必要がある</p>	<p>長時間労働の解消や男性の育児休業取得の推進のため、企業向けの啓発のみにとどまらない多様・多面的な取組を検討していきます。</p>
<p>案32ページの「① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり」には「意識啓発や、関係法令・各種支援制度の情報提供」とあるが、それらはこれまでの「京都都市男女共同参画計画」でも行われてきたことで、それでも案13ページのように「男性の長時間労働固定化」が変わっていないので、もっと抜本的に事業者等へ働きかける仕組みづくりが必要で、そのための人員や予算獲得にも努めるべき。</p>	<p>今後施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

<p>ウィングス京都の再整備について新聞で見ました。</p> <p>いつもがらんとしている1階に賑わいが生まれるのはいいことだと思いますが、訪れた人に2階に男女共同参画センターがあることをしっかりとPRし、男女共同参画の推進につなげることが大切だと思います。賑わいを作った後の本質の部分にしっかり取り組んでほしい。</p>	
<p>京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の機能充実に向けた計画には賛同しますが、1階に民間企業が入居することで、市民が自由に利用できたスペースが縮小される点に強い懸念があります。</p>	
<p>ウィングス京都は、男女共同参画の理念を体現する公共空間として、市民活動や子育て支援、相談事業など多様なニーズに応えてきました。今回の再編では「開かれた公共空間の創出」が掲げられていますが、実際には市民利用の場が減り、理念の実現が困難になる恐れがあります。</p>	
<p>特に、図書館の縮小や貸会場の廃止、相談業務に必要な以下のスペースの圧迫は深刻です。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> - 事務室（縮小予定） - 相談員執務室 - 女性相談室／男性相談室（この2室は真隣でないほうがいいと思います） - 職員が利用できる会議室（従来の応接室・ワールーム1・2に相当する部屋） - 利用者保育室 	<p>ウィングス京都のあり方については、男女共同参画センターとしての機能維持・向上を基本として、施設認知度の更なる向上や幅広い世代の利用促進に向け、民間活力も取り入れつつ、より開かれた公共施設とするべく検討を進めています。</p>
<p>これらは相談事業の質と安全性を守るために不可欠であり、削減は避けるべきです。</p>	<p>男女共同参画推進の中核施設としての役割強化に加え、性別や世代を超えて、あらゆる人が集い、交じりあう場の創出に取り組んでいきます。</p>
<p>また、【民間企業】の入居に伴い、図書館が2階へ移転・縮小されることから、ジェンダー関連書籍の充実や、書店との連携による啓発企画（フェア、イベント等）の実施をぜひ検討いただきたいです。</p>	
<p>さらに、施設レイアウトの変更にあたっては、現場職員の意見を十分に反映し、業務の実態に即した設計と、継続的な参画の仕組み（意見交換や確認の場）を設けていただくよう要望します。</p>	
<p>公共性と市民サービスを損なうことなく、誰もが安心して利用できる施設となる</p>	

<p>よう、市民と職員の声を生かした計画を進めていってほしいです。</p>	
<p>ライフスタイルや価値観が益々多様化していく中で、仕事と仕事以外の活動の調和・両立に向けた意識面の広報啓発や関係機関が連携した環境づくりが必要だと思う。</p>	<p>今後施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>防災・復興における女性参画の拡大が充実項目になっているのは良いと思った。避難所運営などで女性への配慮がされるよう、日頃から考え、準備しておく必要があると思う。</p>	<p>男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営や復旧活動に向け、防災計画や避難所運営マニュアルの見直し等を検討していきます。</p>
<p>育児に専念するためにいったん退職した人でも有能で働く意欲もある人がたくさんいます。そのような人たちが適切な仕事内容・賃金でまた働く社会になればと思います。</p>	<p>本計画が目指す、誰もが多様な選択肢の中から自分の生き方を安心して選ぶことができ、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会の実現に向け、御意見を参考にさせていただきます。</p>
<p>この目標自体はとてもいいことだと思いますが、だからといって「女性活躍」・リーダーシップといわれるとなんか違う...と思ってしまいます。</p> <p>待遇差改善も大切なことですが、女性登用のもと昇進を強く勧められるのもしないです。</p>	<p>本計画が目指す、誰もが多様な選択肢の中から自分の生き方を安心して選ぶことができ、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会の実現に向け、御意見を参考にさせていただきます。</p>
<p>案32ページの「③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進」について、高齢男性がずらりと並んだような会議体以外でも、ファシリテーターが居るワークショップや女性の参加者の少なくない場面でも、女性に意見や感想を求める「いや、私は特にないです」とその場で意見等を言わず、後から実はこう感じていた、こう思っていたと人伝に知ることが何度もあった。過去に「黙っていろ」的な体験があったのかもしれないが、正式な場での発言は言った内容への責任も伴い、その責任を担うを嫌がっているようにも感じる。案33ページの「施策方針2 女性活躍の推進」とも関連するが、現状を単純に発言数等で「女性が意見を言う場が少ない」ととらえず、女性に発言を積極的に促すことも盛り込まれてほしい。</p>	<p>本計画では地域活動や社会貢献活動への参加、また、政策・方針決定過程等における女性の参加促進を目指しますが、このためには、性別をはじめとする属性に関わらず、ためらいなく自らの意思に基づき発言できる環境が重要と考えています。</p> <p>御指摘のように、従来発言等を求められることが少なかった方々が発言する際に勇気を要する場合があることも踏まえ、発言しやすい環境づくりに向けた啓発等に取り組んでいきます。</p>
<p>女性活躍の推進の「誰もが希望に応じて能力を発揮するための支援」については、就職だけでなく、女性の起業への支援も必</p>	<p>本市をはじめオール京都体制で取り組む女性の活躍推進に向け、参考にさせていただきます。</p>

<p>要だと思う。</p> <p>男女平等な社会を実現するには、子どものころからの教育が重要だと考える。教育現場ではくん・ちゃん呼びが改められ一律「さん」になったり、男女混合の名簿になったり、形式的には男女共同参画意識の醸成が進んでいる。一方で、校長先生が男性、教頭先生は女性、PTA会長は男性、副会長3名は全員女性など、知らず知らず男性の方が偉いという価値観を子どもに刷り込んでいることがたくさんあると思う。学校教育ではその点も注意して取り組んでほしい。</p>	<p>御指摘のとおり、男女平等な社会の実現には、子どものころからの教育が非常に重要です。現在、教育現場では性別によって呼称詞の使い分けをせず、男女混合名簿が採用されるなど取り組みを進めています。さらに、学校生活全体を通して、「性別による固定的な役割分担等がないか」について見直しを図り、必要のないところにまで男女の別を持ち込まないよう、教職員の意識改革や言動の見直しを図る研修を実施しています。</p> <p>引き続き、こうした取組を通じて、男女平等教育の推進に取り組んでいきます。</p>
<p>(男女共同参画全般に言えることだが)女性活躍、特に経済面における女性の地位向上を目指した企業での活躍の促進に関して、京都市としては市内をターゲットエリアとしていても、広域自治体である府、また国(厚生労働省(京都労働局)・内閣府(男女共同参画局?))による取組との連携、分業、棲み分けをしっかりとやることで、相互補完的に共同的作用が期待でき、京都市に生じる効果も大きくなると考えられるので、京都市役所のみによる取組に視野を限ることなく、連携先も含めたトータルでの成果を求めてもらいたい。また、京都商工会議所や京都中小企業家同友会をはじめとする経済団体、民間組織でも、女性リーダーの育成のための取組に力を入れているようで、こうした組織から企業内での実情や課題を吸い上げて取組を充実、加速させてもらいたい。</p> <p>とにかく、この分野の取組は、機運づくりや経営者ら組織の上層部による女性活躍の意義の理解が極めて重要だと考えられるので、関係各位が同じ方向を目指して一気呵成に進めるムードをしっかりと作ってほしい。</p>	<p>本市をはじめオール京都体制で取り組む女性の活躍推進に向け、参考にさせていただきます。</p>
<p>義務教育課程の段階から、男女共同参画をきちんと教える必要があると思うのだが、学校教育におけるその分野はかなり担当される先生の裁量が大きい。</p> <p>特に「学校現場は男女平等だ」との認識により教育課程における男女共同参画が過小評価されているように思うので、そういう認識を改められたい。</p>	<p>御指摘のとおり、男女平等な社会の実現には、子どものころからの教育が非常に重要です。そのため、性別による固定的な役割分担意識や課題が残されていないか、学校生活全体の見直しを行い、担当する教員によって差異が生まれないよう、教職員の意識改革や言動の見直しを図る研修を実施しています。</p> <p>引き続き、こうした取組を通じて、男女平</p>

	等教育の推進に取り組んでいきます。
私は40代女性だが、職場において女性だからという理由で仕事をしづらい雰囲気は感じなくなった。一方で、若いころは、例えば出産すれば仕事の一線からは退く、という強い傾向も経験しており、両方を経験しているだけに変化に戸惑い、新しい社会の中で踏み出すことに躊躇、自信を持てず諦める方も多いと思う。自分も含め古い価値観を体験している層の意識改革はとても大事だと思う。	御意見を参考にさせていただきながら、あらゆる年代層の市民の皆様に対し、男女共同参画の理念と女性活躍の意義・必要性を知つていただけるよう、効果的な啓発に取り組んでいきます。
結局どこで働いても水商売や人身売買のような景色は個人の裁量によって見受けられることができ、残念に思う。メキシコの女性差別の問題など、性別によって下だと見做していいという文化が存在することが不思議である。教育制度の問題かもしれない。	現在、教育現場では学校生活全体を通して、「性別による固定的な役割分担等がないかの見直し」を図り、必要のないところにまで男女の別を持ち込まないよう、教職員の意識改革や言動の見直しを図る研修を実施しています。 引き続き、こうした取組を通じて、男女平等教育の推進に取り組んでいきます。
生きがい・やりがいはその人によって違いますが、どんな生き方も肯定されるような社会であるため、教育過程でしっかりと多様性を受け入れる・育むことが必要だと思います。	今後施策を検討する際の参考とさせていただきます。
特に意見はありません。「施策方針4 性に関する理解・尊重と心と体の健康づくり」の項で、男性側から見た課題についても触れてあることはとても良いことだと思います。	今後施策を検討する際の参考とさせていただきます。
性の多様性についての施策の推進が明記されており、良いと思います。	本計画が目指す、誰もが多様な選択肢の中から自分の生き方を安心して選ぶことができ、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会の実現に向け、御意見を参考にさせていただきます。
障害のある就学児の育児と介護による、主に母親の離職、就労の機会損失への支援、対策の強化も必要だと感じている。	本市では困難な問題を抱える女性への支援として、女性のための相談支援センター「みんと」の開所や民間団体との協働による若年被害女性等支援事業に取り組んできました。事業効果を検証し、引き続き、必要な支援の充実に努めています。
困難を抱える若年女性（貧困・親から子への性暴力など）への支援を、もっと手厚くしてほしい。それが結果的には少子高齢化や児童虐待などの問題の解決にも繋がっていくと思う。	本市では困難な問題を抱える女性への支援として、女性のための相談支援センター「みんと」の開所や民間団体との協働による若年被害女性等支援事業に取り組んできました。事業効果を検証し、引き続き、必要な支援の充実に努めています。
「性に関する理解」については幼少期からの教育が重要だと思います。 教育現場において、男女問わず、お互いの性に関する理解を深められるような取	今後、性に関する理解を深めるための取組を実施するに当たって、御意見を参考にさせていただきます。

<p>組をぜひ推進してください。</p> <p>男女差別、セクハラ、家事、育児、DV、問題は様々あると思いますが、独身女性としては、まずどのように（老後も含めて）1人で生活を維持していくか（収入を得るか）が最大のテーマです。多くの独身女性、独身男性が抱えている不安ではないでしょうか。</p> <p>私は京都で芸術を学び、そして関連分野で仕事に就くことが叶いましたが、決して収入は充分ではありませんでした。ボーナスなど一度ももらったことはありませんし、長年勤めて退職する際も退職金など検討さえされませんでした。</p> <p>そしてフリーランスとして自分の出来ること、スキルを活かす仕事として絵画教室を立ち上げようと思いましたが、まず教室を定期的に運営できる貸し施設が圧倒的に少ないです。そんなのネットで検索すればいくらでもあるだろう、と思われるかもしれませんのが、民間の貸し施設は料金が高額で利益が出ませんし、そもそも絵画教室の用途では貸してもらえないことが多いです。そして公共施設だと、営利目的では使えないと断られます。</p> <p>そんな中で私は幸運にもウイングス京都という施設を知り活用することができ、今のところ現実的にいくらかは利益が出る体系で教室運営が出来ています。大変ありがとうございます。</p> <p>ですが聞く話によると来年の4月から改修工事のために使用できなくなるとのこと。やっとコロナ禍を乗り越え軌道に乗り始めた矢先に途方に暮れております。先に申し上げたように他の選択肢が難しい状況です。</p> <p>今後私が求めることは、芸術に限らず、普通に何か自分の力で事業を立ち上げようとする時に【場所】を提供して欲しいと存じます。</p> <p>補助金などは単発的だし結局大きな伝統事業に対してのみではないですか？</p> <p>染織り、工芸、絵画、、etc、使える施設が限定されます。個展を開いて商品を売るというのはまた別の話です。普通に芸術美</p>	<p>本計画に基づき、女性が職業面において希望に応じて能力を発揮できることを目指した取組として、能力開発や就労支援、同じ悩みを抱える方がともに学び交流する居場所づくり事業などを実施していきます。</p> <p>ウイングス京都の改修工事期間中については、貸室等の利用に御不便をお掛けすることとなりますのが、市民の皆様にとってより良い施設にするための工事でありますことに御理解をいただきますようお願いします。</p>
---	--

術のスキルが活かした個人事業の補助となるような【場所】がもっとあればいいのに、と思います。どうぞよろしくお願ひします。	
---	--

(区分C) 基本目標2について

意見	回答
目標も指針も大事なことだと思います。	今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
今、世の中で、あらゆる暴力に関する無知・無関心のために、個人の尊厳や生活に、どのような理不尽な事件や現状が起こっているか、知らせることが必要と思う。 女性への支援をしっかりと位置付けていただいていると思う。頑張って進めてほしい。	あらゆる暴力が根絶される社会を目指し、積極的に啓発や支援を実施していきます。
暴力は、絶対にいけません。この計画でいちばん優先して取り組むべき課題と思います。	御指摘のとおり、暴力が根絶された社会の実現に向け、学校等における自分や相手、一人ひとりを尊重する教育をはじめ、中高生や大学生などを対象としたデートDVの予防啓発等、若年層向けの取組を推進していきます。
あらゆる暴力の根絶、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現を切に願っています。取組の推進をよろしくお願ひします。	これまでから各警察署とも緊密に連携して支援に取り組んでおり、今後も適切に連携していきます。また、配偶者暴力防止法及び女性支援法に基づき、京都市として取り組むべき施策を実施していきます。
警察ががんばれば良い	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントは重大な人権侵害であり、性別を問わず、ハラスメントを許さないという社会の雰囲気作りに努めています。 御意見については、今後の広報啓発の参考とさせていただきます。
ハラスメントへの意識として、私たち若者と、上の世代の意識が大きく乖離している。性的、威圧的なハラスメントはかなり日常的に蔓延しているため、意識の改革が必要。 特に、経営者、管理職への教育が必要。	

<p>ウィングス京都を改修して、1階を年4000万円の賃料で、書店を併設するとの記事を読んだ。大変良い取り組みである。築年数が経過し、稼働率が低い部屋を集客と財政に貢献する使い方に変えるのはある意味当然である。ウィングスの本来の機能を損ねることなく、施設を有効活用してほしい。</p>	<p>ウィングス京都の運営において、より地域に開かれ、地域社会の活性化に貢献できるよう、テーマ型の集まりの企画や地域との交流に向けた具体的な方策について、関係部署において連携しながら検討を進めていきます。</p>
<p>相談支援体制の充実 などが明記されており、心強く思うところです。今一步、支援に携わる方々の労働環境の拡充、研修の充実等の具体策を盛り込んでいただくことで、政策の姿勢が関係する方々をはじめ市民にも明確となると考えます。ご検討、よろしくお願ひいたします。</p>	<p>今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>DV支援にあたっては、一人ひとりのきめ細かな対応が求められる。必要な人員体制を確保していただきたい。</p>	<p>今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>DV支援対策では、計画案にもある女性本人や周囲の人への広報啓発、相談支援体制の充実が重要だと思う。</p>	<p>今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>被害に気付かない被害者へのアプローチ、逃げたい人への手厚い支援、加害者更生、加害者も被害者も生まないための教育はとても大事だと思う。計画に載せて終わりじゃなく、ぜひ積極的に行ってほしい。</p>	<p>今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>DVに関しては各家庭や個人間で潜在的に起こりうる事象であり、どういった支援が可能なのかは課題があると思います。</p>	<p>今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>性暴力やDVが未だに根絶しません。目を背けたくなるような報道内容も多々あり、逆に昔からあるものが可視化されてきたことのあらわれだと思います。もちろん大前提として根絶された社会であるべきですが、とにかく被害者の受け皿を作ることが先かと思います。</p>	<p>今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>非常に重要だと思う。ただし、暴力も個人個人によって定義は様々である。今回、改めて再定義すべきではないか。</p>	<p>本市におけるDVの定義については、配偶者暴力防止法及び国の定める基本方針等を踏まえ実施していきます。</p>
	<p>DVの定義について適切に認識していただけるよう、啓発に努めていきます。</p>

<p>例えば、セミヌードに近いような写真を連日インスタグラムに上げる大手アパレル企業のインスタグラマーをどう捉えるか、という課題について考えてみてほしい。</p> <p>実際に百貨店に行けば店頭に立っているスタッフの、このような性的とも取られるるストレスのショットの掲載を許す車内風土についてどう捉えればいいのか。</p> <p>(消費者として)。ストーカー対策などは大丈夫なのか。(実際に着替え動画のようなものも上がっている)</p> <p>参画がなされた先の、ケアやフォローの観点も、労働局と連携して取られていくべきではと思う。</p>	<p>今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>パートナーとのやり取りの中で、自身が何気なくやっていることがともすれば DV になりうることを実感した。</p> <p>DV の事例、わかりやすく犯罪なものよりも、やってしまいそうな身近なもの事例が多くあると、認識を新たにしやすいと思う。</p>	<p>今後の事業実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>
<p>子供の性暴力に関する事件をよく耳にするようになったが、子供は性暴力と身近な大人との通常の接触、子供同士のじゃれあいなどとの区別がつかないと思う。特に親族や先生などからであると、正当化しがちでは。性犯罪等に対する啓発は小学生くらいから継続的に行うべきと思う。</p>	<p>御指摘のとおり、暴力が根絶された社会の実現に向け、学校等における教育をはじめ、中高生や大学生などを対象としたデート DV の予防啓発等、若年層向けの取組を推進していきます。</p>
<p>暴力はだめですが、根本にあるものを改善しないと、根絶しないと思います。</p> <p>子どものころからの教育、また貧困(経済状況など)が大きく関わってきているかと思いますので、暴力をなくすことばかりにお金をかけるのではなく、教育・経済など、大きな側面で見て計画を立ててほしいです。</p>	<p>今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

<p>P39 の困難な問題を抱える女性等の【現状と課題】については、「みんと」などに寄せられた実態、とくに、実父、実兄など家族からの性暴力・性的虐待が多数を占めている実態、その虐待が幼児期から行われていることなどの実態を明記すべきです。</p> <p>「加害者更生」については、被害者を生まない社会づくり、加害を継承しない社会づくり、あらゆる暴力が根絶される社会づくりの根本的な取組として位置付け、施策の展開が求められていることを明記すべきです。</p> <p>「加害者更生」の取り組みを「推進施策」にも展開すべきです</p>	<p>「みんと」などに寄せられた実態については、「第2章 男女共同参画を取り巻く状況」27ページに記載していますが、年齢別などのデータを追加しました。</p> <p>「加害者更生」については、加害者の認知・行動変容を保証するプログラムがあるわけではなく、暴力が根絶された社会の実現に向けた根本的な取組としては、加害者を生まない教育・啓発が重要であると考えています。「加害者更生」に関する取組は推進施策③に記載しています。</p>
<p>案41ページの「③ 相談支援体制の充実」では、女性に対する支援体制と男性に対する支援体制の書き振りや内容の詳細度に大きな差が見られる。現状でも相談窓口に大きな差がある。例えば、ウイングスの電話相談は女性向けは「毎週」で、週4日は7時間週1日は10時間開設されるのに対し、男性向けは「月」2回でしかも90分しかない。案25ページで「男性は前回調査の15.6%から急増」と書き、概要版3ページでも「男性被害者への相談支援体制を整えることが求められています。」とあるのに、具体的な内容が「男性のDV被害者の相談体制の強化」しか書かれていない。具体的に何をどう強化するのか計画文書に明記しないと行政が予算付や事業化する動きへとつながらない。計画案では不十分。</p>	<p>御指摘のとおり、男性相談に対応する必要性は年々高まっていると認識しており、今後の男性相談の充実について具体的な内容を検討していきます。</p>
<p>少しではあるが、男性の性被害についても記載があったのが評価できる。</p> <p>一方で、性被害やDVというと男性が加害者という思い込みはまだ人々の中にあると思うので、教育現場などで（データDVの予防啓発を行っていると記載があった。）、ちょっと「男性が被害者の場合もあります。」と言っておけばOKというのではなく、説明する際あえて男性被害者の例を示すなどしてほしい。</p> <p>（性別が特定できないようにする、というのは、「どちらでもあり得る」と考える人間に対しては有効だが、「被害者は女性」という思い込みの下では機能しない。）</p>	<p>今後の事業実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>

<p>案42ページの「⑥ 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発」では、男子校での啓発活動やジェンダー教育が効果的だととの記事や事例報告も増えてきてよく見かけるが、女子校、女子大での「女性もDV加害者になりうる」ことを伝える事例はほとんど見たことがない。イラストでも男性が加害者、女性が被害者な描写がまだまだ使われていて、両方ありうるのだという正しい伝え方ができていないことへの啓発的取り組みも盛り込んでほしい。</p>	<p>今後の事業実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>
<p>P42⑤自立に向けた支援の充実には、「支援に必要な福祉施策を提案・実施する」ことを明記すべきです。</p>	<p>⑤に記載の「必要な福祉施策へのつなぎ」は、福祉部局において様々な福祉施策を実施していることを前提としており、女性支援において必要な施策について関係部局間で互いに連携しながら今後の施策を検討していきます。</p>

(区分C) その他について

御意見	回答
<p>京都市の税金を無駄遣いしないで欲しい。</p>	<p>今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>同計画を礎にどういった個々の施策が位置づけされるのか期待したいと思います。</p>	<p>本計画に基づく個別の施策及びその実施状況については、年度ごとに策定する予定の各年次計画と実績報告により、詳細に把握し、京都市男女共同参画審議会での議論の下、適切に管理するとともに、京都市情報館に掲載します。</p>
<p>こういう計画は、策定の効果がいまいちわからないですが、数年前を比べたら格段に女性は働きやすくなっているなと思いました。</p> <p>社会の変化もありますが、地道に自治体が計画の方針を定めて進めてこられたことも大きいと思います。</p>	<p>御意見を今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>若年男性の自殺が減っているわけではないので、男女ともに若年層の自殺対策に取り組むべき。</p>	<p>若年層自殺対策につきましては、関係部局間で互いに連携しながら、今後の施策を検討していきます。</p>
<p>SNS、夜間・休日開催のワークショップなど、参加しやすい工夫が必要。</p> <p>各年代に響く媒体での広報を。</p>	<p>御意見を参考にしながら、市民の皆様に、年代に関わりなく正しく男女共同参画の理念が広がる周知・啓発に努めています。</p>

<p>私は男性ですが、従来の男女共同参画の分野の取組では、男性のための施策的なものが少ない（私が知らないだけ）と感じきました。</p> <p>この案では、部分的に男性向けのことが書かれていますが、今後さらに充実していくことを期待しています。</p> <p>あと、京都府とか国とかと一緒に取り組んでおられるのは結構な事で、今後さらに連携を強化していただきたい。</p>	<p>今後も、性別に関わらず、誰もが平等に個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮でき、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会の実現に向けて取り組んでいきます。</p>
<p>男性と女性の断絶（女性専用車両問題など）や同性同士の対立（「子持ち様」や産休、育休中の業務の負担など）が社会問題になっています。</p> <p>こういった状況も踏まえ、男性、女性だけではなく、すべての性、すべての人が協力してウェルビーイングな社会を共に築いていけるよう、さらに強いメッセージを打ち出していくだけだと嬉しく思います。</p>	
<p>一部の内容が女性だけに偏りすぎている。</p> <p>若者の視点からすると、古い考えを持った大人が多いと感じる。飲みの場での同意のないスキンシップなど、業務外で尊厳を踏みにじられる行為は日常茶飯事になっている。</p>	<p>男女共同参画・女性活躍の推進は、性別に基づく固定的な価値観や行動規範の解消、就業環境の改善などを通じて、全ての人が暮らしやすい「ウェルビーイングな社会」の形成に資するものと認識しています。</p> <p>また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントは重大な人権侵害であり、性別を問わず、ハラスメントを許さないという社会の雰囲気作りに努めています。</p>
<p>エレベーターで乗り合わせた年配の男性が「降りるときは女性が先！」とまわりの人達に注意するのを見た。本人なりに女性に対する配慮を表明していると思われるが、その場にいた女性は気まずそうな表情をしていたように見えた。</p> <p>「男女共同参画の取組は男性に対する逆差別」という声を聞いたことがあるが、配慮される立場の気まずさ、居心地の悪さを感じさせることなく、構えることも押し付けることもなく男女共同参画を実践することの難しさを垣間見た思いがした。</p>	<p>今後も誰もが平等に個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮でき、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会に向けて取り組むと同時に、市民の皆様に正しく男女共同参画の理念を理解・実践していただけるよう、周知・啓発に努めています。</p>
<p>これは程度の問題であり、ちょうど良い程度を見出すことは大変難しいと思うが、各人がこれを見出すヒントを得られるような内容のプランを目指してもらいたい。</p>	

<p>男女共同参画センターでの利用状況、不要な補助金の支出が無いかチェックして欲しいです。</p>	<p>男女共同参画センターの運営において、透明性の確保と適正な予算執行が不可欠であることは言うまでもありません。</p> <p>事業内容の妥当性、効果測定、そして支出の厳格なチェックを継続して行っていきます。</p>
<p>男女共同参画費の使い方を考えてほしい。本当に支援が必要な人に使ってほしい。補助金目当ての団体などの利権の巣窟にならないようにしてほしいです。</p>	<p>男女共同参画の推進に係る予算執行につきましては、会計規則に則り適切に行うことは言うまでもなく、本計画においても示す目的に適った、効果的な事業実施のための執行となるよう、取り組んでいきます。</p>
<p>古い組織、田舎の組織では、セクハラが強く残っている。これまで届いていない層への情報発信が重要。</p>	<p>セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントは重大な人権侵害であり、性別を問わず、ハラスメントを許さないという社会の雰囲気作りに資する啓発活動等を実施していきます。</p>
<p>京都市では、男女共同参画の中核施設として、ウィングス京都があり、それに加えて、DV相談支援センター、みんとがあるなど、充実した支援策が備えられている。相談機能が重複しているかもしれないが、3センターの役割分担を明確にしながら、体制の充実を進めてほしい。</p>	<p>各センターについて、それぞれの役割を明確にしながら、適切に連携し合う体制を通じて、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組んでいきます。</p>
<p>とてもよくまとまっていると思う。モニタリング指標の「DV相談窓口の認知度」が激減しているのはなぜか気になる。積極的に広報してほしい。</p>	<p>DV被害者支援を必要な方に届けるため、窓口の周知は極めて重要であると考えています。引き続き積極的な広報に努めます。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランスが一般的な言葉になりつつあります。家庭や自分のために仕事をしているので、その考え方はよくわかりますが、ワークにかける時間は減らしつつ、DXや時間の使い方を工夫して、今まで以上に濃い仕事の仕方をすることも大事ではないかと思います。これまで時間で仕事に対する取り組みをカバーしてきましたが、考え方を我々高齢者も変える必要がありますね。</p>	<p>本計画では、ライフスタイルや価値観が多様化する中、誰もが、多様な選択肢の中から自分自身の生き方を安心して選ぶことができ、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会を目指しています。</p> <p>御意見を今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>国では「ハラスメント防止」の中でカスタマーハラスメントにも触っています。市役所が率先して基本方針の策定に取り組み、民間への支援にもつなげてほしいです。</p>	<p>カスタマー・ハラスメントについては労働者の尊厳に関わる重要な問題と認識しており、関係部署における確かな連携の下で取組を検討していきます。</p>
<p>男女共同参画について、様々な会社で新人研修や管理職研修などで学べる制度やシステムがつくれるとより良い社会がで</p>	<p>御意見を今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

<p>きるのではないか。」「男性だから」という優位性はなくすべきだが、一方で「女性だから」という理由で様々な所で女性枠が設けられるのもおかしな話。逆差別になる。 (祇園祭を例とするなら、一部の山鉾を例外として、女性は山鉾の上に上がることができない伝統文化との兼ね合いもあるので難しい話だが) 男女問わず能力が高い人に平等に機会が与えられる社会の形成が必要。</p>	<p>男女共同参画社会基本法には、「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」と定められています。このことを踏まえつつ、能力や資質に基づく機会均等との均衡を考慮しながら、女性活躍推進のための取組を進めていきます。</p>
<p>男女共同参画というと「女性活躍」という言葉がよく使われますが、「男性も女性も活躍できる社会」という観点がもっと打ち出されてもいいのかな、と思います。 今でこそ男性の育児参加も進んでいますが、子どもの学校に行ったりすると、「ああやっぱり子ども周りは女性中心だな」と感じたりもします。 施策を打って対策するのは難しい面があると思いますけど、視点として打ち出すのは大事かな、と思いました。</p>	<p>本計画では、女性活躍のみに限定することなく、性別に関わりなく、誰もが自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮できる社会を目指しており、施策の実施を通じて「性別に関わらず活躍を目指す」という目標の定着に努めています。</p>
<p>京都市でも人口減少が深刻であると聞く。若年層をはじめとする女性が京都市を住む場所、働く場所として選ぶことが、人口減少対策において有効な手立てとなり得ると考えるので、市政分野間での優先度を従来以上に高くして、人的資源や予算を手厚く充てられたい。</p> <p>男女共同参画の理念は立派だと思うが、この政策によって、京都市は他都市との人口獲得競争において、どのように寄与しているのか不明確ではないだろうか。 男女共同参画も人口減少期においては、メリットにもデメリットにもなりえる。 京都市が将来残っていくためにどのように寄与できるのか明確にされたい。明確にできないのであれば、政策優先度は低いので、新たな指標を設けて税金を投入するコスパは低いと思う。</p>	<p>男女共同参画と人口動態との関わりについて留意しつつ、関係部局間での連携を図りながら施策を検討していきます。</p>

<p>ステレオタイプな価値観が生きづらさに繋がっているケースが多いことを踏まえ、ステレオタイプな価値観を次世代へ継承しないため、広報物や学校教材などに気を配ってほしい。</p> <p>例えば、人間を男と女の2つにキッパリ分ける二元論的な考え方や、「子育て中のママへ」という表現（※パパを排除している。）、料理関連のイラストが常に女性であるなどの表現に気を付けてほしいです。</p>	<p>男女共同参画について、正しい理念が普及するよう、広報物や学校教材等の内容には十分に気を配りながら、今後も適切な周知・啓発に努めていきます。</p>
<p>意識を持ち直すことと、働く人が減りDV 被害が増えることで、税金が目減りすることへの対策と、経済の発展との間でよりマナーと節度を保っていく姿勢が求められると思う。</p> <p>何が正しいかが時代によって変わるのは当然かもしれないが、趣味でないことを労働の場で、競争社会の中で強いられているかもしれない存在のことを考えると胸が痛む。あまりに女性像として古臭く、垢抜けないというだけでなく、かわいそうで目も当てられない。</p> <p>若さを浪費するのではなく、それぞれが実力をつけて社会をより住まいやすい場に整えていく、時代を後退させないという意志が必要だと思っている。</p> <p>また、就労していない人への健康診断や、社会常識の研修など、労働者と同等にやらないと、犯罪者が増えるのではないかとなんとなく思う。</p>	<p>本計画に基づき、性別に関わらず、誰もが平等に個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮でき、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会に向け、御意見は今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>一般から意見を募集するには、このサイトだけでは厳しいものがあると思う。漠然と意見を求めるよりも、細かな項目に分けて意見を求める方が参加しやすい。プリントアウトして計画案を出力したけれど、状況説明ばかりに思えて、具体的にどうしていきたいが見えにくかった。まだまだ男社会で女性は生きづらく、生きづらいのだと、思うだけだった。</p>	<p>御意見を今後の意見募集方法の検討において参考させていただきます。</p>
<p>《意見募集について》 市立学生の夏休みの宿題として配付し、集約する方法も加えては? ∴多世代からの意見収集 計画の期間は数年以上である事が多い為、未来の自分たちの事を考える+家族など周囲の意見も反映できるよう、市立小学</p>	<p>なお、今回の意見募集については、京都市情報館での掲載によるほか、各所にチラシを配架を行ったうえ、郵送、持参、メール等の方法で頂戴しました。</p>

<p>5年生・中学1年生・高校1年生・大学生などに、夏休みの宿題として「自分自身としても考え、周りの人たちともお話したりして書いて」と渡し、集約するのも一案では？</p>	
<p>第4章 モニタリング指標</p> <p>市職員における管理職員に占める女性職員の割合が20%以下であるばかりか低下していることに驚きを感じる。これだけ長年にわたり計画、目標設定、啓発を継続しても、世界に劣る結果しか出せないのは、日本社会の根本的な体質の問題があるからではないか。この根深い問題を解決するためには、国全体の問題として法改正を行い強制的に変えるしか方法はない。</p>	<p>御指摘も踏まえ、性別に関わらず、誰もが自らの意思に基づき、あらゆる分野で活躍することのできる社会を目指して、国・府とも連携しながら取組を推進していきます。</p>
<p>●モニタリング指標</p> <p>本市職員における防災関連部署の女性職員の割合</p>	<p>計画の進捗状況については、本計画に基づいて年度毎に策定する年次計画及び実績報告にて適切に管理していきます。</p> <p>年次計画等においてどういった数値を目標とするかについては、いただいた御意見も参考にしながら、検討していきます。</p>
<p>これまで、いわゆる「数値目標」を設定することが様々な計画では常識とされていたと思いますが、京都市の力ではいかんともしがたい社会経済状況やトレンドなどもあるため、「目標」ではなく「モニタリング指標」とされることには大いに賛成です。</p> <p>確かに「京都市職員における管理職員に占める女性の割合」であれば、京都市の意思で半ば強権をもって高めることも実現可能ですが、「固定的な性別役割分担意識の解消」については、市民の主体的意識にかかるものであり、これを直接京都市がどうこうできるわけではありません。</p> <p>京都市の取組（努力）に加え、国や府、あるいは民間企業・団体、マスコミ、SNSなど多様な動きや力によるものですので、京都市の「目標」とするには無理があると思います。</p>	<p>御意見を今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

<p>目標値を定めず、モニタリング指標とするとのことだが、計画の効果検証が見えづらくならないか心配。少なくとも「京都市の管理職に占める女性割合」や「民間企業における役職者の女性比率」は目標値を設定する方がよいと思う。男女計画の進捗確認の中できちんととりまとめて公表し、男女共同参画が進んでいるかチェックしてほしい。</p>	<p>本計画に基づく個別の施策及びその実施状況については、年度ごとに策定する予定の各年次計画と実績報告により、詳細に把握し、京都市男女共同参画審議会での議論の下、適切に管理するとともに、京都市情報館に掲載します。</p>
---	--

(区分D) 第1章「計画策定に当たって」について

御意見	回答
<p>本計画書のタイトルを「男女共同参画計画」というわかりにくいタイトルから「男女平等計画」に変更するべきである。</p>	<p>本計画は、国の法律「男女共同参画社会基本法」や本市条例「京都市男女共同参画推進条例」に基づく計画として、これまでに5期を重ねて取組を進めてきました。名称を変更することで、従来の計画や法令との一貫性、関連性が見えづらくなることが懸念されることから、この度は計画名の変更をいたしませんが、御意見が「男女間の格差を解消することが計画の主要な課題であることを明確すべきである」との御主旨を今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>「誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現」という表現は、「男女平等社会の実現」という本来の目的を直視することを避けているようだ。</p> <p>やはり、ここでは、「男女の性別に関係なく誰もが平等に尊重される社会の実現」と、単刀直入に「男女平等」と表現するべきである。そうでないと、一体何を目指しているのかが伝わりにくい。</p> <p>男女が共に参画する国にするためには、まず男女平等であるべきである。</p>	<p>御指摘の文は、本計画に基づく「京都市男女共同参画推進条例」の前文において、京都市が魅力あふれるまちとして輝き続けるために「市民一人一人が、性別にかかわりなく個人として尊重され、様々な分野で生き生きと活動することができるようになければいけない」旨を掲げていることを受け、「誰もが」と表現しています。</p> <p>この「誰もが」は、性別はもとより、その他の属性を含めた全ての市民の方が、平等な扱いの下で活躍されることを表しています。</p> <p>御意見の「男女平等の実現が、従来に変わらず計画の主要な課題であることを単刀直入に表現すべきである」との御主旨を今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

<p>全体として「性別や性的指向・性自認にかかわらず、誰もが平等に個人として尊重され、権利が認められる社会」「ジェンダー平等」という考えが弱いと感じます。「男女共同参画」という言葉にこだわるのではなく、「ジェンダー平等」の精神を広げることを目的とした計画にすべきです。「ジェンダー平等」の言葉が知られていないのなら、その意味を明記すればよいと考えます。</p> <p>基本理念などに、性の多様性を認める言葉を明記すること。せめて「男女等」とするなどの工夫が必要です</p>	<p>ジェンダー（社会的・文化的につくられる性別）に基づく偏見や不平等を解消することは、本計画が目指す、誰もが個人として尊重される社会の実現にもつながるものであると捉えており、本計画を通じて、御指摘の性別や性的指向・性自認における多様性も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>京都市がやる必要性を感じない。 国に任せれば良い 税金の無駄遣いなので京都市でやる必要ない</p>	<p>国を挙げての男女共同参画推進に関する基本を定める「男女共同参画基本法」においては、国と地方自治体の役割について、国が施策を総合的に策定・実施したうえ、地方自治体は、国の施策も踏まえ、その自治体の特性に応じた施策を策定し実施することと規定されており、本市においては、本市における実情に即した計画を策定したうえ、国、また府や民間の団体等とも連携しながら、取組を推進していく必要があるものと考えています。</p>
<p>これまで男女共同参画というと女性に焦点が当たりがちだったのが、社会全体のウェルビーイングを目的とし、対象が広く感じられるのがよかったです。</p> <p>庁内の体制について、男女共同参画推進員が事実上あまり機能していないように思う。庶務担当者を形式的に任命し、研修を受けるだけという状況で任命される層も固定化しがち。特に中堅以上（どちらかというと考え方方が古い層）の意識改革につながる取組があるとよいと思う。</p>	<p>京都市役所庁内における男女共同参画意識の定着のため、各職場で、男女共同参画の意識醸成や業務への反映等に取り組む役割を担う男女共同参画推進員について、その役割が効果的に果たされたため、同推進員を対象とする研修等において男女共同参画推進の意義や同推進員の役割に関する理解が深まるよう努め、同推進員の職場での普及活動によって、中堅層以上も含む全ての職員に理解が広がるよう、工夫して取り組んでいきます。</p>
<p>計画策定に当たる推進委員に女性（決定権を持つ）が何人いるのでしょうか。市の基本計画策定に関わる各行政区の委員を見ても、女性が少なく、女性の人権や子ども権利に関わる意見が出せる委員が少なく見受けられます。まずはせめて男女半々の数、そして代表となる人は女性を置くところから始まるのではないでしょうか。</p>	<p>本計画の策定に際して内容等の審議を行ってきた男女共同参画審議会において、委員12名中、女性は7名であり、現行の「第5次男女共同参画計画」において本市附属機関等（男女共同参画審議会を含む。）の目標とされる「男女いずれの委員の割合も35%以上」を満たしています。</p> <p>本計画では、目標のハードルを上げて「男女いずれの委員の割合40%以上60%未満」としており、市の様々な分野における取組に女性の意見が従来に増して反映され</p>

	るよう、取り組んでいきます。
《策定について》 人権文化推進計画と同じように延長し、 今回は追補版を出すという選択肢は無かったか? ∴ 機運 <ul style="list-style-type: none">・社会情勢等を受けて、庁内体制の事務局が「共生社会推進室」になった。・「世界文化自由都市宣言」50周年に向けて、人権文化推進計画と併せて「共生社会推進計画」として策定する手もあったのでは?	
他の分野の計画も含めてのことですが、 5年ごとに計画を策定する手間を考えると、人的資源がもったいないな、と思いました。 無期限の計画を、必要が生じる都度に手直しするのではいけないでしょうか?	
計画期間については、社会情勢や男女共同参画に係る機運の変化に対応する観点から、5年間という期間でちょうど良いと思われます。	本計画の計画期間等につきましては、京都市男女共同参画審議会における審議を経て決定したものであり、その際に期間の長短や他の計画との関連等について様々な御意見を頂戴しています。
ウェルビーイングとかのカタカナ用語は届きにくいし、期間も短期設定しなければ評価しにくいと思う	次回計画策定時において、御意見を参考にさせていただきながら、改めて検討します。
国の「第6次男女共同参画基本計画」策定に当たり、京都市独自の指針として次期計画策定へ向けた取り組みは評価すべきである。 時期については、第5次計画期間の5年間において、男女共同参画に係わる法律の公布や改正など大きな動きがあり、日々変化していく世論や世界情勢、市民の生活状況や情報の波に細かく対処するべく、3年周期の計画に変更するべきと考える。	
男女共同参画を取り巻く状況は意識面を含め刻々と変化しているため、計画期間としては3年～5年ぐらいが適切だと思う。	
5年間、同じ計画は長すぎる。 社会情勢は日々変化するのだから、毎年修正してその時の情勢にあったものにした方がよいのではないかでしょうか。形骸化してるように思えてなりません。	

<p>「ウェルビーイングな社会の実現」という概念的な表現がどういう状態を目指すものなのか分かりにくいと感じました。「よい状態」ということが誰にとってどうよい状態なのかは尺度が異なると思います。計画の位置づけとしては抽象的であるという印象があります。</p>	<p>「ウェルビーイング」は、近年の単身世帯の増加等の背景を踏まえ、家庭という生活基盤を前提としない「個人」にあっても居場所を有し、幸せや生きがいを感じられるような、より高い包摂性を有する社会の実現を目指した考え方です。</p>
<p>ウェルビーイングな社会の文言は意味は素晴らしいがなじみが無くすぐに理解しにくい。計画名が男女共同参画とわかりにくい日本語なのにわかりにくい英語をいれてどうするのか。だれにでもわかりやすい日本語を使ってほしい。</p>	<p>従来の計画にはなかった言葉であり、英語由来で、また、抽象的な概念でもあることから分かりづらいところがあるとの御指摘を踏まえ、本市が目指す「ウェルビーイング」の考え方の周知・普及に努めていきます。</p>
<p>「5 推進体制」の「(1) 推進拠点」の一番に京都市男女共同参画センターを掲げるのであれば、市の正規職員の女性支援員が複数で常駐し、市の施策改善に迅速に反映できるようにすべきであり、困難な女性への支援等がスムーズに行われる体制の拡充を明記すべきです。</p>	<p>本市では、2名の女性相談支援員について、つなぎ役として本庁に配置することで、男女共同参画センターやDV相談支援センター、「みんと」と区役所・支所、本庁各局、その他様々な関係機関等が効果的に連携し、重層的な相談支援体制の下、適切なサービスにつなぐことが可能となっています。また、DV相談支援センターに8名の相談支援員を集約配置することで、高い専門性と共通の支援ノウハウに基づく長期的・継続的な対応や、この体制を活かした迅速かつ手厚い支援、土曜日の相談支援対応など、区役所等への分散配置では対応が難しい課題にも対応できるものと考えています。</p>
<p>推進体制に区役所を位置付けることも重要です。区役所に女性支援員を配置し、市民に身近な場所にジェンダー平等や暴力など女性の困りごとに応じられる窓口を設置し、市の施策にスムーズに繋げられる支援体制を構築すべきです。</p>	<p>男女共同参画審議会については、市長の諮問に応じるのみではなく、審議会の判断に基づいて調査、審議、市長への意見を述べる機関として位置づけることが必要です。市長の諮問のみでは、ジェンダー平等社会への改善が遅れます。</p>
<p>男女共同参画審議会については、市長の諮問に応じるのみではなく、審議会の判断に基づいて調査、審議、市長への意見を述べる機関として位置づけることが必要です。市長の諮問のみでは、ジェンダー平等社会への改善が遅れます。</p>	<p>男女共同参画審議会では、本計画の策定に關し、本市から諮問を受けたうえ、本市の状況や男女共同参画を取り巻く情勢を踏まえ、また、審議会委員御自身の知見や考察に基づいて熟議を重ねており、この度のパブリック・コメントも踏まえて、今後、市長に答申を行うことを予定しています。</p>
<p>また、同審議会の市民公募委員の選出については、市民が知らないところで決められているように感じます。「市民への周知を十分に行い、公募・選出される」ことを明記して、公募について市民参加が進むようにしてはどうかと考えます。</p>	<p>同審議会の市民公募委員の選出においては、報道発表や広報チラシの配布等の周知に努めていますが、さらに市民参加が進むよう、周知の充実に努めます。</p>
<p>さらに、「ジェンダー平等審議会」とし、LGBTQ+の当事者の意見が反映できる工夫が必要です。</p>	<p>LGBTQ+の当事者の方の御意見につきましては、これまでからもパートナーシップ宣誓者のアンケートやコミュニティスペースの場など、様々な機会を通じ、当事者の方が抱える生きづらさの把握に努めています。今後も当事者のお声を聞きながら施策を進めていきます。</p>

(区分D) 第2章「男女共同参画を取巻く状況」について

御意見	回答
「介護」がどのような人の介護を想定しているか、例えば高齢者を前提としているなら、そのことを明記してほしい。	文中の「介護」につきましては、高齢者の方のみならず、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、歩行、排泄、食事、入浴等の日常生活が困難な人を支え、尊厳ある自立した生活ができるよう手助けすることを指します。
女性が決定権のある場に半数いるのがあたり前になるところから始めなければならないと思います。また思い込み・バイアスを持った大人に育てられた子供は同じように育つので、バイアスのない大人を増やす努力が必要と思います。DV性被害にあった男性が声を挙げられない社会、女性だから仕方ないと思い込んでいる社会を変える為の大きな変化が求められています。	本計画では、誰もが平等に個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮でき、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会を目指し、男女共同参画の視点での施策を進めていきます。 また、性別役割分担意識などは幼少期から周囲の言動により無意識に根付いてしまうため、教育現場では教職員の意識改革や言動の見直しを図る研修を実施しています。引き続き、教職員一人ひとりが多様性を尊重する姿勢を大切にしながら、男女平等教育の推進に取り組んでいきます。
P23の『DV相談支援件数』は、男女等の比率を明記して、実態を明らかにすべきです。	DV相談支援センターでは、女性被害者のみを相談の対象としています。男性の状況については、28ページの図表27(ウイングス京都 男性からのDVに関する相談の内訳)に掲載しています。

(区分D) 基本目標1について

御意見	回答
ウェルビーイングという言葉が分かりにくいです。「誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会」というのであれば、誰もが分かりやすい言葉にする方が良いのではないかでしょうか。	「ウェルビーイング」については、個人の生きがい・やりがいのみならず、安心・安全や個人の尊厳を含めて、多様な幸せと、社会との関連性を重視した包摂性の高い考え方であると認識しています。 従来の計画にはなかった言葉であり、英語由来で、また、抽象的な概念でもあることからわかりづらいところがあるとの御指摘を踏まえ、本市が目指す「ウェルビーイング」の考え方の周知・普及に努めています。
男性の育児休業の取得率が近年大きく上昇していることに改めて気付かされたが、記載のとおり、公務員と民間との間で大きな格差があることは依然として課題だと思う。	御指摘の通り、男性の育児休業取得率については近年大きく向上していますが、公務員と民間企業との間には格差があることを課題として認識のうえ、施策を検討していきます。

<p>計画の体系のⅠや基本目標Ⅰは、「誰もが平等に個人として尊重される社会の実現」とし、ジェンダー平等の精神を掲げるべきです。P31からP38のあらゆる部分にジェンダー平等の言葉を入れるべきです。</p>	<p>ジェンダー（社会的・文化的につくられる性別）に基づく偏見や不平等を解消することは、本計画が目指す、誰もが個人として尊重される社会の実現にもつながるものであると考えています。</p> <p>幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>「近年、若い世代における仕事と家庭生活のバランスに関する意識は変化しており、若い世代の女性ほど、就業継続意欲、昇進意欲、管理職になることへの意欲が高く、」とあるがどこからの情報なのか。女性だからといって昇進させる雰囲気があるのは困る。女性活躍させようという雰囲気に追いつけない。</p>	<p>御指摘の箇所は、令和6年度男女共同参画白書に記載の情報を引用したものです。</p> <p>本計画では、誰もが平等に個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮でき、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会を目指し、男女共同参画の視点での施策を進めていきます。</p>
<p>性別、年齢により、区切ったり限られる組織が多いと思います、身近な自治会、そして社会、企業への啓発・意識を変える研修を行い、そのうえで場づくりを同時にしていくかなければ変わりにくいと思います。大胆な変革を望みます。</p>	<p>自治会、企業等への啓発につきましては、本計画に基づく個別施策や「出前トーク」などを通じて効果的に行っていきます。</p>
<p>案36ページでの「① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発」には、大学入試における「女性枠」は性別での差別だという認識を広める啓発も含めてほしい。それが差別であっても現状の大学や分野での男女差を克服するために必要だと言うのは理解できるが、一部の学識者が「差別ではない」と誤った認識を持っているので、まだまだ男女共同参画の視点に立った啓発が不十分に感じる。また、京都市立芸術大学でも「男性枠」が差別だけ必要と感じる。まだまだ今の大学生の親年代の大人には「男は仕事につけないような芸術ではなく仕事につながる分野を選べ」という意識が根強く、高校生の進路選択で親や教員からの言葉を参考にした割合が多いことからも、上の世代の固定的な性別役割分担意識に左右されず、男女どちらも芸術に親しみ世界的な文化都市京都の担い手となれるよう、京都市立芸術大学でも「男性枠」を設置すべきと考える。</p>	<p>女性枠や男性枠の導入については、多様な学生の獲得やジェンダーバランスの促進を目的に、各大学において検討の上判断されるものと認識しています。</p> <p>京都市立芸術大学の入学者選抜における取扱いについては、御意見を参考とさせていただきます。</p>

(区分D) 基本目標2について

御意見	回答
根絶に向けた施策には、性加害者も性被害者も生まない、育まない、乳幼児期からの人権教育及び性教育が急務です、自分を大切にすること、嫌だと言うこと、相手も大切にすること、そして意思の確認をすること、バンダリーなどを育むためにまずは乳幼児に関わる大人、特に保育士や福祉関係者への研修を必須とし、意識を変えることが最優先だと思います。そんな大人に育まれた子供たちの将来は加害者を減らしそれが被害者を減らすことになると思います。	御指摘のとおり、子どもたちが加害者、被害者、傍観者にならないためには、幼児期及び各教育課程において、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を身に着けることが必要と考えています。保育士や福祉関係者など乳幼児に関わる大人に対する研修について、今後の取組の参考にさせていただきます。

(区分D) その他について

御意見	回答
男女共同参画というネーミングは多様性の時代に合っているのか疑問	本計画は、国の法律「男女共同参画社会基本法」や本市条例「京都市男女共同参画推進条例」に基づく計画として、これまでに5期を重ねて取組を進めてきたものです。名称を変更することで、従来の計画や法令との一貫性、関連性が見えづらくなることが懸念されることから、今回は計画名の変更はしませんが、御意見の「男女間の性別のみのとどまらない、幅広い多様性を念頭に置く事態認識が求められる」との御主旨を今後の取組の参考にさせていただきます。
会議や役職等に女性を何%以上配置する等のよくある制約は必要なのか。男女問わず知識や能力で評価されるべきで、求められる内容について男性の方が秀でている場合にも女性を登用することは、誰のためにもなっていないと思う。	会議や役職等において、女性比率を設定する取組は「ポジティブ・アクション」と言われ、「社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定措置」とされています。社会の様々な分野における意思決定の場に男女が共に参画し、多様な意見を政策や方針に反映させることは、多様性に富んだ持続可能な経済社会を実現するうえで重要であると認識しており、引き続き取組を進めています。

<p>若い世代では男女の役割固定化などの考え方方が減少し収入も家事育児介護も分担するのが当たり前の価値観になってきているのに、長時間労働が改善されなければ育休や介護休暇の取得もままならず、家事に参加しろと言っても肉体的に限界がある。</p> <p>長時間労働が解消されれば、家事、育児、介護により一層取り組めるし、肉体的精神的余裕が増え、DVや自殺、精神疾患も減少しうる。</p> <p>事象が起きてからの相談窓口や支援が現状は不十分で拡充に取り組むべきなのはもちろんだし計画にも様々盛り込まれているが、事象が起こらないよう根本解決のために労働状況へもっと積極的に切り込んで取り組む計画であってほしい。全体的に、受け身、待ちの姿勢に感じる。</p>	<p>男女共同参画・女性活躍の推進は、性別に基づく固定的な価値観や行動規範の解消、就業環境の改善などを通じて、全ての人が暮らしやすい「ウェルビーイングな社会」の形成に資するものと認識しています。</p> <p>就業環境の改善等につきましては、企業への啓発を中心に、本計画に基づき、個別の施策を検討の上、効果的に実施していきます。</p>
<p>子どもたちの性のハードルが低いこと、また思春期以下の子どもが性的描写のアニメや動画や写真などを簡単に見れる状況にあり、それらのことが自画撮被害(児童ポルノ被害の原因のトップ)につながったり、また生成AIによる裸画像を簡単に作成したりすることから、性被害、性加害の低年齢化を加速させています。現在大人である人を救うのは元より、将来の加害、被害を減らしていくために、乳幼児期からのかかわりが大きく関係すると思います。</p>	<p>御指摘の状況を踏まえ、幼児期及び各教育課程において、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、一人ひとりを尊重する態度等を身に着けるための「生命の安全教育」等を実施することで、子どもたちが加害者、被害者、傍観者にならないように取り組んでいきます。</p>
<p>具体的な施策についてはこの計画では全く言及されていないが、そういったものは何を見れば知ることができるのか？</p> <p>この計画は理念的なものを主に示すものだというのは理解できたが、市民にとってより重要なのは、「じゃあ京都市は何をやっているのか」、「私たちは何に参加できるのか」、「どういう支援を受けられるのか」であって、それを知るための手段を知りたい。</p>	<p>本計画に基づく個別の施策及びその実施状況については、年度ごとに策定する予定の各年次計画と実績報告により、詳細に把握し、京都市男女共同参画審議会での議論の下、適切に管理するとともに、京都市情報館に掲載します。</p>
<p>国では「非正規の待遇改善」や「防災でのジェンダー視点」も重視していますが、この計画では方向性だけで、具体的な取組内容が少ないよう見えます。</p>	<p>非正規雇用の待遇改善については男女の置かれた状況の違いを背景とする様々な困難を解消していくうえで重要であり、個人が尊厳を持って生きる事にも密接にかかわる課題と認識しています。</p> <p>また、防災における男女共同参画の視点を災害対応の各段階において反映することは、被災時の多様なニーズに適切に対応するため、非常に重要であると考えています。</p>

	<p>す。</p> <p>本計画に基づく個別の施策及びその実施状況については、年度ごとに策定する予定の各年次計画と実績報告により、詳細に把握し、京都市男女共同参画審議会での議論の下、適切に管理するとともに、京都市情報館に掲載します。</p>
<p>国では「非正規の待遇改善」や「防災でのジェンダー視点」も重視していますが、この計画では方向性だけで、具体的な取組内容が少ないように見えます。</p>	<p>非正規雇用の待遇改善については男女の置かれた状況の違いを背景とする様々な困難を解消していくうえで重要であり、個人が尊厳を持って生きる事にも密接にかかわる課題と認識しています。</p> <p>また、防災における男女共同参画の視点を災害対応の各段階において反映することは、被災時の多様なニーズに適切に対応するため、非常に重要であると考えています。</p> <p>本計画に基づく個別の施策及びその実施状況については、年度ごとに策定する予定の各年次計画と実績報告により、詳細に把握し、京都市男女共同参画審議会での議論の下、適切に管理するとともに、京都市情報館に掲載します。</p>
<p>市民が広く興味を持っているのは、ウィングス京都の建物をどうしていくのか、という点だと思います。計画の本筋ではないと思いますが、本市での男女共同のシンボルなので、施設の見直しに関して、一定充実した記載があると良いと思います。</p> <p>京都府の男女共同の施設もあったと記憶していますが、よく知らない身としては、なぜ二つあるのか、合体した方が効率的でないか、と思ってしまいます。様々な経過があり一足飛びに合併すること等はあり得ないと思いますが、市民はどう使い分けばいいのか、すみ分けや連携の内容等について少し詳しく述べると良いと思います。</p>	<p>ウィングス京都については、本来機能を損なうことなく、施設認知度の更なる向上や幅広い世代の利用促進に向け、民間活力も取り入れながら、より開かれた公共施設を目指していきます。</p> <p>京都府とは、引き続き密接な連携を図りながら、市民の皆様にとってより利用しやすく、効果的な男女共同参画施策を推進していきます。また、施設の役割や連携内容について、より分かりやすく市民の皆様にお伝えできるよう、広報活動の一層の強化にも努めています。</p>

<p>モニタリング指標について、理解しますが、なぜ市職員の数値なのだろうと思いました。</p> <p>京都市内の民間企業や行政を合わせた数値で状況を把握するべきではないでしょうか。</p>	
<p>まず、国では「女性管理職 30%」「男性育休率 2025 年 50%」などの数値目標をはつきり出していますが、</p> <p>市の計画にはそうした目標がなく、進み具合がわかりにくいと思います。明確に目標を位置づけるべきです。</p>	
<p>計画の実効性を高めるには、推進状況を客観的に把握することが必要不可欠です。しかし案では、第 4 章を「モニタリング指標」と位置づけ、これまで目標数値として設定してきた数値をモニタリング指標にすると述べられています。確かに数値目標のみでの状況把握が難しいのかもしれません、それならば数値に代わる具体的な目標設定を盛り込む等の方策が求められるのではないかでしょうか。目標数値をモニタリング指標に「格下げ」するだけに見えることは、市が政策に対して消極性になったように受け取られる危険性があります。たとえば推進体制の整備等、どこかに 1 つでも新規の具体策を盛り込み、「第 4 章 目標」とし、モニタリング指標とともにその具体策の実現を目標として掲げていただき、市の積極的な推進姿勢を市内外に向けて明らかにしてくださることを願います。</p>	<p>従前の計画において設定してきた目標数値については、男女共同参画社会の実現という大きなテーマが不变のものである一方で、これを取巻く状況は日々刻々と変化しており、5 年間という計画期間中時宜にかなう目標数値を設定することが困難な場合があるため、今日の計画からはモニタリング指標を設置することに変更したものであり、この変更によって男女共同参画の実現に向け、様々な指標やデータの重要性を疎かにするものではございません。</p> <p>本計画に基づく個別の施策及びその実施状況については、年度ごとに策定する予定の各年次計画と実績報告により、詳細に把握し、京都市男女共同参画審議会での議論の下、適切に管理するとともに、京都市情報館に掲載します。</p>
<p>目標数値については、達成しそうな目標ではなく、大きく掲げるべきです。それでも、途中で達成した場合には、目標数値を改定することを明記すればよいと考えます。</p>	
<p>ウイングス京都という歴史や実績のある公共空間を、民間活用という名目で目先の利益に飛び付いてひと儲けしたいだけの特定業者に私物化させないでいただきたいです。</p>	
<p>カネを払ったり事業者関係であったりと、特定条件じゃないと立ち入れない空間に変質させることにより、ただでさえ市内で減少している出入り自由な居場所や行き場がまた狭められることにつながります。</p>	<p>ウイングス京都の本来機能を損なうことなく、施設認知度の更なる向上や幅広い世代の利用促進に向け、民間活力も取り入れながら、より開かれた公共施設を目指していきます。</p>

<p>SOGI など多様性への理解を深める取組も、もう少し書き込んでほしいと感じました。</p>	<p>多様な性のあり方への理解については、本計画の他、京都市の今後の人権施策の基本方針等を定めた「京都市人権文化推進計画」を通じ、担当課とも連携しながら、普及・啓発に取り組んでいきます。</p>
<p>読み込み不足かもしれません、男女という性に焦点を当てた計画と理解しました。将来的には、男女だけに限らず L G B T Q にももう少し焦点を当て、全ての性を対象とした計画としてはどうかと考えます。</p> <p>全体として「性別や性的指向・性自認にかかわらず、誰もが平等に個人として尊重され、権利が認められる社会」「ジェンダー平等」という考えが弱いと感じます。「男女共同参画」という言葉にこだわるのではなく、「ジェンダー平等」の精神を正しく広げることを目的とした計画にすべきです。「ジェンダー平等」の言葉が知られていないなら、その意味を明記すればよいと考えます。</p>	<p>ジェンダー（社会的・文化的につくられる性別）に基づく偏見や不平等を解消することは、本計画が目指す、誰もが個人として尊重される社会の実現にもつながるものであると考えています。</p> <p>本計画を通じて、御指摘の性別や性的指向・性自認における多様性も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>公立中学校の一部の体育の授業で男女別で授業を行っている（男女別修）</p> <p>今は共修で一緒に授業をするべきではないか</p> <p>中学校の時点でこのような形態は男女共同参画社会に反するのでは？</p> <p>早急に調査して改善していくべき</p>	<p>京都市立中学校の体育授業については、文部科学省が定める学習指導要領を踏まえ、原則、男女共習で実施しています。</p> <p>ただし、実施種目の特性や学校状況などを踏まえ、各校において配慮を要すると判断される場合には、男女別で実施することがあります。</p> <p>体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有できるよう、体育授業の充実に努めています。</p>
<p>性別固定観念や男性の抱える生きづらさは、小さい時から植えつけられているものです。子育てにあたって気をつけていますが、保育園で、男の子は女の子に優しくしてね、と発言されている先生がいました。教育の現場で、男だから、女だから、という発言をされないよう気をつけてほしいです。</p>	<p>御指摘のとおり、性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスは幼少期から周囲の言動により人々の意識に根付く側面を有していると考えています。</p> <p>保育や教育の現場における男女共同参画の正しい啓発については、今後も関係部局間で連携しながら努めています。</p>

<p>夫婦のいずれかの氏を選択しなければ結婚できない制度を採用している国は世界中で日本だけである。国連の女性差別撤廃委員会は夫婦同姓を義務づける民法の規定を見直し、選択的夫婦別姓を導入するよう通算4度勧告した。世界ジェンダー・ギャップが148カ国のうち日本は118位で、G7の中で圧倒的に最下位に甘んじている理由がここにもある。</p> <p>本計画の中に、選択的夫婦別姓の実現を果たすことを明言するべきである。夫婦別姓は家庭を壊すなど根拠のない精神論は反対理由にならない。女性の人权を尊重し、社会進出を促す上でも別姓を選択できる制度にするべきである。</p> <p>選択的夫婦別姓の実現が遠のくような社会になってほしくありません。</p>	<p>選択的夫婦別姓については、婚姻制度や家族のあり方と関係する重要な問題として、国民の間に様々な意見があることを踏まえ、国において丁寧な議論が進められるべきものと考えています。</p> <p>今後も、国における議論の動向や司法の判断、世論等を注視していきます。</p>
--	---

第6次京都市男女共同参画計画

(答申案)



男女共同参画社会の推進に関する基本理念

京都市では、平成15（2003）年12月に制定した「京都市男女共同参画推進条例」において、男女共同参画社会づくりの基本理念を定めています。

（基本理念）

- 1 男女の人権の尊重及び社会における制度又は慣行への配慮
- 2 男女の継続的な職業生活の確保
- 3 子育て、介護等の家庭生活とその他の活動との両立
- 4 男女の互いの性の理解と尊重
- 5 政策等の立案から決定までの参画機会の確保
- 6 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組との協調

【参考】京都市男女共同参画推進条例

第2条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。
- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようすること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようすること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

市長挨拶

目次

第1章

計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

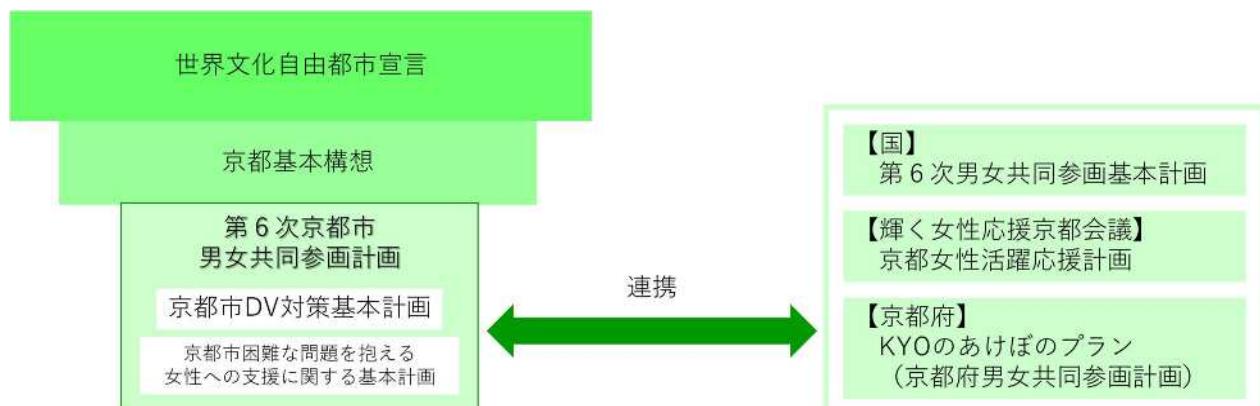
京都市では、昭和 57 (1982) 年 10 月に「婦人問題解決のための京都市行動計画」を策定してから現在に至るまで、市民一人一人が、性別にかかわりなく個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる男女共同参画社会の実現のための取組を進めています。

平成 15 (2003) 年 12 月には、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「京都市男女共同参画推進条例」を制定しました。

「第5次京都市男女共同参画計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」が、令和7年度で計画の期間が満了することから、令和7（2025）年3月に京都市男女共同参画審議会に次期計画について諮問を行い、策定に向けた検討を進めるものです。

2 計画の位置付け

- (1) 世界文化自由都市宣言の都市理念の下、「京都基本構想」（令和7年12月策定予定）に基づく分野別計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「京都市男女共同参画推進条例」第10項第1項に定める、男女共同参画推進のための施策を網羅した総合的な計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」に位置付ける、「京都市DV対策基本計画」です。
- (4) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に定める「市町村基本計画」に位置付ける、「京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」です。



3 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

4 第6次男女共同参画計画の目指す社会像

本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、そのことが個人を取り巻く環境に豊かさをもたらす社会を「ウェルビーイングな社会」とします。



男女共同参画の推進は、性別に基づく固定的な価値観や行動規範の解消、就業環境の改善などを通じて、全ての人が暮らしやすい「ウェルビーイングな社会」の形成に資するものです。

本計画では、「ウェルビーイングな社会」の実現に向け、以下の目標を設定します。

《誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現》

誰もが平等に個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮でき、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会。

《あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現》

困難を抱えておられる方への支援等を通じて実現される、あらゆる暴力が根絶され、誰もが取り残されることのない社会。

5 推進体制

(1) 推進拠点

ア 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）

計画を推進する中核的施設として、男女共同参画に関する「情報の収集と提供」、「啓発誌の発行」、「講座・研修等の実施」、「相談事業」、「活動のための施設の提供」、「活動団体相互間の連携と交流」、「調査研究・人材育成」など様々な事業を実施しています。

《京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の機能充実》

本計画推進の中核施設である「京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）」は、人口減少や少子高齢化、人生100年時代の到来、デジタル化の進展、女性の貧困問題など社会環境が大きく変化し、市民ニーズも多様化する中、これから時代に向けた、魅力あふれる施設を目指していく必要があります。

本計画の推進に当たっては、同センターの優れた立地環境を活かし、子どもや子育て世代、若者など多くの人々・世代が集い、誰もが居心地の良さを感じられる、開かれたテラスのような新たな公共空間を創出することで、これまで同センターを知らなかった方も気軽に男女共同参画に関心を持ち、触れていただくことのできる施設としていきます。

イ 京都市DV相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「相談や相談機関の紹介」、「同行支援」、「代行支援」、「被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保」のほか、「カウンセリング」や「弁護士相談」、「自立生活の促進、保護施設や保護命令¹制度の利用についての情報提供」などを実施しています。

ウ 京都市女性のための相談支援センター（「みんと」）

DV以外の様々な困難を抱える女性のための包括支援施設として、「相談や相談機関の紹介」、「同行支援」、「代行支援」、「相談者及び同伴者の緊急時における安全の確保」のほか、「カウンセリング」や「弁護士相談」、「精神科医による相談」などを実施しています。

(2) 審議会及び府内における推進体制

ア 京都市男女共同参画審議会

本計画の策定や本市における男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議等を行うとともに、市長に意見を述べるための附属機関として、学識経験者、経済界・労働者代表、市民公募等からなる委員で構成されます。

¹ 被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまとい等の一定の行為を禁止する命令を発令する制度。保護命令に違反した者には、刑罰が科せられる。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力でも申立てが可能。

イ 庁内体制

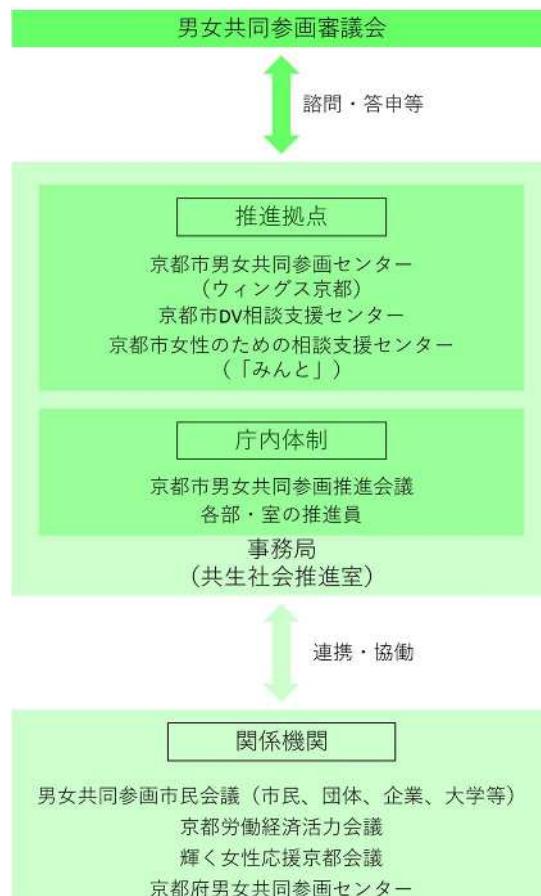
本計画の推進に当たり、様々な行政分野における施策に男女共同参画の視点を反映することが重要です。そのため、各分野別計画等の策定・推進において、関係部局との連携の下、施策を融合しながら取り組む必要があることから、相互に連絡・調整を行い、計画の円滑かつ総合的な推進を図るための府内組織、「京都市男女共同参画推進会議」を設置しています。

併せて、各部・室に1名の割合で、各自の職場における男女共同参画の意識醸成や業務への反映、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む役割の職員を任命し、研修等を通じて府内全体での男女共同参画の推進を図っています。

(3) 多様な主体との連携・協働

本計画を推進するに当たっては、市民団体等で構成された「京都市男女共同参画市民会議」等を通じて、市民、団体、企業、大学等の多様な主体と連携・協働することにより、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの特性をいかした主体的な取組の促進を図っています。

また、「京都労働経済活力会議」や「輝く女性応援京都会議」²、「京都府男女共同参画センター」と連携し、オール京都体制でワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進を図っています。



² 経済団体・労働団体等と京都府・京都市・京都労働局等で構成する京都における女性活躍を加速するための体制。

【参考】 第5次京都市男女共同参画計画の評価

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とした、第5次京都市男女共同参画計画においては、3つの基本目標を設定し、男女共同参画社会を実現するため、重点分野である「真のワーク・ライフ・バランス」の推進、「DV対策の強化」をはじめ、計画期間内に策定、または改正された各種法令への対応を含め、様々な施策を実施してきました。

（1）真のワーク・ライフ・バランスの推進 重点分野

「仕事」・「家庭」・「地域」のつながりに着目した、京都ならではの新たな考え方のもと、平成24（2012）年3月以来、働き方の見直しに取り組む企業の支援や安心して子育てできる環境整備、市民への啓発を進めてきました。

その結果、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業が増加した（「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業）など、働き方改革等による長時間労働の是正が進んできています。

（2）DV対策の強化 重点分野

DVセンターにおける、関係機関と連携したきめ細やかな女性被害者の支援のほか、ウィングス京都においては男性被害者及び加害者を対象とする「男性のためのDV電話相談」（令和5年度からDV以外の相談にも対応）を実施するなど、男女にかかわらずDVによって困難を抱えておられる方への支援を行いました。

DVセンターにおいては相談件数が増加しており、今後も被害に苦しんでおられる方への対応が求められます。

（3）その他の取組

平成27（2015）年3月に発足した「輝く女性応援京都会議」を中心に、オール京都体制で女性活躍の推進に取り組んでいます。

またウィングス京都では、男女共同参画に関する情報提供、自主的活動の場の提供、講座等の実施、調査研究や人材育成など、多様な側面から男女共同参画を担う中核的施設として、幅広い事業を実施しています。

令和6年7月にはみんとを開所し、DV被害を除く、親族からの暴力被害などの困難な問題を抱えておられる女性の相談支援が可能となりました。

第2章 男女共同参画を取巻く状況

第2章 男女共同参画を取り巻く状況

1 男女共同参画をめぐる動向

(1) 国際社会の動向

男女共同参画の取組は、国連を中心とした世界的な時流と連動して推進されています。

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、令和 12 (2030) 年までの目標達成に向けて、世界の全ての国と地域の政府だけでなく、地方自治体、民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされており、そこで設定された持続可能な世界を実現するための 17 の目標のうち、男女共同参画に関するものとしては、目標 5 に「ジェンダー³の平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う」、また目標 8 に「包摶的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」が位置付けられています。

また近年では、先進国首脳会議 (G 7) や経済協力開発機構 (OECD) といった国際会議や多国間協議においても、ジェンダー平等や女性・女児のエンパワーメントが主要議題の一つとして取り上げられ、各国間の合意文書においても言及されています。

こうした中、世界経済フォーラム (WEF) が例年発表する各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、我が国は、政治及び経済分野での格差が大きい点が響いて、G 7 における最下位に定着している状況があります。

(2) 国の動向

国においては、令和 2 (2020) 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、令和 5 (2023) 年 12 月には同計画を一部変更し、企業における女性登用の加速化に係る成果目標等が設定されました。

政治分野においては、令和 3 (2021) 年 6 月の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布により、衆参両院及び地方議会の選挙において男女の候補者の数ができるだけ均等となることを基本原則として、国・地方公共団体の責務及び政党の達成すべき目標が定められています。

女性活躍に関しては、令和 6 (2025) 年 6 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（通称：女性活躍推進法）」が改正され、期限が 10 年間延長となったことに加え、情報公表について、従業員数が 101 人以上の企業に対して新たに男女間賃金格差と女性管理職比率の 2 点の情報公開が義務付けられます。

また、令和 6 (2024) 年 5 月に育児休業、「介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（通称：育児・介護休業法）」が改正され、令和 7 (2025) 年 4 月以降、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現を可能にするための措置が拡充されたほか、育児休業の取得状況の公表が義務付けられる事業主が従前から拡大されるなど段階的に施行されています。

³ 社会的・文化的に形成された性別のこと。

2 社会情勢・現状

(1) 社会動向の変化

《人口減少》

- 京都市の人口は、昭和 61 (1986) 年の約 148 万人をピークとし、平成 28 (2016) 年に減少局面に移行しました。令和 32 (2050) 年には 124 万人まで減少する見込みです。
- また、少子高齢化の進展により、15~64 歳の生産年齢人口は平成 7 (1995) 年の 104 万人をピークに減少しており、令和 32 (2050) 年には 67 万人まで減少する見込みです。

【図表 1 推計人口の推移 (京都市)】



出典：令和 6 年度第 1 回京都市総合計画審議会資料

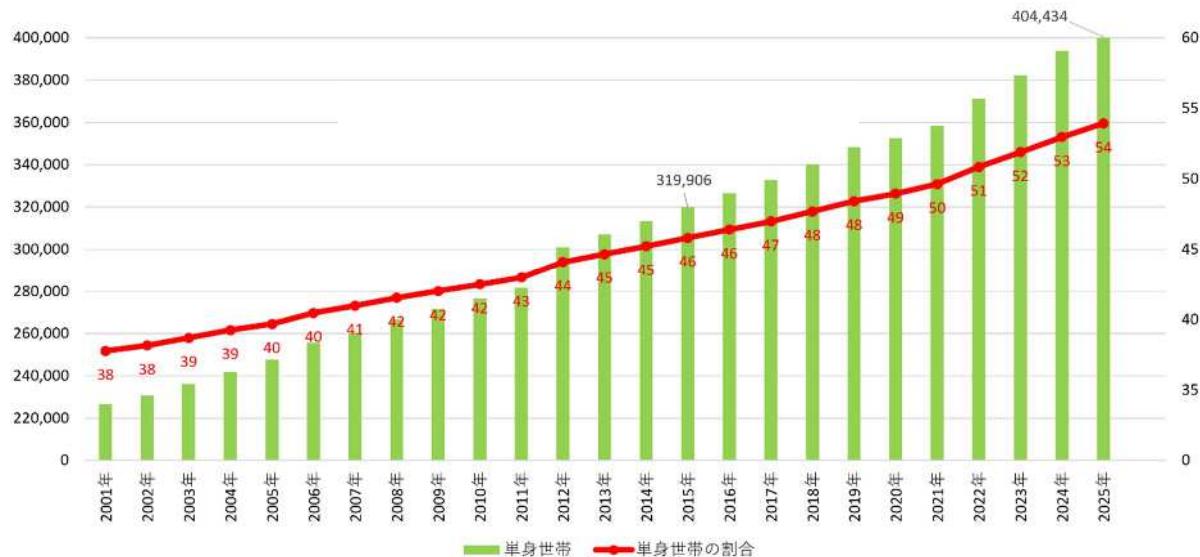
《世帯構成の変化》

- 京都市では、人口は減少局面にある一方、世帯数は増加傾向にあります。
- 特に単身世帯数の増加傾向は顕著で、令和 4 (2022) 年には全世帯数に占める単身世帯数の割合が 50% を超えています。

【図表 2 人口及び世帯数の推移 (京都市)】



【図表3 単身世帯数及び全世帯数に占める単身世帯の割合の推移（京都市）】

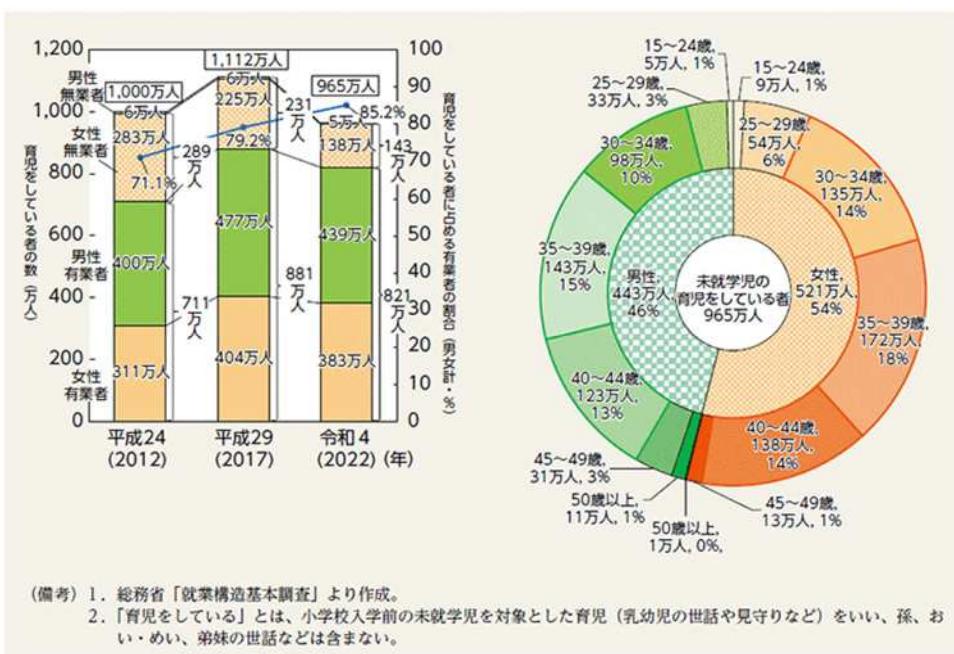


出典：図表2・3とも令和6年度第1回京都市総合計画審議会資料
図表3は一部修正

《働きながら育児、介護をする人の増加》

- 未就学児の育児をしている有業者は 111 万人（女性 72 万人、男性 39 万人）
増加しており、未就学児の育児をしている者に占める有業者の割合は 71.1%
から 85.2% に上昇している。

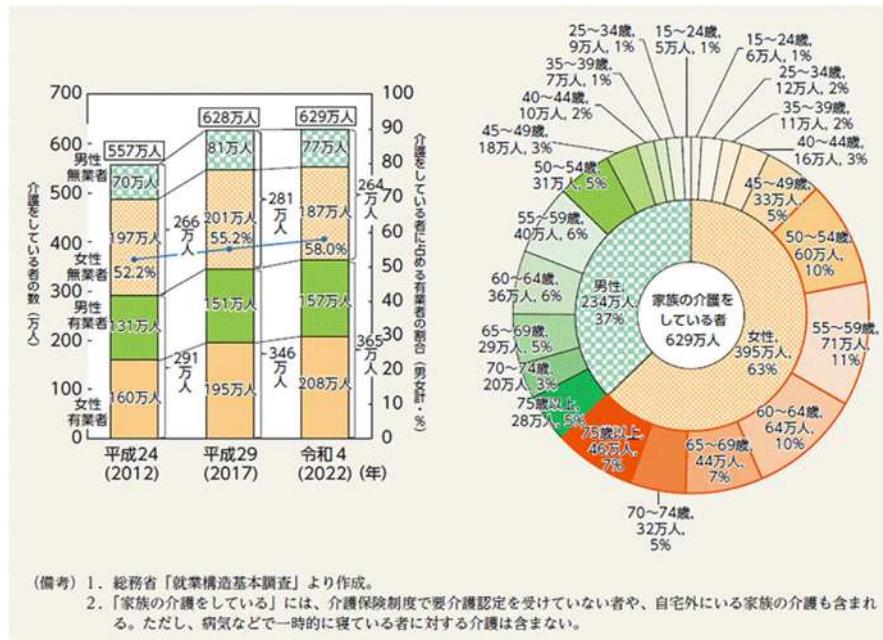
【図表4 未就学児の育児をしている者の推移及び割合（全国）】



出典：内閣府令和6年版男女共同参画白書

- 家族の介護をしている無業者が 10 年間で 2 万人減少している一方、有業者は 74 万人（女性 48 万人、男性 26 万人）増加しており、男女ともに介護をしながら働く者が増加している。

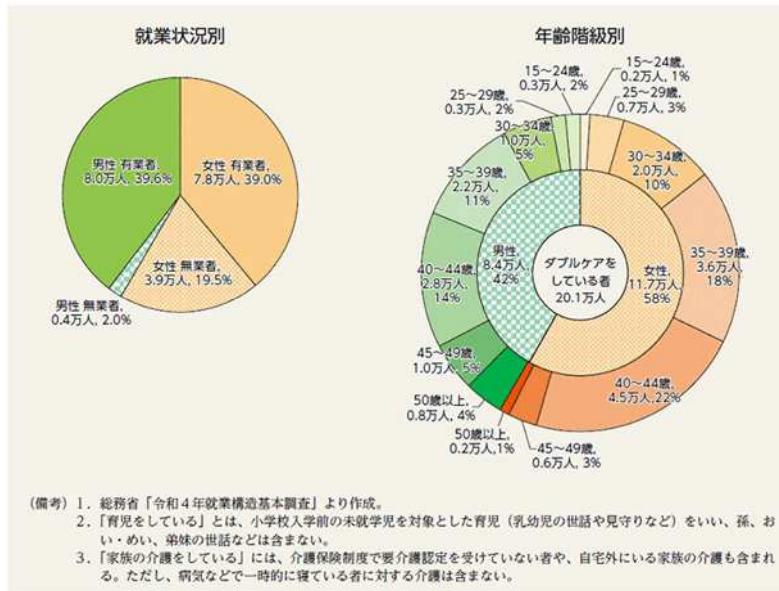
【図表5 家族の介護をしている者の推移及び割合（全国）】



出典：内閣府令和6年版男女共同参画白書

- 未就学児の育児をしながら、家族の介護をしている者（ダブルケアをしている者）は、2022（令和4）年時点で 20.1 万人であり、うち有業者が 16 万人、無業者が 4 万人となっている。

【図表6 ダブルケアをしている者の数及び割合（全国）】

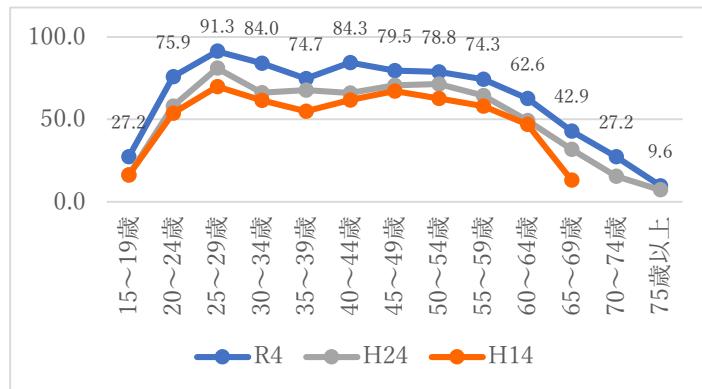


出典：内閣府令和6年版男女共同参画白書

《女性の年齢階級別有業率の推移》

- 年齢階級別有業率のグラフを見ると、女性においては、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ⁴」が見られます。
- 35～39歳における有業率の低下は特に顕著で、平成9（1997）年から平成29（2017）年の間にかけて底が浅くなってきていたM字カーブが、令和4（2022）年に再び底が深くなるという現象が生じています。
- 一方で、25歳から44歳までの女性の有業率については、年を経るごとに上昇しています。

【図表7 女性の年齢階級別有業率の推移（京都市）】

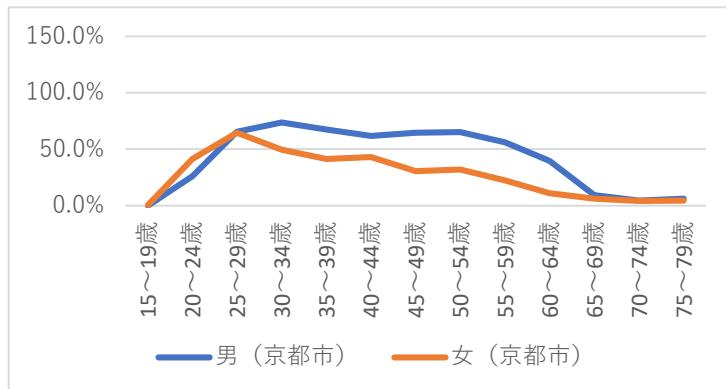


出典：総務省令和4年就業構造基本調査

《正規労働者の割合（男女別）》

- 京都市の女性の年齢階級別正規雇用比率は、25～29歳をピークに右肩下がりに低下する「L字カーブ⁵」を描いています。
- 出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いと考えられ、女性に介護や育児の負担が偏っていることが要因の一つとして挙げられます。

【図表8 年齢階級別正規雇用労働者の割合の推移（京都市）】



出典：総務省令和4年就業構造基本調査

⁴ 女性の労働率を年齢階級別にグラフ化したとき、結婚や出産期の年代で低くなり、子育てが一段落する時期に再び上昇するM字型のような形になること。

⁵ 女性の年齢階級別正規雇用比率が25～29歳をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況。

≪長時間労働の状況≫

- 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は近年横ばいで推移しています。男女別にみると、男性は女性より高く、子育て期にある 30 代男性では 8.0%、40 代男性では 9.2% となっています。

【図表 9 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移（全国）】



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
2. 非農林業雇用者数（休業者を除く。）に占める割合。
3. 平成23（2011）年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

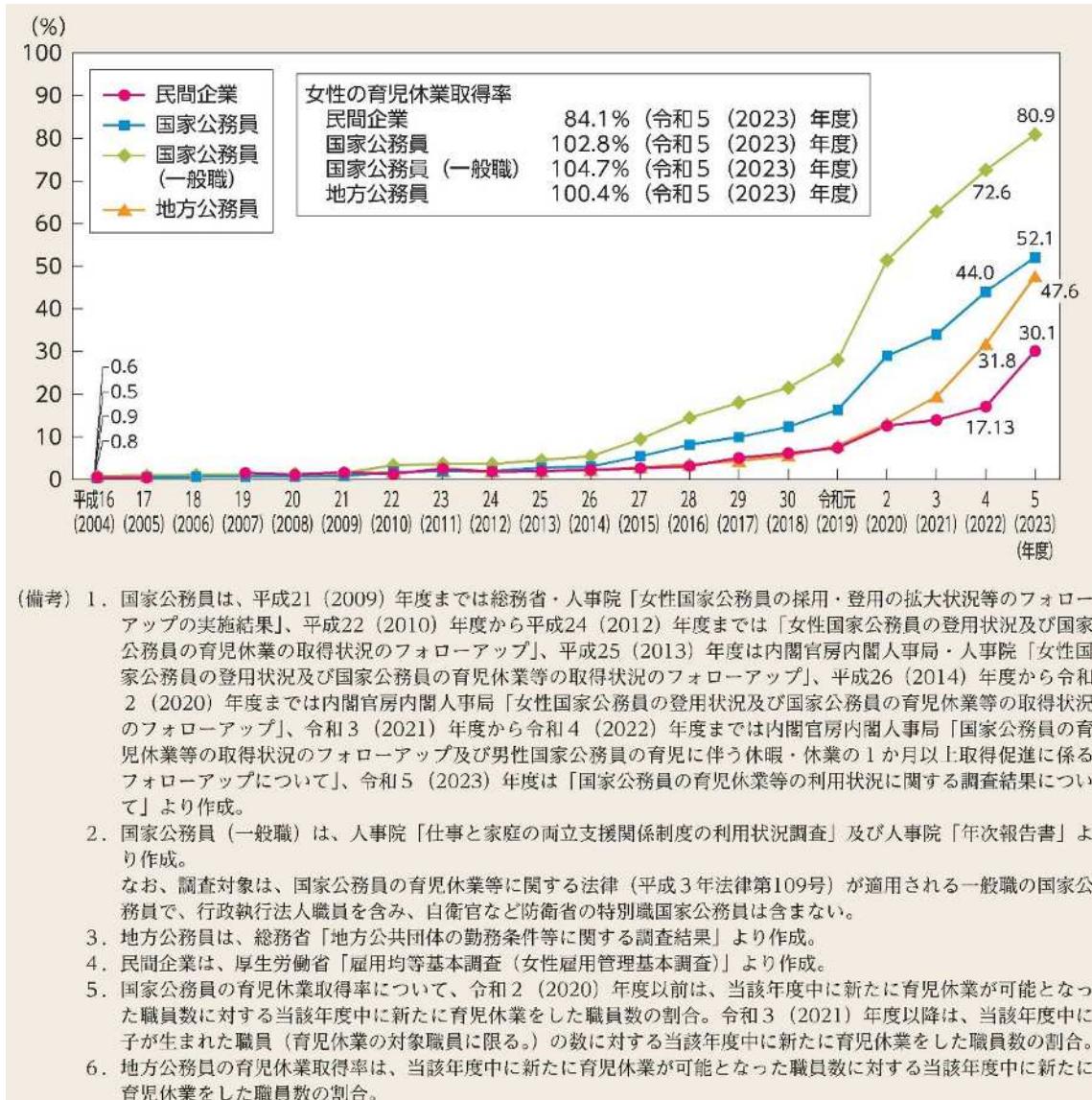
出典：内閣府令和7年版男女共同参画白書

- 総務省の行う令和4年就業構造基本調査によると、京都府の週間就業時間 60 時間以上の男性雇用者の割合は 9.4% であり、この数字は全都道府県の中で 2 番目に高い割合でした。
- また、同調査によると京都市の週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は男性が 10.4%、女性が 3.2% となっています。

《男性の育児休業取得率》

- 近年上昇していますが、令和5（2023）年度では、民間企業、公務員ともに男女間で大きな差があります。

【図表10 男性の育児休業取得率の推移（全国）】



- （備考）1. 国家公務員は、平成21（2009）年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成22（2010）年度から平成24（2012）年度までは「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25（2013）年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度までは内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までは内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」、令和5（2023）年度は「国家公務員の育児休業等の利用状況に関する調査結果について」より作成。
2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」により作成。
- なお、調査対象は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）が適用される一般職の国家公務員で、行政執行法人職員を含み、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まない。
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
4. 民間企業は、厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」より作成。
5. 国家公務員の育児休業取得率について、令和2（2020）年度以前は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。令和3（2021）年度以降は、当該年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る。）の数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。
6. 地方公務員の育児休業取得率は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

出典：内閣府令和7年版男女共同参画白書

- 京都市役所における男性職員の育児休業取得率は、令和2（2020）年度の36.7%から令和6（2024）年度の85.7%へと大きく上昇しています。
- 民間企業における育児休業取得率は、令和6（2024）年度は男性が40.5%、女性が86.6%（いずれも速報値）で、男性は初めて40%を超えるました。
- 男性の育児休業については、取得の有無に加え、その日数・内容についても重要なほか、職種・職務内容によっては取得が困難な状況があること、また育休取得者のフォローをする職員への支援も検討する必要があることなどから、さらに進んだ両立支援が求められています。

(2) 人々の意識の変化

『性別に関わる固定観念』

○ 令和6（2024）年度に実施した「京都市男女共同参画市民意識調査」（以下、「市民意識調査」）では、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的役割分担意識について否定的な回答をした人の割合は45.4%に上りました。

○ また、「女性よりも男性のほうが組織のリーダーにふさわしい」、「男性は女性より理系科目に優れている」、「男性は論理的、女性は感情的である」といった考え方については、肯定する回答の割合はどの項目においても2割前後で、否定する回答の割合を下回っています。

しかし、「男性には男性の、女性には女性の感性があるものだ」という考え方については、肯定する回答が過半となっています。

『仕事での昇進等について』

○ 仕事での昇進等についての20代時点での考え方を見てみると、女性では、若い年代ほど、「この仕事を長く続けたいと思っている・いた」、「昇進できると思っている・いた」、「いずれは管理職につきたいと思っている・いた」と考える割合が大きくなっています。

【図表11 仕事の継続希望、昇進希望（20代時点での考え方）（全国）】



出典：内閣府令和5年版男女共同参画白書

《家事・育児等への考え方》

- 家事・育児等について、女性では年代が高い方が、男性では年代が低い方が、「自分が率先してすべきことである」と回答する割合が大きい傾向にあります。

【図表12 家事・育児等への考え方（自分が率先してすべきことである）（全国）】



出典：内閣府令和5年版男女共同参画白書

《防災分野における男女共同参画の重要性の認識》

- 市民意識調査では、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動・復興のために「女性、男性それぞれのニーズに応じた物資の備蓄がされていること」と「男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行うこと」が必要であると感じている人が多いという結果が見られます。

【図表13 防災活動・復興に必要なこと（複数回答可）（京都市）】

	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
発災後に増加が懸念される性暴力やDVへの対策を強化すること	20.8%	17.7%	23.6%	16.7%
女性、男性それぞれのニーズに応じた物資が備蓄されていること	42.2%	39.4%	44.6%	50.0%
避難所の運営において男女の意見を等しく反映させること	34.0%	31.6%	36.0%	33.3%
男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行うこと	41.2%	36.7%	45.3%	33.3%
防災・減災に必要な知識や技術をもった女性を育成すること	13.4%	11.9%	14.9%	0.0%
女性が多く参加する防災訓練を実施すること	7.3%	6.2%	8.3%	0.0%
その他	0.4%	0.2%	0.6%	0.0%
必要なことはない	9.7%	13.9%	5.9%	0.0%
わからない・無回答	25.4%	24.8%	25.7%	50.0%

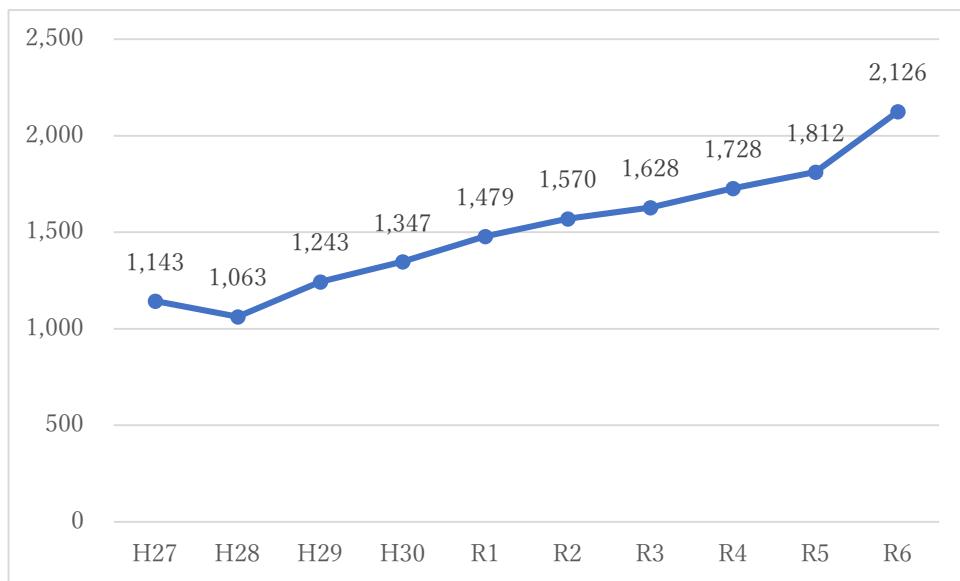
出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査

(3) 人々の抱える困難の変化

《ネット社会の進展による負の影響》

- 交際相手に性的画像等を提供してしまい、のちにインターネットへの掲載等により拡散する、いわゆるリベンジポルノの被害が社会的な問題となり、平成 26 (2014) 年 11 月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定されました。私事性的画像に係る事案の相談件数は、同法が施行された同年以降増加傾向にあります。

【図表 14 私事性的画像に係る事案の相談等件数（全国）】



出典：警察庁発表の数値

- また、AI技術を用いてわいせつな画像や動画に加工する「性的ディープフェイク」については、技術が加速度的に進歩したことに伴い、作成が比較的容易となった結果、インターネット上の掲載・拡散が問題化しています。

『性別によって異なる健康課題』

- 健康課題については、その内容や、健康課題を抱えやすい年代が男女によって異なります。

男性特有の疾患としては、前立腺肥大症、前立腺炎、前立腺がんなどの前立腺疾患や泌尿器科疾患のほか、男性型脱毛症（A G A）などがあります。

一方で、女性特有の疾患としては、子宮がん、卵巣がん、子宮内膜症、子宮筋腫、卵巣囊腫、月経困難症、更年期症状などの婦人科疾患のほか、乳腺疾患や出産に関する疾患も挙げられます。

- さらに、糖尿病や脂質異常症、骨粗しょう症、痛風、うつ病、アルツハイマー型認知症などは男女のいずれにも共通する疾病ですが、その発症率や症状等において男女で顕著な相違がみられるものもあります。

- 男性特有の疾患は、50代以降で罹患率が上昇するものが多く、特にがんについては60代以降で急激に患者が増えるとされています。一方で女性においては、月経障害等は20代から40代前半、子宮内膜症や子宮平滑筋腫は30代及び40代、乳がんや更年期症状、甲状腺中毒症（バセドウ病等）は40代及び50代などの働く世代の罹患が多い傾向があります。

『性別によって異なる健康課題の認知』

- 市民意識調査では、男女それぞれの健康課題について「知っている」又は「聞いたことがある」を選ぶ人がいずれの性でも多いという結果が見られます。

【図表15 男女の健康課題の認知（京都市）】

	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
知っている	48.4%	44.7%	51.9%	33.3%
聞いたことがある	28.8%	28.3%	29.5%	0.0%
知らない	22.6%	26.8%	18.4%	66.7%
無回答	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%

出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査

- また、男女の健康課題の相互理解に必要なこととして選ばれたもののうち、最も多いのが「配偶者やパートナーとの話し合い」(56.7%) であり、「学校における性や性差に応じた健康に係る教育」(38.1%)、「職場の理解促進」(26.3%) がこれに次ぎます。

【図表16 男女の健康課題の相互理解に必要なこと（複数回答可）（京都市）】

	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
配偶者やパートナーとの話し合い	56.7%	53.1%	60.2%	33.3%
親子間での話し合い	17.9%	14.4%	21.2%	0.0%
学校における性や性差に応じた 健康に係る教育	38.1%	31.0%	44.6%	33.3%
職場の理解促進	26.3%	19.9%	31.9%	33.3%
性や健康についての相談窓口	15.0%	14.6%	15.2%	16.7%
講座の開催などによる 学習機会の提供	7.6%	7.3%	7.9%	0.0%
ウェブサイトやパンフレットなど による情報提供	12.5%	11.1%	13.9%	0.0%
その他	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%
必要なことはない	6.4%	9.3%	4.0%	0.0%
わからない	18.2%	21.7%	14.7%	50.0%

出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査

《自殺者数の状況》

- 男性の自殺者数は女性の2倍程度に上り、年代別に見ると、ほとんどの年代で男性の方が多いことが分かります。
- 令和6年度においては、19歳以下の若年層において女性の自殺者数が男性の自殺者数を上回っており、若年女性の抱える困難・課題への対応が求められます。

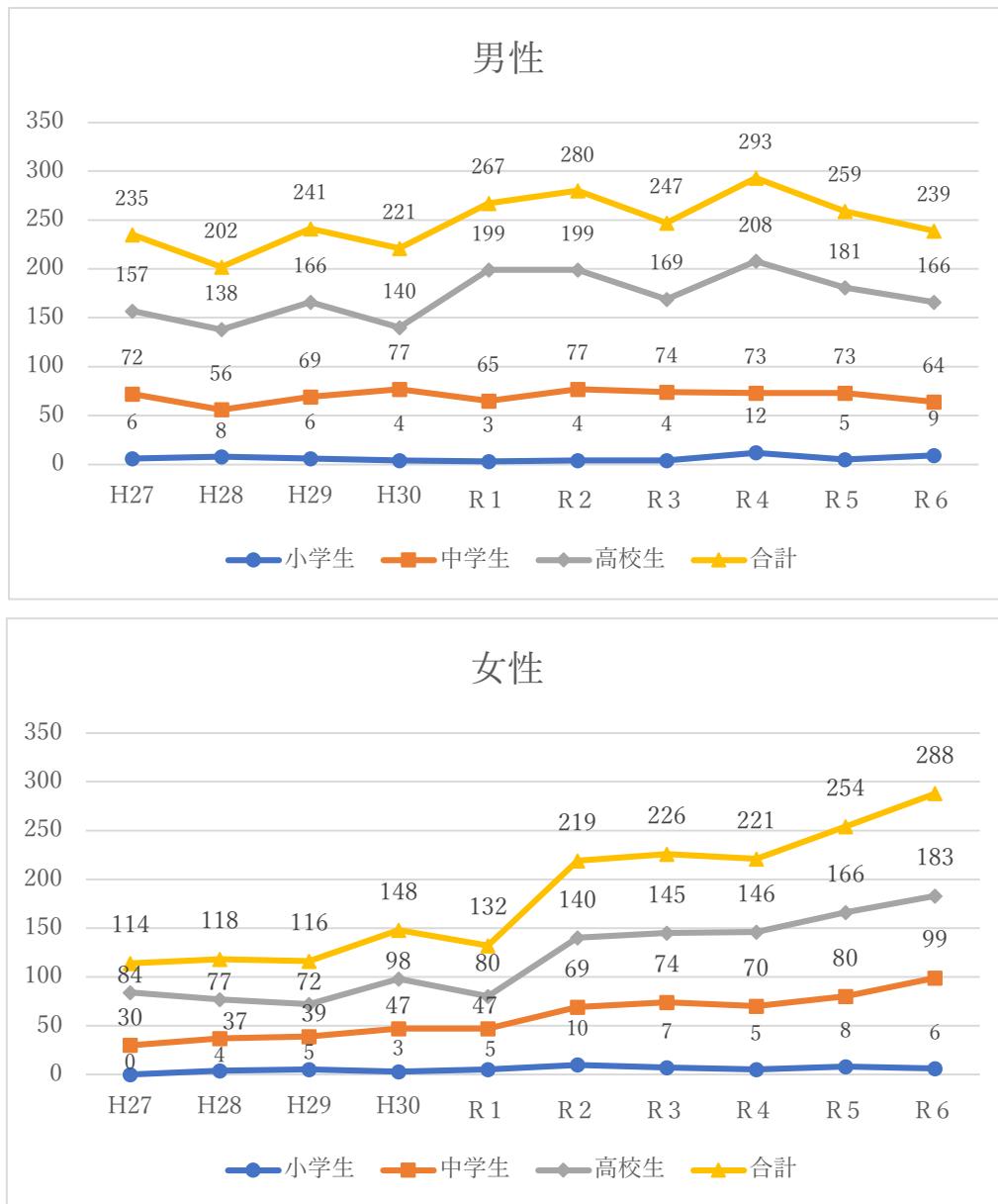
【図表17 自殺者数（全国）】



出典：厚生労働省及び警察庁「令和6年中における自殺の状況」

- 小中高生における自殺者数を見ると、令和4年度以降男性の自殺者が減少傾向にある一方で、女性は令和4年度以降、徐々に増加しています。

【図表18 若年層における自殺者数（男女別）（全国）】



出典：警察庁自殺者統計データ

≪孤独感の状況≫

- 内閣府の実施した全国調査によると、「あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。」という質問に対して、「しばしばある・常にある」と回答した人の割合には男女差は見られません。(男性: 4.4%、女性: 4.2%)

【図表 19 男女、年齢階級別孤独感（直接質問）（全国）】

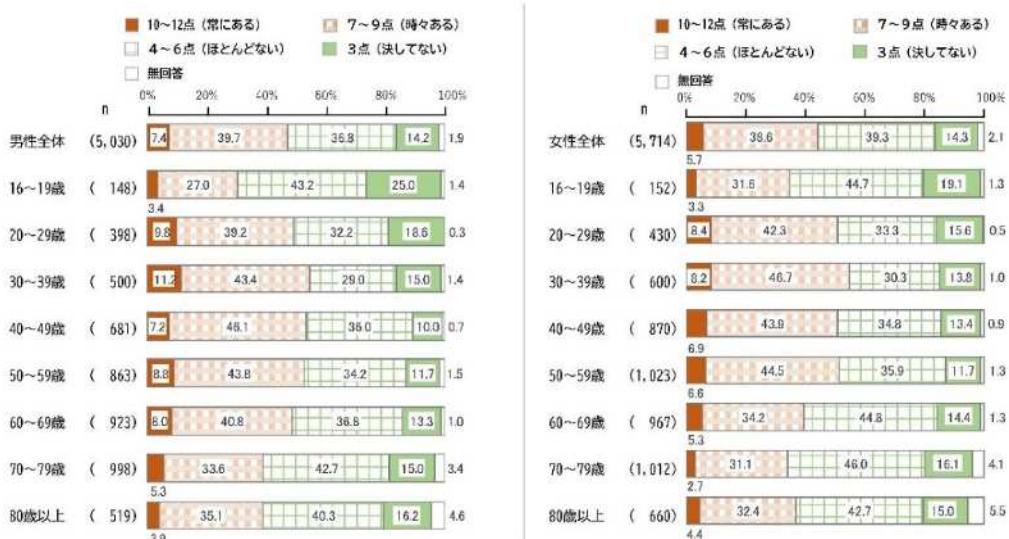


出典：内閣府「人々のつながりに関する基礎調査（令和6年）」調査報告書

- 一方で、設問に「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握するための質問（※）に対し、孤独感を感じていると回答した人の割合は男性が 7.4%、女性が 5.7% と男性の方が高い傾向がみられます。

※ 「あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることがありますか。」、「あなたは、自分は取り残されていると感じことがありますか。」、「あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じことがありますか。」の 3 問

【図表 20 全国の男女、年齢階級別孤独感（間接質問）（全国）】



出典：内閣府「人々のつながりに関する基礎調査（令和6年）」調査報告書

《男性の抱える生きづらさ》

○ 「男は外で仕事をして家計を支えるものだ」、「男は泣くものではない」といった伝統的な価値観や行動規範は、社会が男性に期待することを通じて男性の意識に根付き、性別役割分担を助長してきた側面があると考えられます。

当事者とその周囲がこうしたステレオタイプに気付いて、そこから脱却するための啓発等取組が、男性ならではの生きづらさを緩和・解消する可能性があります。

≪DV相談支援件数≫

- 京都市DV相談支援センターにおける相談支援件数は、コロナ禍の令和2（2020）年度に初めて6,000件を超え、以降高水準で推移していましたが、近年では2年連続過去最多を更新し、令和6（2024）年度は6,647件と前年比7%の増となりました。

【図表21 DVセンターにおける相談件数（京都市）】

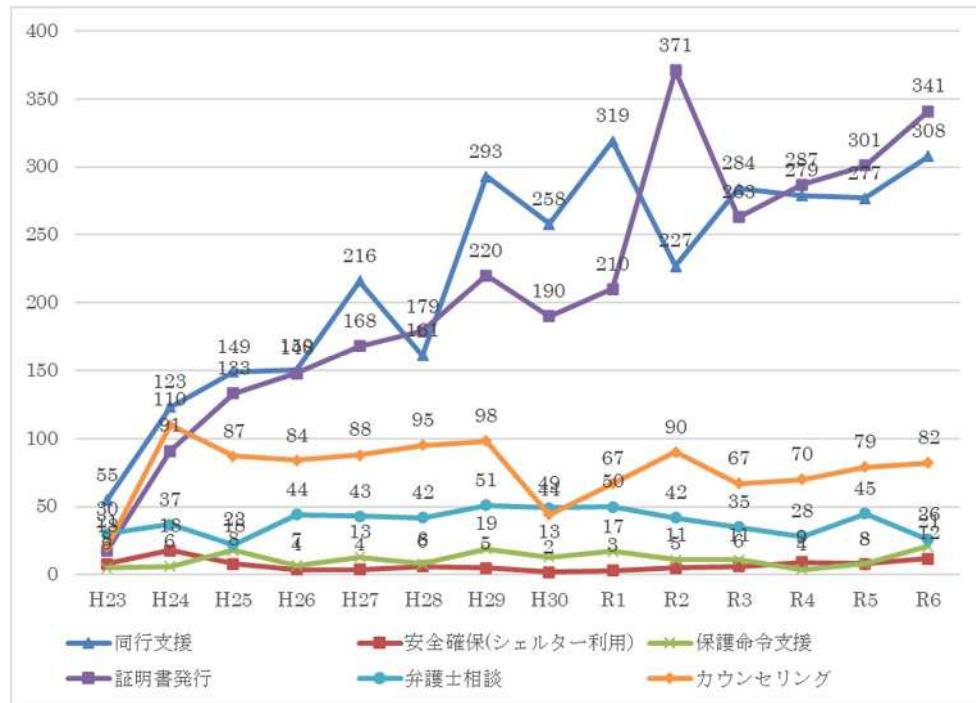


出典：京都市DV相談支援センター報告書

≪DVセンターにおける支援≫

- 具体的支援の内容としては、裁判所や区役所、警察等への同行支援や住民基本台帳事務における支援措置をはじめ、各種給付金を受け取るための証明書等の発行が多くなっています。また、カウンセリングや弁護士相談の提供、保護命令支援や民間シェルターと連携した安全確保等も実施しています。

【図表22 DVセンターにおける支援内容別相談件数（京都市）】

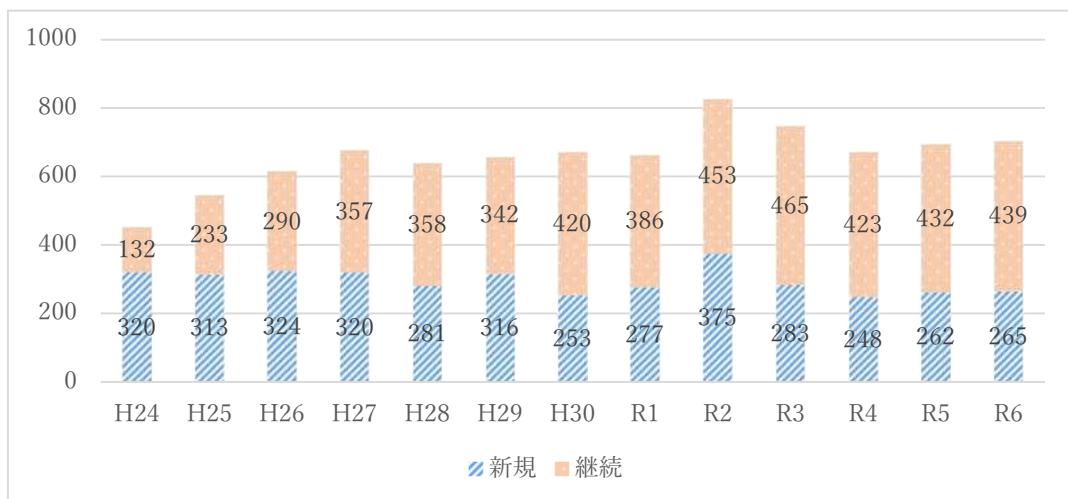


出典：京都市DV相談支援センター報告書

≪DV相談実人数≫

- 京都市DV相談支援センター（以下、「DVセンター」という。）におけるDV相談者の実人数は、コロナ禍の令和2（2020）年度の828人をピークに700人前後で推移しています。増加傾向が続く相談支援件数に比べて、実人数に顕著な増加はなく推移していることから、課題の複雑化、複合化等により1人当たりの相談支援件数が増えていると考えられます。

【図表23 DVセンターにおける相談人数（京都市）】

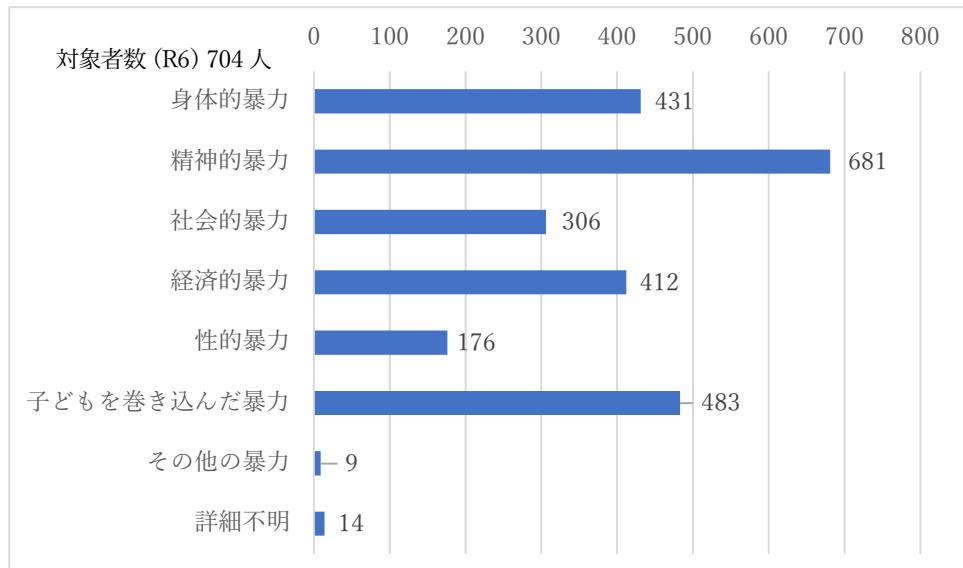


出典：京都市DV相談支援センター報告書

≪DVセンターでの相談における暴力の種類≫

- 暴力の種類では、以前の傾向としては精神的暴力が最も多く、次いで身体的暴力が多かったのですが、近年は子どもを巻き込んだ暴力が身体的暴力を上回る傾向があります。続いて、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力の順となっていますが、ほとんどのケースで複数の暴力が重複して行われている状況に変わりはありません。その他の暴力として、外国籍被害者に対する文化的暴力や在留資格を利用した暴力があります。

【図表24 DVセンターでの相談における暴力の種類割合（複数回答可）（京都市）】



（暴力の種類について）

- 身体的暴力：殴る、蹴る、髪の毛を引っ張る、腕をつかむ、物を投げつける、突き飛ばす、首を絞める 等
- 精神的暴力：暴言を吐く、物に当たる、怒鳴る、脅す、馬鹿にする、無視する、たたくまねをする、自殺をほのめかす 等
- 社会的暴力：友人や親との交流を制限する、GPSを付けて行動を監視する、電話やメール・荷物などをチェックする、自由に外出させない 等
- 経済的暴力：収入を知らせない、生活費を渡さない、家計の管理を独占する、買った物を全てチェックする 等
- 性的暴力：性行為を強要する、避妊に協力しない、性癖を押し付ける、裸の写真や動画を撮る、無理やりアダルトビデオ等を見せる 等
- 子どもを巻き込んだ暴力：子どもに暴力を見せる、子どもに母（父）親の悪口を言う、自分の言いたいことを子どもに言わせる、子どもに危害を加えると脅す 等

『DV被害経験』

- 市民意識調査によると、被害経験のある人は 30.8%（男性 28.8%、女性 32.7%）となっており、男性は前回調査の 15.6% から急増しています。
受けた暴力の内容では、「『馬鹿だ』『変だ』『何も知らない』あるいは『父親（母親）失格だ』『家計のやりくりが下手だ』『俺（私）が養ってやっている』などとののしられた」が 8.8%（男性 6.4%、女性 11.1%）、「何を言つてもしても、無視された」が 8.8%（男性 10.4%、女性 7.5%）と高くなっています。
一方で、前回調査で最も割合が多かった身体的暴力（前回 17.3%、今回 5.7%）は減少し、暴力の被害全体の中での精神的暴力の相対的な割合が増加しています。

『子どもへの影響』

- 被害経験のある人のうち、子どもがいる人について、子どもがDV被害を知っているかという問い合わせに対し、「はい」が 25.9%、「いいえ」が 52.5% と、4人に 1 人が被害を子どもに知られている状況にあります。「はい」を選んだ人の割合は前回調査に比べて 16 ポイント減少していますが、女性は「はい」を選ぶ人が男性に比べて高い傾向があります。（男性 14.5%、女性 35.2%）
また、子どもの変化として、「特に変化はなかった」と「大人の顔色をうかがうようになった」が 41.5% と最も高く、前回調査との比較では、「言葉を話さなくなったり」が大きく増加しています（男女計 前回 8.8%、今回 17.1%）。

子どもの前での暴力が児童虐待に当たることについて、「知らない」（男女計 56.1%）が「知っている」（男女計 43.7%）を上回っており、男性よりも女性の方が認知度が高くなっています（男性 36.9%、女性 50.1%）。

『DVを受けたときの対応』

○ 最も多い回答は「何もできなかった」（男女計 42.9%）であり、男女別では、男性は「何もできなかった」（41.1%）に次いで「その他」（17.1%）、「それを原因として相手と別れた」（14.0%）の順であるのに対し、女性は「何もできなかった」（44.2%）の次に、「それを原因として相手と別れた」（22.4%）、「家族・親戚に相談した」（12.7%）が多くなっています。

また、男性では公的機関への相談が 10.9%であるのに対し、女性は 5.4%と公的機関へのつながりやすさに差が生じています。

『DVに関する相談窓口の認知度』

○ DVセンター、区役所（市民総合窓口室戸籍窓口担当、子どもはぐくみ室など）、京都都市男女共同参画センター（ウィングス京都）、京都府家庭支援総合センター（京都府配偶者暴力相談支援センター）、京都府警察、女性の人権ホットライン（法務局）、DV相談（内閣府）、民間の専門家や専門機関など、DVに関する相談窓口のうち、知っているものを問う設問への回答は、「知っているものはない」が 61.2%で最も多く、前回調査（「知っているものはない」が 36.7%）からの大幅な認知度の低下がみられます。

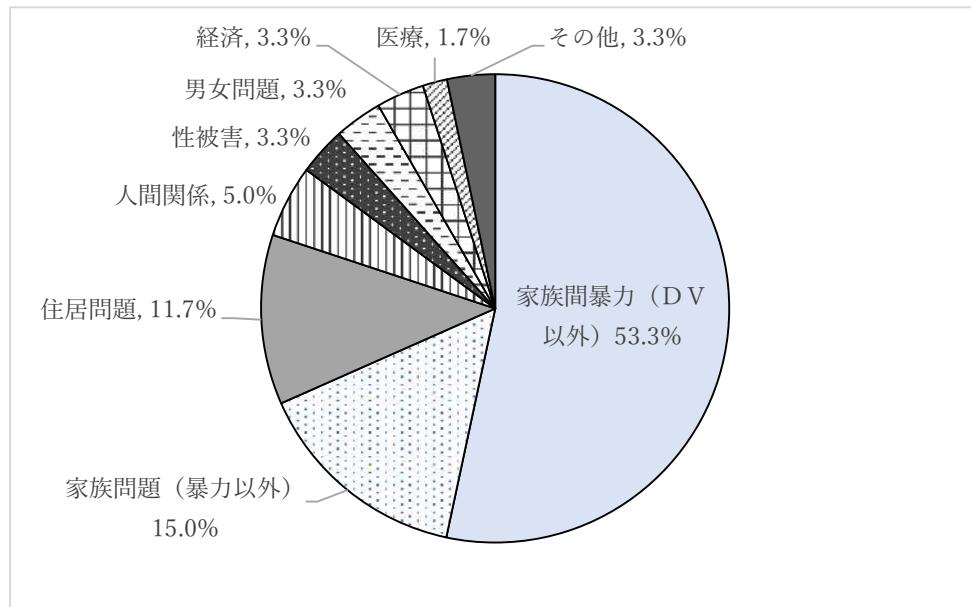
知っている相談窓口では、男性が「京都市男女共同参画センター」（10.4%）、「区役所」（9.7%）、「DVセンター」（9.5%）、女性は「区役所」（20.2%）、「京都市男女共同参画センター」、「DVセンター」（ともに 19.0%）となっており、京都市におけるDV被害者支援の中核施設であるDVセンターの認知度は男女全体で14.4%にとどまっています。

≪DV以外の困難な問題を抱える女性への相談支援の状況≫

○ 女性が抱える課題が多様化・複雑化する中、令和6年7月に開所した京都市女性のための相談支援センター「みんと」では、暴力や性被害、生活困窮等、DV以外の様々な困難な問題を抱える女性の包括的支援を行っており、令和7年3月までの9か月間に724件の相談支援を行いました。

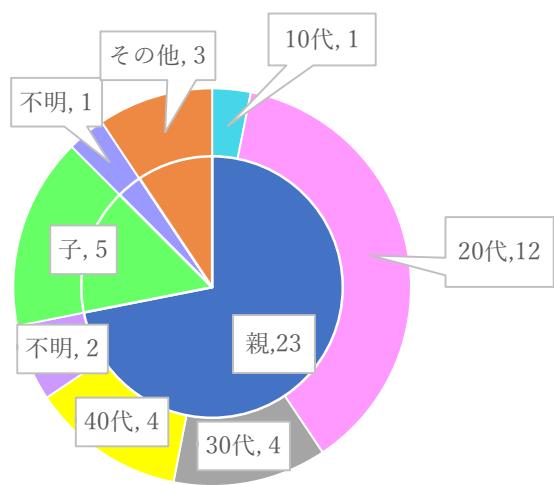
寄せられた相談の主訴では、家族間暴力（配偶者以外からの暴力）が半数以上を占め、次いで、家族問題（離婚など）、住居問題が上位を占めています。

【図表25 京都市女性のための相談支援センター「みんと」相談主訴
(令和6年7月～令和7年3月) (京都市)】



出典：京都市女性のための相談支援センター報告書

【図表26 京都市女性のための相談支援センター「みんと」家族間暴力加害者及び親からの暴力被害者年代内訳（令和6年7月～令和7年3月）（京都市）】

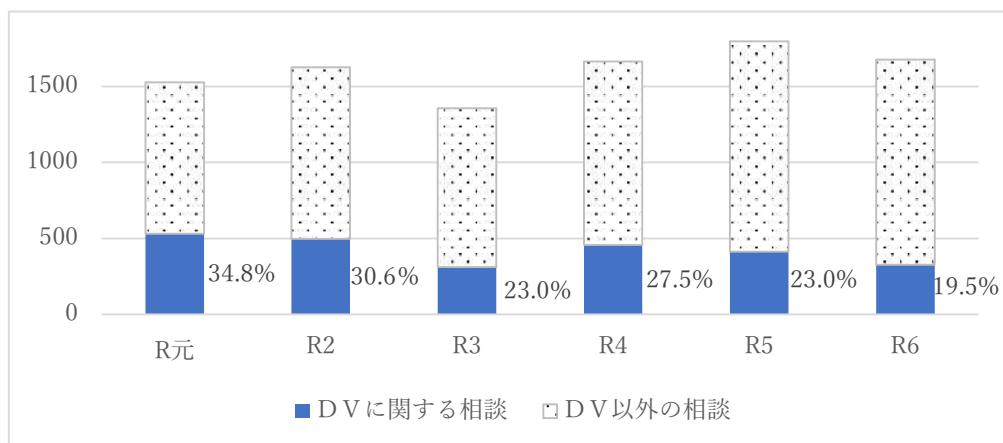


出典：京都市女性のための相談支援センター報告書

《ウィングス京都における相談の変化》

- 日常生活の中で女性が直面する様々な悩みや問題について相談を受け付けているウイングス京都相談室「女性のための相談」では、DVに関する相談の割合が徐々に少なくなっています。これは社会の中でDVが減ってきたということではなく、DVセンターが十分機能し、地域においてその存在が定着してきたことから、関係機関等から直接DVセンターにつながるケースが増えたことが影響していると考えられます。
- なお、ウィングス京都では、DV被害者自立支援事業として、心身の回復のため、専門家の助言を得ながら、当事者同士での語り合いやトラウマケアの読書会を通じて、本来持つべき自尊感情を取り戻す「居場所」を提供する事業を実施しています。

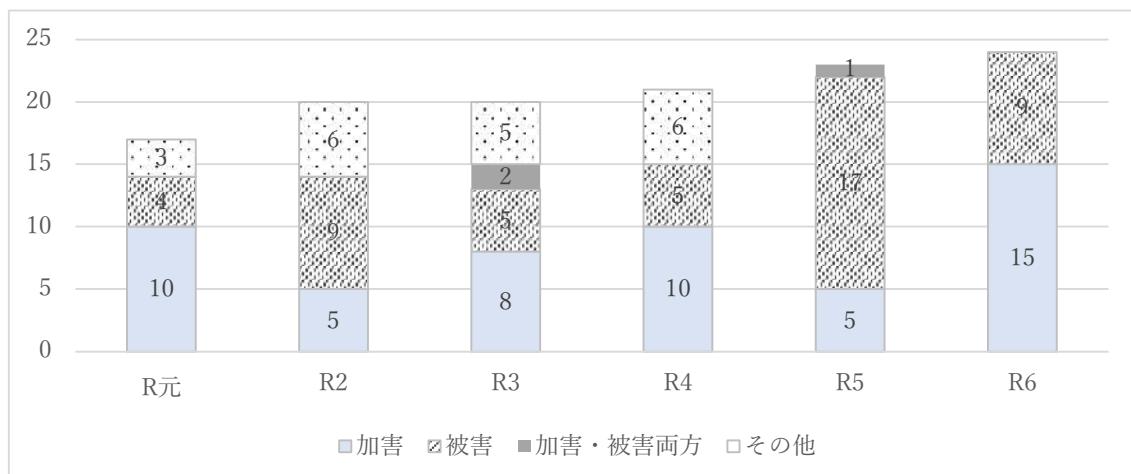
【図表27 ウィングス京都 女性のための相談に占めるDV相談の割合（京都市）】



出典：ウィングス京都年次報告

- また、「男性のための相談」では、近年、加害・被害両方に関する相談が、毎年20件程度寄せられています。加害については、DVの加害者であると認知している方も多いれば、自身の行為がDVに当たるのか確認したい方も見られます。

【図表28 ウィングス京都 男性からのDVに関する相談の内訳（京都市）】



出典：ウィングス京都年次報告

※ 令和4年度まではDV相談に限定した「男性のためのDV電話相談」を実施し、その内訳を集計（DV以外の相談も一定寄せられ「その他」に計上）。令和5年度からDV以外の相談も受け付ける「男性のための電話相談」に拡大し、面接を含む全相談のうちDVに関するものを集計。

第3章 計画の内容

第3章 計画の内容

1 計画の体系

I 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現	
1 仕事と生活の調和	① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり ② 全ての人が安心して家事、育児、介護ができる環境の整備 ③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進 ④ 生涯学び続けることができる機会の提供
2 女性活躍・参画の推進	① 誰もが希望に応じて能力を発揮するための支援 ② 学校教育の場における女性活躍の推進 ③ 防災・復興における女性参画の拡大 ④ 政策・方針決定過程における女性参画の拡大
3 全ての人の 人権尊重に基づく 男女共同参画の視点の定着	① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発 ② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援 ③ 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の 機能充実及び周辺施設等と連携した魅力ある 公共空間・エリアづくり ④ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする 各種ハラスメントの防止対策
4 性に関する理解・尊重と 心と体の健康づくり	① 性に関する情報提供と多様な悩みを解決するための相談 ② 性の多様性や性的少数者に対する理解の促進 ③ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進 ④ 性別により異なる健康課題への理解促進
II あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現	
【京都市DV対策基本計画】 【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】	
1 DVをはじめとする様々な 困難を抱える女性への支援 等	① 本人や周囲にいる方への広報啓発 ② 関係機関等と連携した支援対象者を早期発見するための取組 ③ 相談支援体制の充実 ④ 被害者等の保護に関する取組 ⑤ 自立に向けた支援の充実 ⑥ 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発

2 基本目標と今後の方針

基本目標Ⅰ 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現

少子高齢化に伴って人口減少が進み、ライフスタイルや価値観が多様化する中、誰もが、多様な選択肢の中から自分自身の生き方を安心して選ぶことができ、生きがい・やりがいや幸せを感じられる社会を目指します。

施策方針1 仕事と生活の調和

ライフスタイルや価値観が多様化する中で、誰もが仕事、家庭や地域活動、学び等の様々な選択をし、自身の仕事と生活の調和の中で、豊かな人生を送ることができるよう、環境づくりを推進します。

【現状と課題】

- 近年、若い世代における仕事と家庭生活のバランスに関する意識は変化しており、若い世代の女性ほど、就業継続意欲、昇進意欲、管理職になることへの意欲が高く、また、若い世代の男性ほど、家事・育児・介護等の家庭における営みへの参画意欲が高い傾向が見られます。誰もが希望に応じて、家事・育児・介護等を担いつつ、仕事やキャリア形成と両立させられるための支援は重要であり、現在の若い世代がより高い年代になり、様々なライフイベントに直面しても、こうした意欲を持ち続けられるような環境づくりが必要です。
- 現状では、女性の正規雇用比率は上昇傾向にあるものの、25~29歳をピークとして正規雇用比率が減少するという、いわゆるL字カーブの問題は依然として残っており、こうした時期に働き方の変更やキャリアの中断・断念をしている状況がうかがえます。また、男性が家事・育児等に参画したいと考えたとしても、長時間労働や仕事への責任感や、同僚や上司の理解や支援を得られないこと等から、家事・育児への参画を断念している可能性もあります。
- 京都の地域企業においては、人口減少に伴う事業活動の担い手不足に拍車がかかる中、多様な担い手が活躍できるよう、柔軟な働き方の実現に向けた取組が重要です。
- 誰もが、「仕事か家庭か」という二者択一を迫られることなく、多様化するライフスタイルや価値観に応じ、学びや地域活動、社会貢献活動などを選択し、仕事とも調和させながら、生きがい・やりがいをもって活躍できる社会を目指していきます。

推進施策
<p>① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり</p> <p>企業において、長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方の促進、男性の育児休業取得率の向上のための意識・働き方改革が進むよう、企業及び働く人に向けて、それぞれに効果的な意識啓発や、関係法令・各種支援制度の情報提供に努めます。</p>
<p>② 全ての人が安心して家事、育児、介護ができる環境の整備</p> <p>多様なライフスタイルの下でも、家事、育児、介護に安心して参加できるよう、引き続き環境整備のための支援を行うほか、働く人自身が自らのライフスタイルを振り返り、家庭での責任を果たすきっかけとなる啓発を行います。</p>
<p>③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進</p> <p>地域コミュニティの活性化を図り、地域の多様化する課題やニーズを様々な視点から解決するため、様々な地域活動や市民活動、社会貢献活動への男女の参加を促進します。</p>
<p>④ 生涯学び続けることができる機会の提供</p> <p>誰もが生涯にわたり、満足感を持って豊かな人生を送ることができるよう、それぞれのライフステージに応じて学び続ける機会、またその学びを社会に還元することができる機会の提供を行います。</p>

施策方針2 女性活躍・参画の推進

京都市では、「輝く女性応援京都会議」等と連携しながら、オール京都体制で、様々な場面での女性活躍の推進と、男女間の格差を解消するための取組を推進し、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現を目指します。

【現状と課題】

- 多様性を認め、より公平で、包摂的な社会を構築するためには、社会のあらゆる分野において女性の参画とリーダーシップを高める必要性があります。
また、女性の所得向上・経済的自立・男女間賃金格差の是正は、個人の尊厳と安心・安全に密接にかかわる課題です。
- 担い手不足が顕在化し、就労面における女性活躍の機運に高まりがみられる現在、男女間の待遇差改善のための取組に加え、多様な働き方、生き方の中から誰もが自らの望むスタイルを見つけ、選択できる環境を整えていくための取組はウェルビーイングな社会にとって欠かせません。
- 女性の参画を拡大するためには、周囲が参画の意義・必要性が理解し、状況に応じた合理的な配慮がなされることが必要です。
- 女性管理職登用や男女間の待遇差改善については企業の間で進歩に差異が見られ、その解消のための働き掛けは依然として必要です。
- 働き手側においては、特に女性の待遇改善のため、成長分野や報酬の高い分野への女性の労働移動の促進や、そのためのスキル取得・向上の機会の提供が求められます。この際には、近年普及が著しいAI（人工知能）の活用が就労に与える影響についても留意が必要です。
- 防災分野においては、一般に、地震などの大規模災害の発生時には、女性や子ども、障害者等、比較的脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが知られており、被災者の多様なニーズに適切に対応するためには、平常時の備え、初動対応、避難生活、復旧・復興などの各段階における災害対応の現場への女性の参画が進むことが有効であるとされています。
- また、政治分野においても、女性を含む多様な人材が議会等における政策等の決定に関わることは、多様性に富んだ持続可能な社会を実現していくために重要です。

推進施策	
① 誰もが希望に応じて能力を発揮するための支援	<p>依然大きい男女間の賃金格差、事実上の男女別雇用管理や性別によって固定化された職域等の是正、女性の管理職登用の推進に向けて、企業等における女性活躍の推進のための機運の更なる醸成を行います。</p> <p>また、非正規雇用者等を対象とする、正規雇用への転換も視野に入れた能力開発や就業支援に加え、就業意欲を持ちながら行動を起こせていらない女性や、就労に向けて不安を抱える女性への支援を行い、就労面での能力発揮につなげます。</p>
② 学校教育の場における女性活躍の推進	<p>性別に関わりなく、自身が望む教育を受け、性別にとらわれない職業意識を持ち、キャリアを形成していくよう、教育機関と連携し、学校教育の場での男女共同参画意識の醸成に努めます。</p>
③ 防災・復興における女性参画の拡大	<p>防災会議や消防団等の組織における女性の参画の拡大に加え、避難所の運営に当たっては誰もが安心して過ごせる場所の提供に向けた取組を推進します。</p>
④ 政策・方針決定過程における女性参画の拡大	<p>意思決定の場への男女の均等な参画を促進するため、本市の全ての附属機関等において男女いずれの委員の登用率も 40%以上 60%以下となるよう、取組を推進します。</p> <p>また、誰もが議員活動をしやすい環境の整備に努めるとともに、市民の市政への関心を高め、政治に対する意識や主体性を育成する取組を行います。</p>

施策方針3 全ての人の人権尊重に基づく男女共同参画の視点の定着

ウェルビーイングな社会の実現に向けて、男女共同参画の理念が正しく、分かりやすく広がって定着するよう、教育機関や家庭、地域とも連携し、主体的に男女共同参画意識の醸成や行動改革に取り組める環境づくりを促進します。

【現状と課題】

○ 誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、そのことが個人を取り巻く環境に豊かさをもたらす社会の実現のためには、性別に関わりなく、お互いを尊重し、価値観や違いを認め合う社会づくりが重要であり、こうした考え方について、広く理解を促進していくことが求められています。

○ 市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家事や育児」といった固定的な性別役割分担意識について否定的な考え方を持つ方の割合は年々増えています。

一方で、社会の各分野ごとの「男女平等達成感」については、社会の慣習やしきたり、政治への参画等において依然として男性が優位であると考える方が多い現状があります。

○ 男女共同参画の推進に向けた取組は、一人一人が、性別にかかわりなく個人として尊重され、様々な分野で生き生きと活動することができる社会づくりをめざすものであり、市民の男女共同参画理解の促進に向けて、行政が地域や家庭、教育現場のそれぞれと連携した土壌づくりが求められます。

さらに、職場、地域、家庭などのあらゆる場面で男女共同参画の視点を浸透させるため、京都市男女共同参画推進センター（ウィングス京都）の啓発や情報発信等における機能強化が重要です。

○ セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントは重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。

○ 市民意識調査によると、ハラスメントに該当する行為を受けたことがあると回答した人の割合はいずれの行為についても3割から4割にも及び、ハラスメントに対する認知が進んだ現在においても被害は少なくないことが分かります。

また、その被害者には、女性だけでなく男性も含まれており、性別を問わず、ハラスメントを許さないという社会の雰囲気作りが重要です。

推進施策
<p>① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発</p> <p>男女がともに理解し、尊重し合うことのできる環境を整備することを目的として、男女共同参画に関する正しい理解と行動を促進するための広報・啓発を行います。</p>
<p>② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援</p> <p>市民活動に必要な情報提供、相互の幅広いネットワークづくりなど、活動する団体やグループ等への支援を行い、男女共同参画社会の実現に向けた市民活動の活性化を図ります。</p>
<p>③ 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の機能充実及び周辺施設等と連携した魅力ある公共空間・エリアづくり</p> <p>京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）を中心として、多様化する男女に関する諸課題を正しく把握し、早急な解決を図るため、大学・研究機関等と連携し、男女共同参画に関する調査や研究を行い、誰もが簡単に男女共同参画について正しく理解できるよう、様々な情報の収集・整理・提供を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向けた施策の企画・実施・評価を展開します。</p> <p>また、男女共同参画センターとしての機能の充実に努めつつ、優れた立地環境も活かし、周辺施設等と連携した魅力ある公共空間・エリアづくりに取り組み、誰もが気軽に男女共同参画に関心を持ち、触れることのできる環境を整備します。</p>
<p>④ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止対策</p> <p>セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠・出産や育児に関連した職場等でのいやがらせ（マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント⁶⁾）を含む各種ハラスメントについて、経営者等への働き掛けや周知啓発のための取組を行うことで防止対策を展開します。</p> <p>また、学校や地域など雇用以外の場でのハラスメントについても、未然防止のための取組を行います。</p>

⁶⁾ 職場等での妊娠・出産、育児休業取得等に関して受ける嫌がらせのことで、前者は被害者が女性、後者は被害者が男性である。

施策方針4 性に関する理解・尊重と心と体の健康づくり

誰もが性の多様性及び性に関する健康課題について理解し、配慮し合い、安心して暮らせる社会の実現のため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ⁷の視点に立った健康の保持・増進と、企業においては従業員の健康に配慮した仕組みづくりの支援を行います。

【現状と課題】

○ 全ての人が持続可能な形で自らの理想とする生き方を追求できる社会の実現のためには、自らの身体の特性や健康課題に対する正しい知識を習得し、健康増進に自発的かつ積極的に取り組めることが必要です。また、家族等周囲の方々の健康・介護等に関するケアは当事者のみで抱えるべき課題ではなく、社会全体で支える必要があります。

職業生活における健康の維持・増進は、ウェルビーイングを高め、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織活性化をもたらします。

○ 女性は個人差は大きいものの、ライフステージごとに、妊娠・出産をはじめとする女性特有の健康課題に直面し、これらの課題は子育て期やキャリア形成・キャリアアップの時期に重なることが多いと考えられます。

○ 男性においては、心身の不調を抱えていても、「男性は弱音を吐いてはいけない」、「弱音を言わず働くべき」等の固定観念から、自身の健康課題を認めづらく、周囲にも相談しにくい傾向があると推測され、このことが心身の不調からの回復を妨げる可能性があります。

○ また、ウェルビーイングな社会の実現に向けては、多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別、無理解によって苦しむことなく、自分らしく自由に生きられる環境整備が必要です。

⁷ リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び年平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時に責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

推進施策
<p>① 性に関する情報提供と多様な悩みを解決するための相談</p> <p>多様な性の在り方を含め、誰もが互いの身体的な特徴や性についての理解を深め、理解し合い、尊重し合うための土壌づくりを行います。</p> <p>また、性に関する多様な悩みに対して適切な助言等を行い、解決に向けた相談体制の推進を図ると同時に、男女共同参画に係る苦情処理制度の周知と効果的な活用を推進します。</p>
<p>② 性の多様性や性的少数者に対する理解の促進</p> <p>誰もが、その性的指向⁸やジェンダーアイデンティティ⁹に関わりなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生するウェルビーイングな社会の実現に向けて、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に向けた施策を推進するとともに、性的少数者の生活における困難や人権課題の把握に努め、その解決に向け支援を行います。</p>
<p>③ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進</p> <p>乳幼児期から、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など様々なライフステージに応じた心身の健康づくりのため、様々な不安やストレスを解消するための相談等を行うほか、健康の保持・増進に資する取組を推進します。</p> <p>企業に向けては、従業員等へのヘルスケアの配慮や健康課題への理解・支援を促進するため、実践例の紹介など、わかりやすく効果的な周知・啓発を行います。</p>
<p>④ 性別により異なる健康課題への理解促進</p> <p>性別により特有な疾病等の検査や悩み対応等の、性差医療へのアクセスを確保すると同時に、特に、妊娠・出産期における女性を対象とした健診検査、相談、指導等を行い、安全な出産に向けた健康管理と、不妊について正しく理解するための情報提供、相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、HIV感染症をはじめとする性感染症についての正しい理解と実践的態度を培い、感染者が偏見や差別に苦しむことなく、共に安心して暮らせる社会の実現に向けた教育を行います。</p>

⁸ 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のこと。

⁹ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のこと。

基本目標Ⅱ あらゆる暴力が根絶され、 誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現

【京都市DV対策基本計画】 【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

配偶者等からの暴力をはじめとする暴力、性犯罪の根絶や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

施策方針1 DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援等

【現状と課題】

- 女性は、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあり、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在するほか、不安定な就労状況や経済的困窮に陥りやすい状況にあります。
- 過去の経験によるトラウマ、障害や病気、生活困窮、社会的孤立、さらには国籍や言語による課題など、複合化・複雑化する課題を抱える場合も多く、京都市各部署はもとより、関係機関や民間団体等多数の機関がそれぞれに主体性をもって連携し、包括的かつ切れ目のない支援を実施することが必要です。
- 特に若年女性については、自らの問題を客観的に認識できていないケースや、S O Sを出せないなど、自ら支援につながることができないケースも多く、問題が深刻化する前の早期発見から支援につなげることが重要である一方、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉等の手厚い福祉施策に比べ、活用できる施策が少ない状況にあることも課題です。
- 市内には複数の女性支援を行う民間団体が存在し、居場所の提供やS N S等を活用した相談支援、行き場のない女性の自立支援等、各団体の特色を生かした活動により、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行っています。こうした民間団体と行政機関が双方の特色を尊重し補完し合いながら、対等な立場で協働することが重要です。

- 女性が抱える困難のうち、特にDV（配偶者や恋人など親密な関係の中で起こる暴力）は、身体的、精神的、社会的、経済的、性的な暴力など様々な形態を有し、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、被害者自身がDVを受けていることに気付かない、「自分が悪い」「自分が我慢すればよい」と考え相談できない、経済的な状況や子どもの環境を変えたくないことから避難をためらうことも多く、被害が深刻化しやすいという特徴があります。
- DVは、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に影響を与えます。被害者は多くの場合女性であり、その背景には、根強く残る固定的な性別役割分担意識や被害者の経済的自立を困難にする社会的・構造的な問題があると言われています。
- さらに、近年、男性もDVや性暴力の被害者となることが顕在化しており、男性被害者への相談支援体制を整えることが求められています。「DVや性暴力の被害者は女性」という固定観念によって、男性が被害について声を上げにくい状況があり、積極的な対応が必要です。
- 男女問わず、上下関係（社会的立場や指導的立場等）に基づくパワーハラスメントの延長として、性被害にあうケースもあり、相談窓口の周知をはじめ、若年層も含めた支援が重要です。
- DVを単なる個人的な問題ではなく、社会がその解消に取り組まなければならない重要課題の一つとして取り組むとともに、被害者の状況やニーズに応じ、相談、安全の確保、自立に向けた支援など、一人一人に寄り添った切れ目のない支援を関係機関が連携して行っていく必要があります。
- また、被害者支援の一環としての加害者更生に関する支援や、加害者を生まない社会づくりに向けた取組についても推進する必要があります。

推進施策

① 本人や周囲にいる方への広報啓発

様々な困難を抱える女性が、自身が置かれた状況について相談や支援を求めることができるということを啓発するとともに、DVセンターと「みんと」をはじめ、ウィングス京都や区役所等の相談窓口の周知強化を図ります。

特に、DVについては、広く一般的な広報に加え、児童虐待対策と一体的な広報啓発を実施するなど、属性ごとの生活や状況に応じた効果的な手法を検討し、被害者自身がDVに気づき早期に相談できるようきめ細やかな情報提供を行います。

② 関係機関等と連携した支援対象者を早期発見するための取組

支援対象者と最初に接する可能性の高い病院や学校、区役所・支所の保健福祉センター等の関係機関や地域の福祉団体等に対し、様々な女性支援情報を提供し、速やかにDVセンター等の専門機関につなぐ体制を整えるとともに、その過程で職員等の対応による二次被害¹⁰が生じないよう取り組みます。

また、アウトリーチ支援や居場所の提供等を行う民間団体との連携を強化し、支援対象者を早期に支援につなぐ体制を整えます。

③ 相談支援体制の充実

DVセンター及び「みんと」に適切な人員体制を整備するとともに、女性相談支援員を中心に、庁内関係部署や関係機関、民間団体との緊密な連携を図り、支援対象者の相談に迅速かつ適切に対応するための体制を整えます。

特に、区役所・支所の「重層的支援体制」や児童虐待関係機関との連携、「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都協議会」等の活用により、高齢者、障害者、外国籍、子どものいる方（特定妊婦¹¹を含む）等、支援対象者が置かれた状況に応じ、きめ細やかな支援に取り組みます。

また、男性のDV被害者の相談体制の強化や、DV被害者支援の一環としての加害者更生に向けた取組の充実に努めます。

④ 被害者等の保護に関する取組

京都府が提供する公的シェルターや、本市が支援する民間シェルターとの連携による被害者の安全確保を実施します。また、民間シェルターを中心に、関係機関が連携して、切れ目のない一体的支援を行うインクルーシブ・ケアシステムを引き続き実施します。

被害者等が同伴する児童に対しては、可能な限り被害者等と一緒に避難できるよう努め、避難先において、乳幼児・学童保育や学習支援、心理的ケアを提供できる体制を整えます。

また、庁内関係部署や関係機関との連携等において、個人情報保護を徹

¹⁰ 配偶者からの暴力により心身ともに傷ついた被害者が、各種手続や捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた状況を理解しない職務関係者の不適切な言動で更に傷つくこと。

¹¹ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

底し、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。

あわせて、DV被害者の安全確保のため、必要に応じ、DV防止法に基づく保護命令¹²制度について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を適切に行います。

⑤ 自立に向けた支援の充実

支援対象者が自立した生活を送れるよう、関係機関や民間団体との連携により、必要な福祉施策へのつなぎや住宅の確保、就労に向けた支援を行います。

また、トラウマを抱える相談者に対して、カウンセリングや居場所の提供等のアフターケアを長期的に行うことにより自立生活を支援します。

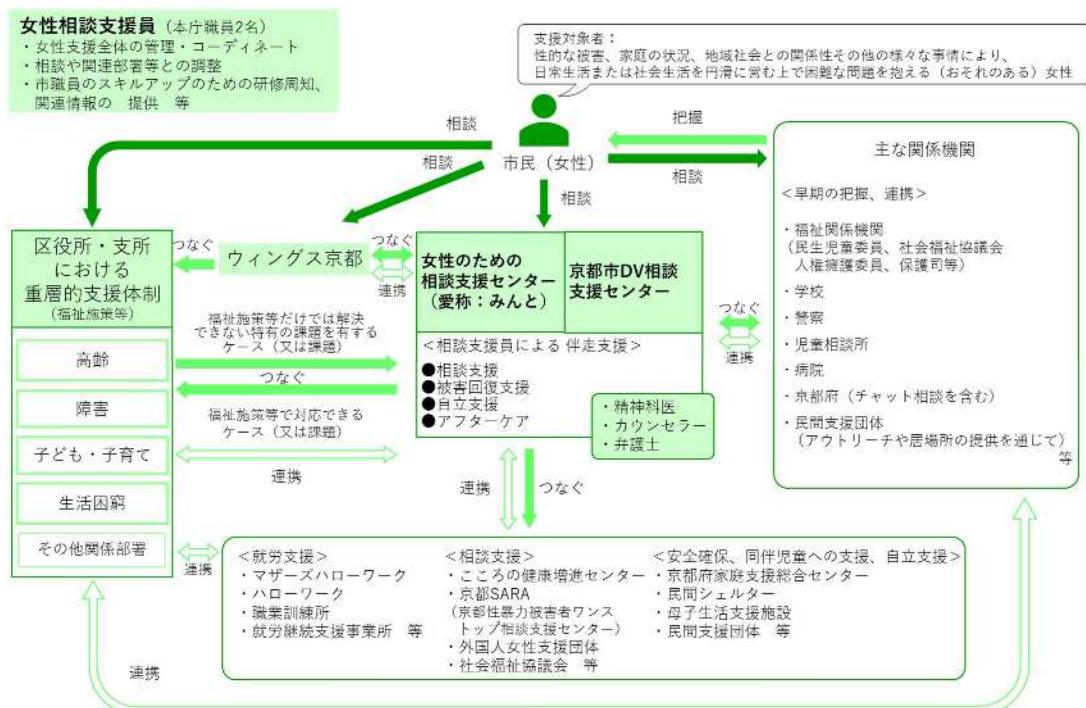
特に、様々な困難を抱える若年女性については、意思決定や意思表明の段階から寄り添い、支援を実施する民間団体と継続的に連携しながら、本人の意向を踏まえた支援を実施します。

⑥ 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発

誰もが被害者にも加害者にもならないよう、学校において児童生徒に 対し、発達の段階を踏まえながら、人権尊重、男女平等についての教育を 実施します。

また、中高生や大学生などを対象とした「デートDV¹³」予防啓発を通じ、若年層から対等な関係性の重要性について理解を深め、将来のDVその他あらゆる暴力の防止を図ります。

【DVをはじめとする様々な困難な問題を抱える女性への支援体制】



¹² 裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者に対し、被害者や子への接近や電話等の禁止、退去等の命令を発令する制度。保護命令に違反した者には罰則が科される。

13 婚姻関係にない恋人同士の間で起きる暴力のこと。

第4章 モニタリング指標

第4章 モニタリング指標

これまでの京都市男女共同参画計画においては、取組の推進状況を客観的に把握するための指標として数値目標を設定してきました。

しかし、男女共同参画社会の実現という大きなテーマが不変のものである一方で、これを取巻く状況は日々刻々と変化しており、5年間という計画期間中時宜にかなう目標数値を設定することが困難な場合があると考えられるため、本計画では目標数値を設定しないこととします。

ただし、これまで目標数値として設定してきた以下の数値（関連の計画における目標設定に合わせることで一部変更があるものも含む。）を、モニタリング指標とするほか、社会情勢に応じて必要と考えられる指標が生じた場合は、年次計画で目標数値を設定し、京都市男女共同参画審議会において取組の進捗の把握に努めます。

なお、以下のモニタリング指標のうち①及び②は、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく京都市の特定事業主行動計画において定める目標数値です。

① 本市職員における管理職員に占める女性職員の割合（市長部局における各年度の4月1日時点の数値）
令和7年度実績：17.3%

② 本市職員における男性職員の2週間以上の育児休業取得率
令和6年度実績：82%

③ 本市附属機関等における、男女いずれの委員の登用率も40%以上60%以下である附属機関等の割合
(各年度末の数値)
令和6年度実績：53.1%

④ DV相談窓口の認知度
令和6年度実績：38.8%

⑤ DVセンターの相談支援終了時における「課題解決」の割合¹⁴
令和6年度実績：61.7%

⑥ 固定的な性別役割分担意識の解消
(男は仕事、女は家事・育児という考え方に対する「反対」という人の割合)¹⁵
令和6年度実績：45.4%

¹⁴ 「課題解決」「課題未解決（連絡不可能等）」「本人の意向（主訴取下）」のうち、「本人の意向」による支援終結の増加により、「課題解決」の割合が令和元年度以降減少傾向にある。一方で「課題未解決」の割合は大きく減少している。（R1 21.6% → R5 14.1%）

¹⁵ 本市の男女共同参画に関するアンケートによる。
R6調査では新たに選択肢「どちらともいえない（26.9%）」を追加した影響もあり、「反対」の割合が低下している。

第5章

參考資料

第5章 参考資料

1 京都市男女共同参画推進条例

平成15年12月26日
条例第44号
改正 平成25年11月15日条例第49号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条～第20条）

第4章 苦情等の処理（第21条）

第5章 男女共同参画審議会（第22条～第24条）

第6章 雜則（第25条）

附則

ここ京都では、男女が共に、長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切にし、自由で先駆的な気風をはぐくみながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。このような京都が、将来にわたって、魅力あふれるまちとして輝き続けるためには、市民一人一人が、性別にかかわりなく個人として尊重され、様々な分野で生き生きと活動することができるようにならなければならない。

これまで、本市においては、日本国憲法にうたわれた男女平等の理念が、京都のまちに息づくことを願い、その実現に向けた歩みを進めてきたが、依然として、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。そのため、今後も、男女平等の理念に立って、男女が、互いに人権を尊重しつつ、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の一層の推進を図る必要がある。

ここに、本市は、自治の精神に基づく活発な地域活動の土壤や豊富に蓄積された知的資源など1200年を超える歴史の中で培われた京都の優れた特性を生かし、市民等との緊密な連携の下に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが、すべての市民が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切にし、未来への希望を持って暮らすことができるまちの実現に不可欠であると認識し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようになるとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。
- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようになること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようになること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようになること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

（本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 本市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体（以下「市民等」という。）との緊密な連携協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

- 第4条** 市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行に捕らわれることにより他人の自由な意思決定を阻害することのないよう努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 市民は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（施策の実施体制の整備等）

- 第6条** 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。
- 2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

（年次報告）

- 第7条** 市長は、毎年、本市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

（性別による人権侵害の禁止）

- 第8条** 何人も、いかなる場合においても、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害（以下「性別による人権侵害」という。）を行ってはならない。

（広告物の表現の配慮）

- 第9条** 何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、広告物の表現が、性別による人権侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

- 第10条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (3) その他男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聞くとともに、市民等の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 本市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 本市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(性別による人権侵害の防止等)

第13条 本市は、性別による人権侵害の防止及び性別による人権侵害により被害を受けた者に対する支援に努めなければならない。

(家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立)

第14条 本市は、男女が、性別にかかわりなく家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立を円滑に図ることができるようするため、保育の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(雇用における平等な機会及び待遇の確保等)

第15条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、これを公表することができる。

4 本市は、家族等により営まれる事業に従事する男女が、当該事業に係る活動において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行により、個人として能力を発揮することが妨げられないようするため、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(政策等の立案から決定までの過程における男女共同参画)

第16条 本市は、その政策の立案から決定までの過程における男女共同参画を推進するため、附属機関及び市民、学識経験のある者等で構成する会議における男女の委員の数の均衡の確保その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本市は、事業者及び民間の団体に対し、その方針の立案から決定までの過程における男女共同参画を促進するため、積極的改善措置（社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいづれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。）に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(教育及び学習の振興)

第17条 本市は、学校、家庭、地域その他の様々な場において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(妊娠及び出産に係る健康の保持増進)

第18条 本市は、男女が、互いの性についての理解を深めるとともに、妊娠及び出産に係る健康の保持増進を図ることができるようするため、情報の提供、医療の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第19条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、施設の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第20条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

2 本市は、前項の調査研究を行うに当たっては、大学及び研究機関との連携に努めなければならない。

第4章 苦情等の処理

第21条 市民等は、性別による人権侵害と認められる行為又は本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情、相談その他の意見を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る苦情等を適切に処理しなければならない。

3 市長は、前項の規定による処理を行うために必要な体制を整備しなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会)

第22条 男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第23条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第6章 雜則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項及び第5項（審議会に関する部分に限る。）、第4章並びに第5章の規定は、市規則で定める日から施行する。

（平成16年3月31日規則第146号で平成16年4月1日から施行）

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により定められた計画は、第10条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

附 則（平成25年11月15日条例第49号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 京都市男女共同参画推進条例施行規則

平成16年3月31日
規則第147号
改正 平成21年3月31日規則第99号

(専門員の設置)

第1条 市長は、京都市男女共同参画推進条例第21条第1項の規定による申出（以下「苦情等の申出」という。）を適切に処理するため、京都市男女共同参画苦情等処理専門員（以下「専門員」という。）を置く。

(専門員の定数等)

第2条 専門員の定数は、3人以内とする。

2 専門員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(専門員の任期)

第3条 専門員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門員は、再任されることができる。

(苦情等の申出の処理に関する補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、苦情等の申出の処理に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長2人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理し、会長及び当該副会長に事故があるときは、他の副会長がこれを代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときは、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

8 前条（第4項を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第99号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

3 その他の関係法令等

- 男女共同参画社会基本法

https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/index2.html

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/horitsu_kihon/index.html

- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

<https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>

第6次京都市男女共同参画計画（案）

発 行：京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 番地
TEL：075-222-3091 FAX：075-366-0139
URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0.html>
E-mail：danjo@city.kyoto.lg.jp

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

京都市では、昭和57（1982）年10月に「婦人問題解決のための京都市行動計画」を策定してから現在に至るまで、市民一人一人が、性別にかかわりなく個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる男女共同参画社会の実現のための取組を進めています。

平成15（2003）年12月には、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「京都市男女共同参画推進条例」を制定しました。

「第5次京都市男女共同参画計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」が、令和7年度で計画の期間が満了することから、令和7（2025）年3月に京都市男女共同参画審議会に次期計画について諮問を行い、策定に向けた検討を進めるものです。

2 計画の位置付け

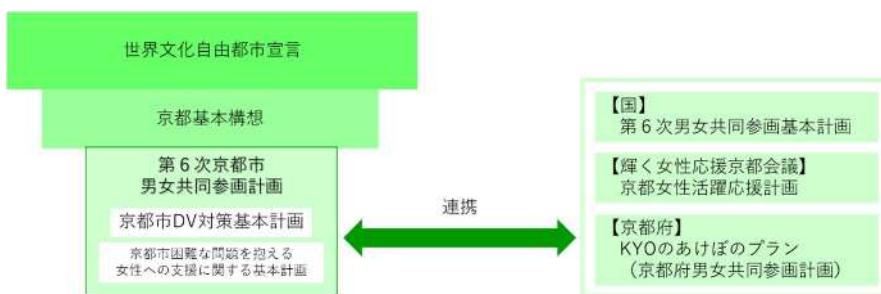
（1）「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「京都市男女共同参画推進条例」第10項第1項に定める、男女共同参画推進のための施策を網羅した総合的な計画です。

—（1.2）世界文化自由都市宣言の都市理念の下、「京都基本構想」（令和7年12月策定予定）に基づく分野別計画です。

（2）「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「京都市男女共同参画推進条例」第10項第1項に定める、男女共同参画推進のための施策を網羅した総合的な計画です。

（3）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」に位置付ける、「京都市DV対策基本計画」です。

（4）「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に定める「市町村基本計画」に位置付ける、「京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」です。

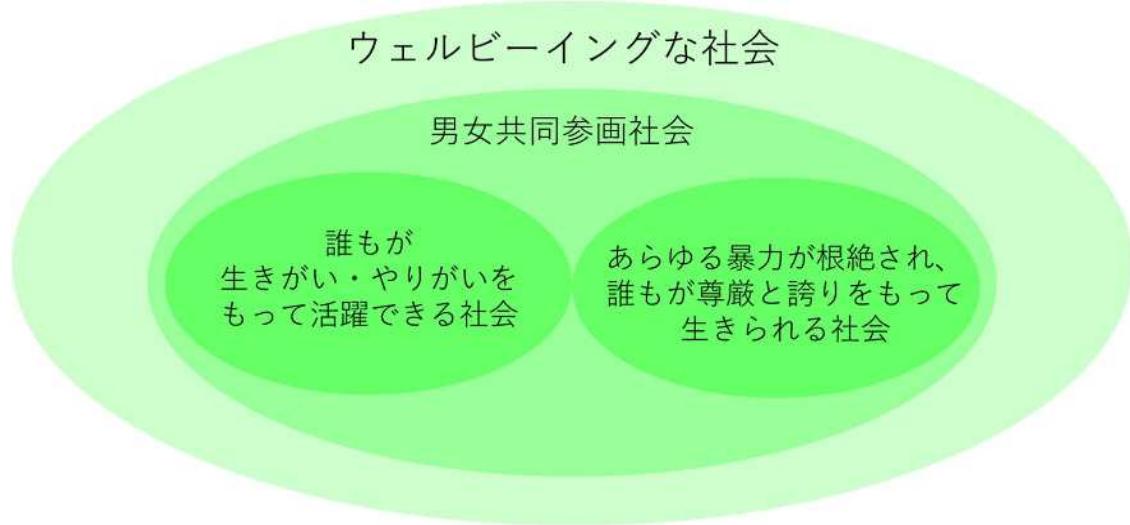


3 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

4 第6次男女共同参画計画の目指す社会像

本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じることができ、そのことが個人を取り巻く環境に豊かさをもたらす社会を「ウェルビーイングな社会」とします。



男女共同参画の推進は、性別に基づく固定的な価値観や行動規範の解消、就業環境の改善などを通じて、全ての人が暮らしやすい「ウェルビーイングな社会」の形成に資するものです。本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く場や地域、社会に幸せや豊かさをもたらす社会を「ウェルビーイングな社会」とし、その実現を目指します。

本計画では、「ウェルビーイングな社会」の実現に向けて、男女共同参画社会に寄与する以下の目標を設定します。

《誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現》

誰もが平等に個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮できる、健康で生きがい・やりがいやとゆとりのある暮らしを実現できる幸せを感じられる社会。

《あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現》

困難を抱えておられる方への支援等を通じて実現される、あらゆる暴力が根絶され、誰もが取り残されることのない社会。

【参考】 第5次京都市男女共同参画計画の評価

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とした、第5次京都市男女共同参画計画においては、3つの基本目標を設定し、男女共同参画社会を実現するため、重点分野である「真のワーク・ライフ・バランス」の推進、「DV対策の強化」をはじめ、計画期間内に策定、または改正された各種法令への対応を含め、様々な施策を実施してきました。

（1）真のワーク・ライフ・バランスの推進 重点分野

「仕事」・「家庭」・「地域」のつながりに着目した、京都ならではの新たな考え方のもと、平成24（2012）年3月以来、働き方の見直しに取り組む企業の支援や安心して子育てできる環境整備、市民への啓発を進めてきました。

その結果、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業が増加した（「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業）など、働き方改革等による長時間労働の是正が進んできていると考えられます。

（2）DV対策の強化 重点分野

DVセンターにおける、関係機関と連携したきめ細やかな女性被害者の支援のほか、ウィングス京都においては男性被害者及び加害者を対象とする「男性のためのDV電話相談」（令和5年度からDV以外の相談にも対応）を実施するなど、男女にかかわらずDVによって困難を抱えておられる方への支援を行いました。

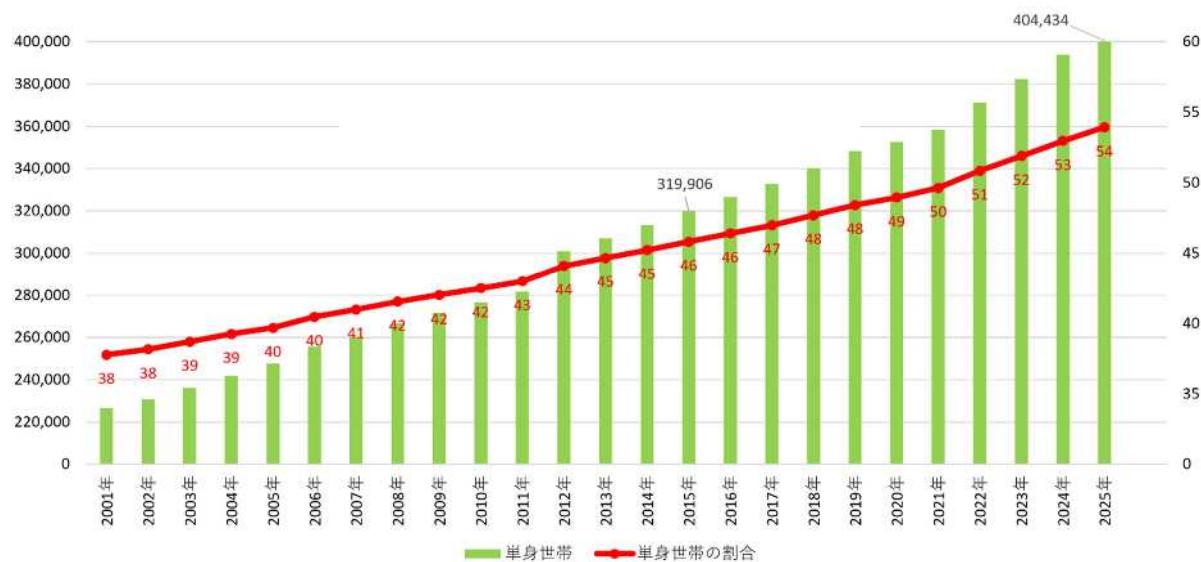
DVセンターにおいては相談件数が増加しており、今後も被害に苦しんでおられる方への対応が求められます。

（3）その他の取組

平成27（2015）年3月に発足した「輝く女性応援京都会議」を中心に、オール京都体制で女性活躍の推進に取り組んでいます。

またウィングス京都では、男女共同参画に関する情報提供、自主的活動の場の提供、講座等の実施、調査研究や人材育成など、多様な側面から男女共同参画を担う中核的施設として、幅広い事業を実施しています。

【図表3 単身世帯数及び全世帯数に占める単身世帯の割合の推移（京都市）】



出典：図表2・3とも令和6年度第1回京都市総合計画審議会資料

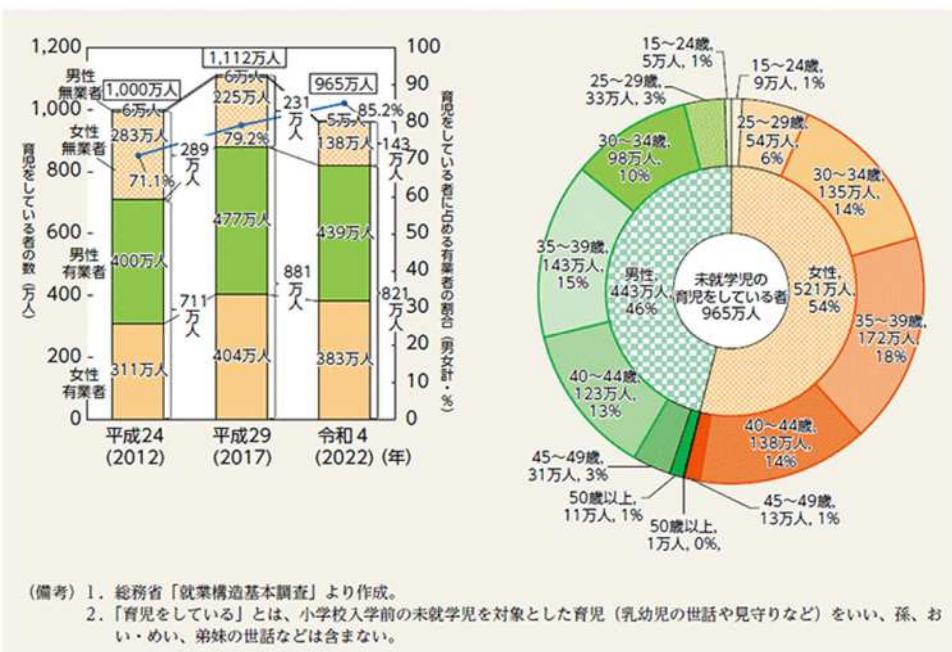
図表3は一部修正

《働きながら育児、介護をする人の増加》

○ 未就学児の育児をしている有業者は 111 万人（女性 72 万人、男性 39 万人）

増加しており、未就学児の育児をしている者に占める有業者の割合は 71.1% から 85.2% に上昇している。

【図表4 未就学児の育児をしている者の推移及び割合（全国）】



出典：内閣府令和6年版男女共同参画白書

『性別によって異なる健康課題』

- 健康課題については、その内容や、健康課題を抱えやすい年代が男女によって異なります。

男性特有の疾患としては、前立腺肥大症、前立腺炎、前立腺がんなどの前立腺疾患や泌尿器科疾患のほか、男性型脱毛症（A G A）などがあります。

一方で、女性特有の疾患としては、子宮がん、卵巣がん、子宮内膜症、子宮筋腫、卵巣囊腫、月経困難症、更年期障害更年期症状などの婦人科疾患のほか、乳腺疾患や出産に関連する疾患も挙げられます。

- さらに、糖尿病や脂質異常症、骨粗しょう症、痛風、うつ病、アルツハイマー型認知症などは男女のいずれにも共通する疾病ですが、その発症率や症状等において男女で顕著な相違がみられるものもあります。

- 男性特有の疾患は、50代以降で罹患率が上昇するものが多く、特にがんについては60代以降で急激に患者が増えるとされています。一方で女性においては、月経障害等は20代から40代前半、子宮内膜症や子宮平滑筋腫は30代及び40代、乳がんや更年期障害更年期症状、甲状腺中毒症（バセドウ病等）は40代及び50代などの働く世代の罹患が多い傾向があります。

『性別によって異なる健康課題の認知』

- 市民意識調査では、男女それぞれの健康課題について「知っている」又は「聞いたことがある」を選ぶ人がいずれの性でも多いという結果が見られます。

【図表15 男女の健康課題の認知（京都市）】

	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
知っている	48.4%	44.7%	51.9%	33.3%
聞いたことがある	28.8%	28.3%	29.5%	0.0%
知らない	22.6%	26.8%	18.4%	66.7%
無回答	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%

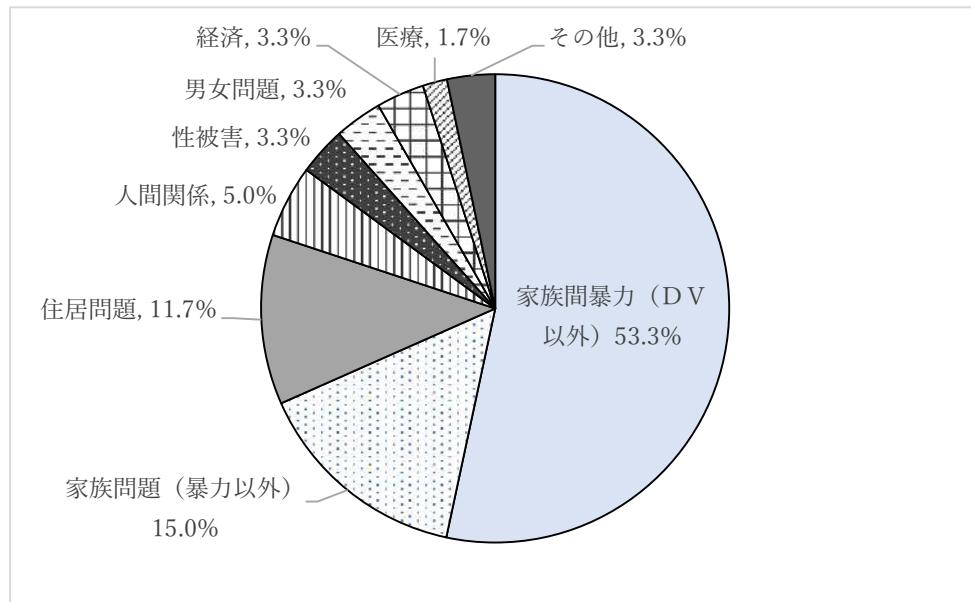
出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査

≪DV以外の困難な問題を抱える女性への相談支援の状況≫

○ 女性が抱える課題が多様化・複雑化する中、令和6年7月に開所した京都市女性のための相談支援センター「みんと」では、暴力や性被害、生活困窮等、DV以外の様々な困難な問題を抱える女性の包括的支援を行っており、令和7年3月までの9か月間に724件の相談支援を行いました。

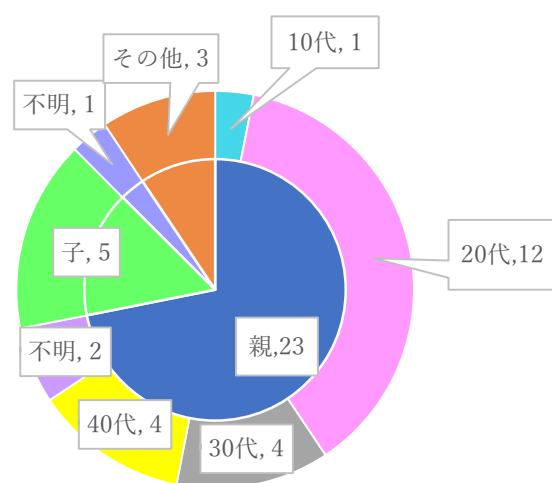
寄せられた相談の主訴では、家族間暴力（配偶者以外からの暴力）が半数以上を占め、次いで、家族問題（離婚など）、住居問題が上位を占めています。

【図表25 京都市女性のための相談支援センター「みんと」相談主訴
(令和6年7月～令和7年3月) (京都市)】



出典：京都市女性のための相談支援センター報告書

【図表26 京都市女性のための相談支援センター「みんと」家族間暴力加害者及び親からの暴力被害者年代内訳（令和6年7月～令和7年3月）（京都市）】

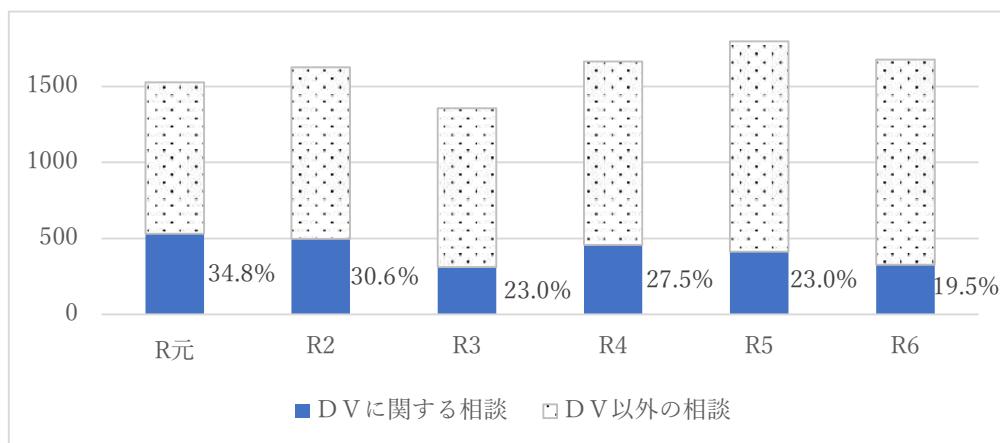


出典：京都市女性のための相談支援センター報告書

《ウィングス京都における相談の変化》

- 日常生活の中で女性が直面する様々な悩みや問題について相談を受け付けているウイングス京都相談室「女性のための相談」では、DVに関する相談の割合が徐々に少なくなっています。これは社会の中でDVが減ってきたということではなく、DVセンターが十分機能し、地域においてその存在が定着してきたことから、関係機関等から直接DVセンターにつながるケースが増えたことが影響していると考えられます。
- なお、ウィングス京都では、DV被害者自立支援事業として、心身の回復のため、専門家の助言を得ながら、当事者同士での語り合いやトラウマケアの読書会を通じて、本来持つべき自尊感情を取り戻す「居場所」を提供する事業を実施しています。

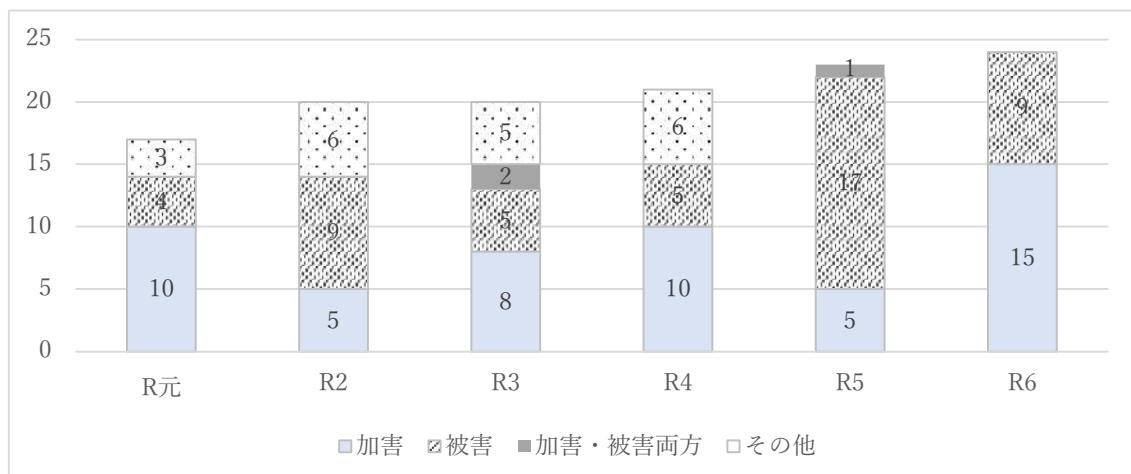
【図表276 ウィングス京都 女性のための相談に占めるDV相談の割合（京都市）】



出典：ウィングス京都年次報告

- また、「男性のための相談」では、近年、加害・被害両方に関する相談が、毎年20件程度寄せられています。加害については、DVの加害者であると認知している方もいれば、自身の行為がDVに当たるのか確認したい方も見られます。

【図表278 ウィングス京都 男性からのDVに関する相談の内訳（京都市）】



出典：ウィングス京都年次報告

※ 令和4年度まではDV相談に限定した「男性のためのDV電話相談」を実施し、その内訳を集計（DV以外の相談も一定寄せられ「その他」に計上）。令和5年度からDV以外の相談も受け付ける「男性のための電話相談」に拡大し、面接を含む全相談のうちDVに関するものを集計。

第3章 計画の内容

1 計画の体系

I 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現	
1 仕事と生活の調和	① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり ② 全ての人が安心して家事、育児、介護ができる環境の整備 ③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進 ④ 生涯学び続けることができる機会の提供
2 女性活躍・ <u>参画</u> の推進	① 誰もが希望に応じて能力を発揮するための支援 ② <u>教育における女性活躍の推進</u> <u>学校教育の場における女性活躍の推進</u> ③ 防災・復興における女性参画の拡大 ④ 政策・方針決定過程における女性参画の拡大
3 全ての人の 人権尊重に基づく 男女共同参画の視点の定着	① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発 ② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援 ③ <u>京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の機能充実及び周辺施設等と連携した魅力ある公共空間・エリアづくり</u> <u>魅力ある公共空間・エリアづくりに貢献する京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）</u> ④ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止対策
4 性に関する理解・尊重と 心と体の健康づくり	① 性に関する情報提供と多様な悩みを解決するための相談 ② 性の多様性や性的少数者に対する理解の促進 ③ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進 ④ 性別により異なる健康課題への理解促進
II あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現	
【京都市DV対策基本計画】 【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】	
1 DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援等	① <u>女性本人や周囲にいる方への広報啓発</u> ② 関係機関等と連携した支援対象者を早期発見するための取組 ③ 相談支援体制の充実 ④ 被害者等の保護に関する取組 ⑤ 自立に向けた支援の充実 ⑥ 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発

2 基本目標と今後の方針

基本目標Ⅰ 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現

少子高齢化に伴って人口減少が進み、ライフスタイルや価値観が多様化する中、誰もが、多様な選択肢の中から自分自身の生き方を安心して選ぶことができ、~~健やかで生きがい・やりがいや幸せを感じられるとゆとりのある生活を送ることのできる~~社会を目指します。

施策方針1 仕事と生活の調和

ライフスタイルや価値観が多様化する中で、誰もが仕事、家庭や地域活動、学び等の様々な選択をし、自身の仕事と生活の調和の中で、豊かな人生を送ることができるよう、環境づくりを推進します。

【現状と課題】

- 近年、若い世代における仕事と家庭生活のバランスに関する意識は変化しており、若い世代の女性ほど、就業継続意欲、昇進意欲、管理職になることへの意欲が高く、また、若い世代の男性ほど、家事・育児・介護等の家庭における営みへの参画意欲が高い傾向が見られます。誰もが希望に応じて、家事・育児・介護等を担いつつ、仕事やキャリア形成と両立させられるための支援は重要であり、現在の若い世代がより高い年代になり、様々なライフイベントに直面しても、こうした意欲を持ち続けられるような環境づくりが必要です。
- 現状では、女性の正規雇用比率は上昇傾向にあるものの、25~29歳をピークとして正規雇用比率が減少するという、いわゆるL字カーブの問題は依然として残っており、こうした時期に働き方の変更やキャリアの中断・断念をしている状況がうかがえます。また、男性が家事・育児等に参画したいと考えたとしても、長時間労働や仕事への責任感や、同僚や上司の理解や支援を得られないこと等から、家事・育児への参画を断念している可能性もあります。
- 京都の地域企業においては、人口減少に伴う事業活動の担い手不足に拍車がかかる中、多様な担い手が活躍できるよう、柔軟な働き方の実現に向けた取組が重要です。
- 誰もが、「仕事か家庭か」という二者択一を迫られることなく、多様化するライフスタイルや価値観に応じ、学びや地域活動、社会貢献活動などを選択し、仕事とも調和させながら、生きがい・やりがいをもって活躍できる社会を目指していきます。

推進施策
<p>① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり</p> <p>企業において、長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方の促進、男性の育児休業取得率の向上のための意識・働き方改革が進むよう、<u>企業及び働く人に向けて、それぞれに効果的な</u>意識啓発や、関係法令・各種支援制度の情報提供に努めます。</p>
<p>② 全ての人が安心して家事、育児、介護ができる環境の整備</p> <p>多様なライフスタイルの下でも、家事、育児、介護に安心して参加できるよう、引き続き環境整備のための支援を行うほか、働く人自身が自らのライフスタイルを振り返り、家庭での責任を果たすきっかけとなる啓発を行います。</p>
<p>③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進</p> <p>地域コミュニティの活性化を図り、地域の多様化する課題やニーズを様々な視点から解決するため、様々な地域活動や市民活動、社会貢献活動への男女の参加を促進します。</p>
<p>④ 生涯学び続けることができる機会の提供</p> <p>誰もが生涯にわたり、満足感を持って豊かな人生を送ることができるよう、それぞれのライフステージに応じて学び続ける機会、またその学びを社会に還元することができる機会の提供を行います。</p>

施策方針2 女性活躍・参画の推進

京都市では、「輝く女性応援京都会議」等と連携しながら、オール京都体制で、様々な場面での女性活躍の推進と、男女間の格差を解消するための取組を推進し、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現を目指します。

【現状と課題】

- 多様性を認め、より公平で、包摂的な社会を構築するためには、社会のあらゆる分野において女性の参画とリーダーシップを高める必要性があります。
また、女性の所得向上・経済的自立・男女間賃金格差の是正は、個人の尊厳と安心・安全に密接にかかわる課題ですが、守られる社会を実現する上でも不可欠な課題です。
- 担い手不足が顕在化し、就労面における女性活躍の機運に高まりがみられる現在、男女間の待遇差改善のための取組に加え、多様な働き方、生き方の中から誰もが自らの望むスタイルを見つけ、選択できる環境を整えていくための取組はウェルビーイングな社会にとって欠かせません。
- 女性の参画を拡大するためには、周囲が参画の意義・必要性が理解し、状況に応じた合理的な配慮がなされることが必要です。
- 女性管理職登用や男女間の待遇差改善については企業の間で進歩に差異が見られ、その解消のための働き掛けは依然として必要です。
- 働き手側においては、特に女性の待遇改善のため、成長分野や報酬の高い分野への女性の労働移動の促進や、そのためのスキル取得・向上の機会の提供が求められます。
この際には、近年普及が著しいAI（人工知能）の活用が就労に与える影響についても留意が必要です。
- 防災分野においては、一般に、地震などの大規模災害の発生時には、女性や子ども、障害者等、比較的脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが知られており、被災者の多様なニーズに適切に対応するためには、平常時の備え、初動対応、避難生活、復旧・復興などの各段階における災害対応の現場への女性の参画が進むことが有効であるとされています。
- また、政治分野においても、女性を含む多様な人材が議会等における政策等の決定に関わることは、多様性に富んだ持続可能な社会を実現していくために重要です。

推進施策

① 誰もが希望に応じて能力を発揮するための支援

依然大きい男女間の賃金格差、事実上の男女別雇用管理や性別によって固定化された職域等の是正、女性の管理職登用の推進に向けて、企業等における女性活躍の推進のための機運の更なる醸成を行います。

また、非正規雇用者等を対象とする、正規雇用への転換も視野に入れた能力開発や就業支援に加え、就業意欲を持ちながら行動を起こせていらない女性や、就労に向けて不安を抱える女性への支援を行い、就労面での能力発揮につなげます。

② 学校教育の場における女性活躍の推進

性別に関わりなく、自身が望む教育を受け、性別にとらわれない職業意識を持ち、キャリアを形成していくよう、教育機関と連携し、学校教育の場での男女共同参画意識の醸成に努めます。

③ 防災・復興における女性参画の拡大

防災会議や消防団等の組織における女性の参画の拡大に加え、避難所の運営に当たっては誰もが安心して過ごせる場所の提供に向けた取組を推進します。

④ 政策・方針決定過程における女性参画の拡大

意思決定の場への男女の均等な参画を促進するため、本市の全ての附属機関等ににおける委員の男女いずれの委員の登用率も割合がいざれも40%以上60%以下となるよう、取組を推進します。

また、誰もが議員活動をしやすい環境の整備に努めるとともに、市民の市政への関心を高め、政治に対する意識や主体性を育成する取組を行います。

推進施策
<p>① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発</p> <p>男女がともに理解し、尊重し合うことのできる環境を整備することを目的として、男女共同参画に関する正しい理解と行動を促進するための広報・啓発を行います。</p>
<p>② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援</p> <p>市民活動に必要な情報提供、相互の幅広いネットワークづくりなど、活動する団体やグループ等への支援を行い、男女共同参画社会の実現に向けた市民活動の活性化を図ります。</p>
<p>③ <u>京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の機能充実及び周辺施設等と連携した魅力ある公共空間・エリアづくり</u> <u>魅力ある公共空間・エリアづくりに貢献する京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）</u></p> <p>京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）を中心として、多様化する男女に関する諸課題を正しく把握し、早急な解決を図るため、大学・研究機関等と連携し、男女共同参画に関する調査や研究を行<u>うとともに</u>、誰もが簡単に男女共同参画について正しく理解できるよう、様々な情報の収集・整理・提供を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向けた施策の企画・実施・評価を展開します。</p> <p><u>また、男女共同参画センターとしての機能の充実に努めつつ、優れた立地環境も活かし、周辺施設等と連携した魅力ある公共空間・エリアづくりに取り組み、誰もが気軽に男女共同参画に関心を持ち、触れることのできる環境を整備します。また、京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）の機能充実に努め、誰もが気軽に男女共同参画に関心を持ち、触れることのできる環境を整備します。</u></p>
<p>④ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止対策</p> <p>セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠・出産や育児に関連した職場等でのいやがらせ（マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント⁶）を含む各種ハラスメントについて、経営者等への働き掛けや周知啓発のための取組を行うことで防止対策を展開します。</p> <p>また、学校や地域など雇用以外の場でのハラスメントについても、未然防止のための取組を行います。</p>

⁶ 職場等での妊娠・出産、育児休業取得等に関して受ける嫌がらせのことで、前者は被害者が女性、後者は被害者が男性である。

施策方針4 性に関する理解・尊重と心と体の健康づくり

誰もが性やそれに伴う身体的特徴の多様性及び性に関する健康課題について理解し、配慮し合い、安心して暮らせる社会の実現のため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ⁷の視点に立った健康の保持・増進と、企業においては従業員の健康に配慮した仕組みづくりの支援を行います。

【現状と課題】

- 全ての人が持続可能な形で自らの理想とする生き方を追求できる社会の実現のためには、自らの身体の特性や健康課題に対する正しい知識を習得し、健康増進に自発的かつ積極的に取り組めることが必要です。また、家族等周囲の方々の健康・介護等に関わるケアは当事者のみで抱えるべき課題ではなく、社会全体で支える必要があります。
職業生活における健康の維持・増進は、ウェルビーイングを高め、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織活性化をもたらします。
- 女性は個人差は大きいものの、ライフステージごとに、妊娠・出産をはじめとする女性特有の健康課題に直面し、これらの課題は子育て期やキャリア形成・キャリアアップの時期に重なることが多いと考えられます。
- 男性においては、心身の不調を抱えていても、「男性は弱音を吐いてはいけない」、「弱音を言わず働くべき」等の固定観念から、自身の健康課題を認めづらく、周囲にも相談しにくい傾向があると推測され、このことが心身の不調からの回復を妨げる可能性があります。
- また、ウェルビーイングな社会の実現に向けては、多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別、無理解によって苦しむことなく、自分らしく自由に生きられる環境整備が必要です。

⁷ リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び年平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時に責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

推進施策
<p>① 性に関する情報提供と多様な悩みを解決するための相談</p> <p>多様な性の在り方を含め、誰もが互いの身体的な特徴や性についての理解を深め、理解し合い、尊重し合うための土壌づくりを行います。</p> <p>また、性に関する多様な悩みに対して適切な助言等を行い、解決に向けた相談体制の推進を図ると同時に、男女共同参画に係る苦情処理制度の周知と効果的な活用を推進します。</p>
<p>② 性の多様性や性的少数者に対する理解の促進</p> <p>誰もが、その性的指向⁸やジェンダーアイデンティティ⁹に関わりなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生するウェルビーイングな社会の実現に向けて、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に向けた施策を推進するとともに、性的少数者の生活における困難や人権課題の把握に努め、その解決に向け支援を行います。</p>
<p>③ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進</p> <p>乳幼児期から、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など様々なライフステージに応じた心身の健康づくりのため、様々な不安やストレスを解消するための相談等を行うほか、健康の保持・増進に資する取組を推進します。</p> <p>特に、妊娠・出産期における女性を対象とした健康診査、相談、指導等を行い、安全な出産に向けた健康管理と、不妊について正しく理解するための情報提供、相談体制の充実を図ります。</p> <p>企業に向けては、従業員等へのヘルスケアの配慮や健康課題への理解・支援を促進するため、実践例の紹介など、わかりやすく効果的な周知・啓発を行います。</p>
<p>④ 性別により異なる健康課題への理解促進</p> <p>男女それぞれに性別により特有な疾病等の検査や悩み対応等の、性差医療へのアクセスを確保すると同時に、特に、妊娠・出産期における女性を対象とした健康診査、相談、指導等を行い、安全な出産に向けた健康管理と、不妊について正しく理解するための情報提供、相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、HIV感染症をはじめとする性感染症についての正しい理解と実践的態度を培い、感染者が偏見や差別に苦しむことなく、共に安心して暮らせる社会の実現に向けた教育を行います。</p>

⁸ 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のこと。

⁹ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のこと。

基本目標Ⅱ あらゆる暴力が根絶され、 誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現

【京都市DV対策基本計画】 【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

配偶者等からの暴力をはじめとする暴力、性犯罪の根絶や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

施策方針1 DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援等

【現状と課題】

- 女性は、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあり、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在するほか、不安定な就労状況や経済的困窮に陥りやすい状況にあります。
- 過去の経験によるトラウマ、障害や病気、生活困窮、社会的孤立、さらには国籍や言語による課題など、複合化・複雑化する課題を抱える場合も多く、京都市各部署はもとより、関係機関や民間団体等多数の機関がそれぞれに主体性をもって連携し、包括的かつ切れ目のない支援を実施することが必要です。
- 特に若年女性については、自らの問題を客観的に認識できていないケースや、SOSを出せないなど、自ら支援につながることができないケースも多く、問題が深刻化する前の早期発見から支援につなげることが重要である一方、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉等の手厚い福祉施策に比べ、活用できる施策が少ない状況にあることも課題です。
- 市内には複数の女性支援を行う民間団体が存在し、居場所の提供やSNS等を活用した相談支援、行き場のない女性の自立支援等、各団体の特色を生かした活動により、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行っています。こうした民間団体と行政機関が双方の特色を尊重し補完し合いながら、対等な立場で協働することが重要です。

- 女性が抱える困難のうち、特にDV（配偶者や恋人など親密な関係の中で起こる暴力）は、身体的、精神的、社会的、経済的、性的な暴力など様々な形態を有し、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、被害者自身がDVを受けていることに気付かない、「自分が悪い」「自分さえ我慢すればよい」と考え相談できない、経済的な状況や子どもの環境を変えたくないことから避難をためらうことも多く、被害が深刻化しやすいという特徴があります。
- DVは、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に影響を与えます。被害者は多くの場合女性であり、その背景には、根強く残る固定的な性別役割分担意識や被害者の経済的自立を困難にする社会的・構造的な問題があると言われています。
- さらに、近年、男性もDVや性暴力の被害者となることが顕在化しており、男性被害者への相談支援体制を整えることが求められています。「DVや性暴力の被害者は女性」という固定観念によって、男性が被害について声を上げにくい状況があり、積極的な対応が必要です。
- 男女問わず、上下関係（社会的立場や指導的立場等）に基づくパワーハラスメントの延長として、性被害にあうケースもあり、相談窓口の周知をはじめ、若年層も含めた支援が重要です。
- DVを単なる個人的な問題ではなく、社会がその解消に取り組まなければならない重要課題の一つとして取り組むとともに、被害者の状況やニーズに応じ、相談、安全の確保、自立に向けた支援など、一人一人に寄り添った切れ目のない支援を関係機関が連携して行っていくことが必要です。
- また、被害者支援の一環としての加害者更生に関する支援や、加害者を生まない社会づくりに向けた取組についても推進する必要があります。

推進施策
<p>① 女性本人や周囲にいる方への広報啓発</p> <p>様々な困難を抱える女性が、自身が置かれた状況について相談や支援を求めることができるということを啓発するとともに、<u>DVセンターや「みんと」をはじめ、ウィングス京都や区役所等の相談窓口の周知強化を図ります。</u> <u>DVセンターや「みんと」をはじめとする相談窓口の周知強化を図ります。</u></p> <p>特に、DVについては、広く一般的な広報に加え、児童虐待対策と一体的な広報啓発を実施するなど、属性ごとの生活や状況に応じた効果的な手法を検討し、被害者自身がDVに気づき早期に相談できるようきめ細やかな情報提供を行います。</p>
<p>② 関係機関等と連携した支援対象者を早期発見するための取組</p> <p>支援対象者と最初に接する可能性の高い病院や学校、区役所・支所の保健福祉センター等の関係機関や地域の福祉団体等に対し、様々な女性支援情報を提供し、速やかにDVセンター等の専門機関につなぐ体制を整えるとともに、その過程で職員等の対応による二次被害¹⁰が生じないよう取り組みます。</p> <p>また、アウトリーチ支援や居場所の提供等を行う民間団体との連携を強化し、支援対象者を早期に支援につなぐ体制を整えます。</p>
<p>③ 相談支援体制の充実</p> <p>DVセンター及び「みんと」に適切な人員体制を整備するとともに、女性相談支援員を中心に、庁内関係部署や関係機関、民間団体との緊密な連携を図り、支援対象者の相談に迅速かつ適切に対応するための体制を整えます。</p> <p>特に、区役所・支所の「重層的支援体制」や児童虐待関係機関との連携、「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都協議会」等の活用により、高齢者、障害者、外国籍、子どものいる方（特定妊婦¹¹を含む）等、支援対象者が置かれた状況に応じ、きめ細やかな支援に取り組みます。</p> <p>また、男性のDV被害者の相談体制の強化や、DV被害者支援の一環としての加害者更生に向けた取組の充実に努めます。</p>
<p>④ 被害者等の保護に関する取組</p> <p>京都府が提供する公的シェルターや、本市が支援する民間シェルターとの連携による被害者の安全確保を実施します。また、民間シェルターを中心に、関係機関が連携して、切れ目のない一体的支援を行うインクルーシブ・ケアシステムを引き続き実施します。</p> <p>被害者等が同伴する児童に対しては、可能な限り被害者等と一緒に避難できるよう努め、避難先において、乳幼児・学童保育や学習支援、心理的ケアを提供できる体制を整えます。</p>

¹⁰ 配偶者からの暴力により心身ともに傷ついた被害者が、各種手続や捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた状況を理解しない職務関係者の不適切な言動で更に傷つくこと。

¹¹ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

第4章 モニタリング指標

これまでの京都市男女共同参画計画においては、取組の推進状況を客観的に把握するための指標として数値目標を設定してきました。

しかし、男女共同参画社会の実現という大きなテーマが不変のものである一方で、これを取巻く状況は日々刻々と変化しており、5年間という計画期間中時宜にかなう目標数値を設定することが困難な場合があると考えられるため、本計画では目標数値を設定しないこととします。

ただし、これまで目標数値として設定してきた以下の数値（関連の計画における目標設定に合わせることで一部変更があるものも含む。）を、モニタリング指標とするほか、社会情勢に応じて必要と考えられる指標が生じた場合は、年次計画で目標数値を設定し、京都市男女共同参画審議会において取組の進捗の把握に努めます。

なお、以下のモニタリング指標のうち①及び②は、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく京都市の特定事業主行動計画において定める目標数値です。

① 本市職員における管理職員に占める女性職員の割合（市長部局における各年度の4月1日時点の数値）

令和7年度実績：17.3%

② 本市職員における男性職員の2週間以上の育児休業取得率

令和6年度実績：82%

③ 本市附属機関等における、男女いずれの委員の登用率も40%以上60%以下である附属機関等の割合（各年度末の数値）

令和6年度実績：53.1%

④ DV相談窓口の認知度

令和6年度実績：38.8%

⑤ DVセンターの相談支援終了時における「課題解決」の割合¹⁴

令和6年度実績：61.7%

⑥ 固定的な性別役割分担意識の解消

（男は仕事、女は家事・育児という考え方に対する「反対」という人の割合）¹⁵

令 和 6 年 度 実 績 : 45.4 % ○

本市職員における管理職員に占める女性職員の割合（市長部局における各年度の4月1日時点の数値）

R2	R6
----	----

¹⁴ 「課題解決」「課題未解決（連絡不可能等）」「本人の意向（主訴取下）」のうち、「本人の意向」による支援終結の増加により、「課題解決」の割合が令和元年度以降減少傾向にある。一方で「課題未解決」の割合は大きく減少している。（R1 21.6% → R5 14.1%）

¹⁵ 本市の男女共同参画に関するアンケートによる。

R6調査では新たに選択肢「どちらともいえない（26.9%）」を追加した影響もあり、「反対」の割合が低下している。

18.9%	17.9%
-------	-------

○ 本市職員における男性職員の育児休業取得率

R2	R6
36.7%	85.7%

○ 本市附属機関のうち、男女いずれの委員の登用率も35%以上である附属機関等の割合
(各年度末の数値)

R2	R6
69.9%	74.2%

○ DV相談窓口の認知度

R2	R6
63.3%	38.8%

○ DVセンターの相談支援終了時における「課題解決」の割合¹⁶

R2	R6
63.2%	61.7%

○ 固定的な性別役割分担意識の解消

(男は仕事、女は家事・育児という考え方に対する「反対」という人の割合)¹⁷

R2	R6
54.1%	45.4%

¹⁶ 「課題解決」「課題未解決(連絡不可能等)」「本人の意向(主訴取下)」のうち、「本人の意向」による支援終結の増加により、「課題解決」の割合が令和元年度以降減少傾向にある。一方で「課題未解決」の割合は大きく減少している。(R1 21.6% → R5 14.1%)

¹⁷ 本市の男女共同参画に関するアンケートによる。

R6調査では新たに選択肢「どちらともいえない(26.9%)」を追加した影響もあり、「反対」の割合が低下している。

委員名	御意見	考え方
芦田 委員	女子生徒の自殺者が急増していることが懸念される。	素案第2章で令和6年度の自殺者数（全国）データを記載し、若年層の女性の自殺者数が男性を上回っている状況について示しました。 困難な問題を抱える女性への支援の推進に当たっては、引き続き自殺者数の動向に注視します。
佐々木 委員	育休の取得率向上と併せて長時間労働を変えていくような施策を検討されたい。	素案第2章で長時間労働の状況に関するデータを記載し、子育て世代の男性への偏りを示しました。 推進施策において、長時間労働の削減に向けた意識啓発等を行い、課題解決に努めています。
藤本 委員	女性活躍の基盤としての安全・安心、健康といったリンクについて、計画に盛り込むことはできないか。	安心・安全を、2つの基本目標両方に関わるテーマとして捉え、心身の健康や生きがい・やりがい、経済的な安心を含む広義の安心・安全の確保を通じて、誰もがそれぞれの場で活躍でき、取り残されることがない、ウェルビーイングな社会を目指すことをしました。
里内 委員	ワーク・ライフ・バランスの発展的な概念としてウェルビーイングを目指すとの説明があったが、それにより問題点や課題を矮小化することにはならないよう、計画の細目で、未だ取り組むべき課題について言及されたい。	ウェルビーイングな社会を理想像として掲げる一方で、具体的な課題については、施策方針や具体的な施策の中で言及することにより、従来からの課題で未だ残るものがウェルビーイングという言葉に埋没、矮小化されないよう対応していきます。
里内 委員	「伝統的な男性観」のみならず、女性の生きづらさや不安につながるような「伝統的な女性観」もあると思われ、この点も女性への支援の中に含められたい。	「伝統的な女性観」に起因するような困難や不安を抱えておられる女性へのフォローについて、女性活躍に係る施策や困難な問題を抱える女性への支援において検討・実施していきます。
佐々木 委員	計画期間について、現行の5年間に對し次期計画が10年間というのは長いという印象を受ける。	計画を取り巻く社会情勢の動向に適宜対応していく必要を踏まえ、計画期間を5年間に改めました。

多賀 委員	企業の好事例（例：労働時間を減らしつつ業績を向上させた。）を集めて紹介することなどはできないか。	従来から取り組んできた地域企業等の好事例紹介の充実に努めます。
多賀 委員	男女共同参画は、女性側にも男性側にも、両方にメリットがあるということを伝えられるような広報啓発を心がけられたい。	素案において施策方針Ⅰ-3「全ての人の人権尊重に基づく男女共同参画の視点の定着」の【現状と課題】に記載したように、「男女共同参画」という言葉が男女間の分断を生む可能性に留意し、男女のいずれにも正しく「男女共同参画」の理念が広がることを目指して啓発に取り組みます。
丸山 委員	女性のための相談事業は、いろいろな経緯に基づく窓口が複数あり、一見して分かりにくいと思う。分かりやすいように、相談窓口を一本化したり、最初の相談先を一体化するなどした方が良いのではないか。	女性支援の現場において、DV被害者支援が大きな割合を占めていることから、当面は「DV」を明確にした窓口を継続設置したいと考えておりますが、今後の相談窓口のあり方について、他都市の状況等も参考にしながら、広報啓発の方法も含めて市民の方に分かりやすいものとなるよう検討していきます。
佐々木 委員	真のワーク・ライフ・バランス啓発ウェブサイト等の周知啓発について、広く知ってもらえるよう工夫を。	具体的な取組において、周知啓発方法を検討し、より多くの方に見ていただけるよう取り組みます。
南野 委員	DV等で支援を必要とされる方に窓口を知っていただけるよう、より効果的な周知を検討されたい。	具体的な取組において、支援を必要とされる方に届く周知を検討し、実施していきます。
里内 委員	ウイングス京都の機能を強化して、次期男女計画でも重要な役割をしっかりと担うよう進められたい。	次期男女計画においても、ウイングス京都を男女共同参画の推進のための中核施設としての役割を担うものと位置付け、更なる機能強化に努めます。

令和7年度第1回審議会での御意見及び京都市の考え方と計画最新案への反映状況

委員名	御意見	考え方	計画最新案への反映状況
藤本 委員	<p>「性別により異なる健康課題」が何を指すのか理解しづらいと思われる。</p> <p>具体的に何を指すのかを補足的に説明したうえで、その認知についてはこのような状況がある、というようにデータを示してもらった方が、伝わりやすく分かりやすい記載になるのではないか。</p> <p>この点、第2章の「2 社会情勢・現状」についてさらに情報を補足していただきたい。</p>	<p>第2章の「2 社会情勢・現状」に、健康課題の内容、また男女によって健康課題に直面する年代が異なることについて具体例を交えながら記載しました。</p>	<p>【素案】：記載なし</p> <p>【最新案】：P.18の1行目～以下を追加</p> <p>『性別によって異なる健康課題』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康課題については、その内容や、健康課題を抱えやすい年代が男女によって異なります。 <p>男性特有の疾患としては、前立腺肥大症、前立腺炎、前立腺がんなどの前立腺疾患や泌尿器科疾患のほか、男性型脱毛症（A G A）などがあります。</p> <p>一方で、女性特有の疾患としては、子宮がん、卵巣がん、子宮内膜症、子宮筋腫、卵巣囊腫、月経困難症、更年期障害などの婦人科疾患のほか、乳腺疾患や出産に関連する疾患も挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、糖尿病や脂質異常症、骨粗しょう症、痛風、うつ病、アルツハイマー型認知症などは男女のいずれにも共通する疾病ですが、その発症率や症状等において男女で顕著な相違がみられるものもあります。 ○ 男性特有の疾患は、50代以降で患率が上昇するものが多く、特にがんについては60代以降で急激に患者が増えるとされています。一方で女性においては、月経障害等は20代から40代前半、子宮内膜症や子宮平滑筋腫は30代及び40代、乳がんや更年期障害、甲状腺中毒症（バセドウ病等）は40代及び50代などの働く世代のり患が多い傾向があります。
芦田 委員	<p>令和6年度第3回審議会での意見への補足。</p> <p>若年女性の自殺が増加しているという点には素案の中で触れているが、特に私が懸念していたのが、この3年間で中高生年代の女性の自殺者数が急増しているという点。男性は同年代での自殺者数は減少傾向にあるようだ。</p> <p>中高生世代の女性は性被害や命の危機にさらされる危険性も高く、改めて懸念を表明したい。</p>	<p>令和7年度第1回審議会にて提供いただいた資料を基に、改めて事務局で計画掲載用のグラフを作成し、最新案に反映させました。</p> <p>困難を抱える中高生の世代の女性に対しては、教育委員会、児童相談所等の関係機関とも連携しながら支援を行ってまいります。</p>	<p>【素案】：記載なし</p> <p>【最新案】：P.20の1行目～以下の記載及び図表を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小中高生における自殺者数を見ると、令和4年度以降男性の自殺者が減少傾向にある一方で、女性は令和4年度以降、徐々に増加しています。 <p>【図表18 若年層における自殺者数（男女・職業別）（全国）】</p>

丸山 委員	<p>「DV対策基本計画」と「困難な問題を抱える女性への支援計画」は一体的に策定することができるという国の方針が出ている。</p> <p>今回計画を策定するに当たり、一体化してワンストップで相談を受けるという形に変更できる機会と捉えていたのだが、素案では、二つの計画で二つの窓口を維持するという形式になっているので、この建付けを再度検討されたい。</p>	<p>相談窓口については、女性支援の現場において、DV被害者支援が大きな役割を占めている現状を考えると、「DV」の看板を下ろすことでDV被害者にとって相談先が分かりにくくなることも考えられるので、当面は「DV相談をしたい相談者」のために、一本化することなく「DV相談支援センター」を継続設置したいと考えております。</p> <p>計画そのものについては、「DV対策基本計画」と「困難な問題を抱える女性への支援計画」を一本化する形に改めました。</p>	<p>【素案】：基本目標Ⅱ「あらゆる暴力が根絶された社会の実現」に「1 DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶【京都市DV対策基本計画】」と「2 困難な問題を抱える女性への支援【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）】」が紐づく。</p> <p>【最新案】：基本目標Ⅱ「あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現」に「1 DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援【京都市DV対策基本計画】【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】」が紐づく。</p> <p>(P.29を参照)</p>
藤本 委員	<p>ウィングス京都の今後の活性化については、若い人を積極的に巻き込むような取組を検討されたい。</p> <p>様々な考え方をする学生があり、話を聞いていると学生の考えていることには重要なことが含まれていると感じる。</p> <p>若い人の政策提言を積極的に吸い上げるようなチャンネルがあってもよい。若者は言いたいことを持っていると思うから、ウィングス京都を活用して政策提言の場を設ければ、施設に特徴付けができるのではないか。</p>	<p>今後、大学生や大学院生を中心としたワークショップを実施し、これから京都を担う若い年代の方々から意見をいただく機会を設けます。</p>	
多賀 委員	<p>京都市は大学が多い街なので、若者による政策提言の機会を、大学と提携し設けてみると面白いのではないか。</p> <p>最近はジェンダーやセクシュアリティにまつわるサークル活動をしている若者も多く、彼らは非常に斬新で先進的な取組をしているにもかかわらず、サークル同士の連携ができていない場合もあると思う。そうした連携など、検討の余地はまだまだあると思うので、工夫して取り組まれたい。</p>		

令和7年度第2回審議会での御意見及び京都市の考え方と計画最新案への反映状況

奥野 委員	<p>「ウェルビーイング」という言葉について、資料3の3ページに記載があるが、「ウェルビーイング」という言葉はまだ市民にとってなじみある言葉とは言い切れないで、本計画ではどういったものを指すのか定義表現で記載されたい。</p>	<p>御指摘のとおり、該当箇所を修正しました。</p>	<p>【前回の案】 本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く場や地域、社会に幸せや豊かさをもたらす「ウェルビーイングな社会」の実現を目指します。 → 【最新案】 本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、そのことが個人を取り巻く環境に豊かさをもたらす社会を「ウェルビーイングな社会」とします。</p>
多賀 会長	<p>30ページの【現状と課題】の3つ目の項目に「市民の意見の中には男女共同参画という言葉が男性と女性の分断を生む可能性について指摘する声も見受けられ」という表現があるが、「指摘」というとあたかもその意見が正しいような印象を生むので、何かもう少し中立的な、例えば「男性と女性の分断を生むことを懸念する声も見受けられ」といったような表現に改めていただきたい。</p> <p>また、以前私が、男女共同参画は女性にも男性にもメリットがあるということをアピールしていただきたいとお伝えしたのを受けてここを対応していただいたということだが、まだちょっと伝わりきらないようなものを感じる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、内容を追記いたしました。</p>	<p>【追記内容】 男女共同参画の推進は、性別に基づく固定的な価値観や行動規範の解消、就業環境の改善などを通じて、全ての人が暮らしやすい「ウェルビーイングな社会」の形成に資するものです。</p>

里内 委員	8ページの国の動向についてデータを最新のものに修正いただきたい。	御指摘のとおり、該当箇所を修正しました。	<p>【前回の案】</p> <p>女性活躍に関しては、令和元（2019）年6月公布の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（通称：女性活躍推進法）」により、一般事業主行動計画の策定や男女の賃金の差異の情報公表が一定の従業員規模の事業主を対象として義務付けられるなど、取組が加速されています。</p> <p>また、令和6（2024）年5月に育児休業、「介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（通称：育児・介護休業法）」が改正され、令和7（2025）年4月からは、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現を可能にするための措置が拡充されたほか、育児休業の取得状況の公表が義務付けられる事業主が従前から拡大されたところです。</p> <p>→ 【最新案】</p> <p>女性活躍に関しては、令和6（2025）年6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（通称：女性活躍推進法）」が改正され、期限が10年間延長となったことに加え、情報公表について、従業員数が101人以上の企業に対して新たに男女間賃金格差と女性管理職比率の2点の情報公開が義務付けられます。</p> <p>また、令和6（2024）年5月に育児休業、「介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（通称：育児・介護休業法）」が改正され、令和7（2025）年4月以降、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現を可能にするための措置が拡充されたほか、育児休業の取得状況の公表が義務付けられる事業主が従前から拡大されるなど段階的に施行されています。</p>
芦田 委員	13ページの週間就業時間60時間労働者の割合について、京都市が（あるいは京都府が）全国の中でどのくらいのポジションにつけているのか具体的な値を示されたい。	御指摘のとおり、該当箇所に追加を行いました。	<p>【追記内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省の行う令和4年就業構造基本調査によると、京都府の週間就業時間60時間以上の男性雇用者の割合は9.4%であり、この数字は全都道府県の中で2番目に高い割合でした。 ○ また、同調査によると京都市の週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は男性が10.4%、女性が3.2%となっています。

谷口 委員	14ページの男性の育児休業取得について、取得の有無についてもそうだが、取得期間がどうであるのかも重要な問題であるので、その重要性が分かる資料か、文言を追記されたい。	御指摘について、該当箇所に追記を行いました。	<p>【追記内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間企業における育児休業取得率は、令和6（2024）年度は男性が40.5%、女性が86.6%（いずれも速報値）で、男性は初めて40%を超えました。 ○ 男性の育児休業については、取得の有無に加え、その日数・内容についても重要であるほか、職種・職務内容によっては取得が困難な状況があること、また育休取得者のフォローをする職員への支援も検討する必要があることなどから、さらに進んだ両立支援が求められています。
藤林 委員	14ページの男性の育児休業取得について、民間企業においては企業規模によって取得可能かどうかが全く異なっている。日数の問題もそうだが、現在取得者が上昇しているというポジティブな評価だけでなく、今後の課題についても記載されたい。		
多賀 会長	14ページの男性の育児休業取得について、民間企業の速報値が出たので追記していただきたい。		
里内 委員	15ページの「男性には男性の女性には女性の感性があるものだ」という考え方について、肯定回答が過半となっており」に加えられている評価「市民の間に根深く残る性別観も見受けられる」について、当該設問には先天的な男女の差だけではなく、生育環境によって生じる男女の差というものについて肯定する回答をされた方もあると思うので、その回答が必ずしも間違いであるというメッセージが伝わらないよう、表現を工夫されたい。	御指摘のとおり、該当箇所を修正しました。	<p>【前回の案】</p> <p>しかし、「男性には男性の、女性には女性の感性があるものだ」という考え方については、肯定する回答が過半となっており、市民の間に根深く残る性別観も見受けられます。</p> <p>→【最新案】</p> <p>しかし、「男性には男性の、女性には女性の感性があるものだ」という考え方については、肯定する回答が過半となっています。</p>
多賀 会長	上記、里内委員の御指摘の個所について、最後の「市民の間に根深く残る性別観も見受けられます」の部分を削除されたい。思想良心の自由を鑑みて市民がどう意識しているかについて市の側が何か規定するようなことは避けたほうが良いのではないか。		

里内 委員	資料3の24ページ「子どもを巻き込んだ暴力」という記載があるので、この定義について記載いただきたい。	御指摘のとおり、該当箇所に追記を行いました。	<p>【追記内容】</p> <p>(暴力の種類について)</p> <p>身体的暴力：殴る、蹴る、髪の毛を引っ張る、腕をつかむ、物を投げつける、突き飛ばす、首を絞める 等</p> <p>精神的暴力：暴言を吐く、物に当たる、怒鳴る、脅す、馬鹿にする、無視する、たたくまねをする、自殺をほのめかす 等</p> <p>社会的暴力：友人や親との交流を制限する、GPSを付けて行動を監視する、電話やメール・荷物などをチェックする、自由に外出させない 等</p> <p>経済的暴力：収入を知らせない、生活費を渡さない、家計の管理を独占する、買った物を全てチェックする 等</p> <p>性的暴力：性行為を強要する、避妊に協力しない、性癖を押し付ける、裸の写真や動画を撮る、無理やりアダルトビデオ等を見せる 等</p> <p>子どもを巻き込んだ暴力：子どもに暴力を見せる、子どもに母（父）親の悪口を言う、自分の言いたいことを子どもに言わせる、子どもに危害を加えると脅す 等</p>
奥野 委員	30ページの「仕事との両立の下、調和させながら、追求できる社会」との記載について、調和させながら、何を追求しているのかが不明瞭であるので、目的語を明記された方がよい。	御指摘のとおり、該当箇所を修正しました。	<p>【前回の案】</p> <p>誰もが、「仕事か家庭か」という二者択一を迫られることなく、多様化するライフスタイルや価値観に応じ、学びや地域活動、社会貢献活動などを選択し、仕事との両立の下、調和させながら追求できる社会を目指していく必要があります。 → 【最新案】</p> <p>誰もが、「仕事か家庭か」という二者択一を迫られることなく、多様化するライフスタイルや価値観に応じ、学びや地域活動、社会貢献活動などを選択し、仕事とも調和させながら、生きがい・やりがいをもって活躍できる社会を目指していきます。</p>

奥野 委員	<p>32ページの「輝く女性応援京都会議において、オール京都体制で」という文章について、この計画は京都市の男女共同参画計画であるので、京都市に主体性を持たせた文章の方がよい。</p>	<p>御指摘のとおり、該当箇所を修正しました。</p>	<p>【前回の案】 「輝く女性応援京都会議」において、オール京都体制で、様々な場面での女性活躍の推進と、男女間の格差を解消するための取組を推進し、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現を目指します。 → 【最新案】 京都市では、「輝く女性応援京都会議」等と連携しながら、オール京都体制で、様々な場面での女性活躍の推進と、男女間の格差を解消するための取組を推進し、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現を目指します。</p>
藤本 委員	<p>32ページの【現状と課題】において、「より公平で、包括的、かつ強靭な社会を構築するためには」という表現があるが、「インクルージョン」、「レジリエンス」という言葉を意識しての表現であれば、「包括的→包摂的」に、「強靭→回復力のあるなどの説明的な文言」に改められたい。</p>	<p>御指摘のとおり、該当箇所を修正しました。</p>	<p>【前回の案】 より公平で、包括的、かつ強靭な社会を構築するためには、社会のあらゆる分野において女性の参画とリーダーシップを高める必要性があります。 → 【最新案】 多様性を認め、より公平で、包摂的な社会を構築するためには、社会のあらゆる分野において女性の参画とリーダーシップを高める必要性があります。</p>

現在位置：[トップページ](#) [暮らしの情報](#) [男女共同参画](#) [報道発表資料・お知らせ](#)

大学生による京都市男女共同参画ワークショップの開催結果について

ページ番号347877

2025年12月22日

大学生による京都市男女共同参画ワークショップの開催結果について

ページ番号347877

2025年12月22日

大学生による京都市男女共同参画ワークショップ開催報告

令和7年10月24日、8名の大学生の皆様に、京都市役所にお集まりいただき、「京都基本構想案」と「次期京都市男女共同参画計画案」について御案内したうえ、「理想のまち」について意見交換を行っていただきました。

(※1名の方は当日参加がかなわなかったため、あらかじめメールにて御意見をいただきました。)

御参加の皆様からは、若者の視点から、京都のまちの魅力や今後京都市に期待することなどについて、御意見をいただきましたので、その一部を御紹介します。

これらの御意見は、本市施策の参考にさせていただくとともに、市民の皆様お一人お一人にこのテーマについて考えていただくきっかけにしていただけましたら幸いです。

いただいた御意見

- バスの車内放送に「英語」だけでなく、ほかの言語も取り入れたほうが良い。海外の人だからといって必ずしも「英語」を話せるわけではないという認識が大事。
- 誰かが笑顔で話しかけてくれたら、こちらからの悩みを共有しやすいし、意見を述べることも容易になる。
- 人と信頼関係を構築することが重要と思う。何か目標を持って自分で頑張る場面であっても、頼れる人がいるとか、人との関係の中でプラスの要因をもらうことが多いと思うので、一人で孤独に頑張るよりも、信頼関係のある人が周りにいたほうが結果的に成果が上がるのではないか。現代社会では地域との関係が薄くなっていると言われるが、周囲と信頼関係を構築しやすい地域であれば良い。
- 地域でのつながりによって、子どもが自分の地元が好きになるきっかけが生まれるのではないか。自分には都会への憧れがある一方で、同時に地元が好きだという気持ちもあるので、小さいころから地元に誇りをもって住んでおられる方から話や文化を伝えてもらうというのは重要だし、大きくなってから地元に還元しようという気持ちを育むと思う。
- 大学生は時間がたくさんあって、また、京都は「学生の街」と言われるくらい大学がたくさんある。それと同時に高齢者の方も多いので、地域とつながることを目的としたコミュニティが大学内にあると、「じゃあ行ってみようかな」という気持ちになる。一人で行動を起こすのは難しいが、「みんなで行けば楽しめそう」と起こす行動がきっかけになってそういう活動を始めるということが結構ある。
- コミュニティがメインストリームの人ばかりで構成されていると、そこに入っていくにくいと感じる人はいると思う。常々思うのが、海沿いの町や港町のイメージは、外の世界と交わる場所でもあるので、行きやすいと思う。お金持つの人もいるし、そこでぎりぎりの生活をしている人もいる。そこで働いている人もいる。そういうイメージでコミュニティを作ってくれたら入っていきやすいかな、ということ。
- 挨拶は「あなたを認識していますよ」というメッセージとして働くと思う。大学の部活でも挨拶されないと、「無視されているのかな」となって疎外感を感じる原因になる一方で、すでに確立されたコミュニティとの接点で、声を掛けてくれると、入るためのハードルが下がったり、会話の発端になったりする。

- 良好的な人間関係を築いていくためのスマールステップとして、好きなもので集まるとか、近くのスーパーまで一緒に行くだけ、といったような軽い集まりがあったらな、と思う。
- 京都の良いところは一言で言い表せないところだと思う。例えば、古い歴史的な建物がたくさんあり、昔からのコミュニティがあって、それは時にネガティブに捉えられることもあるかもしれないが、京都の地域性のようなものがある一方で、大学がたくさんあって、若者が定期的にまちに入っている。若い人の出入りが激しいということは、地域との交流活発にしていけばもっと全世代が交わる、どんなバックグラウンドを持っていても楽しむ、住み続けたいと思えるようなまちになっていくことにつなげられると思う。
- 京都には京都ならではの共生と多様化がある。
- 若い人には受け入れられないだろうと思ってしまいがちなことでも、実は若い人の側には需要があつたりするもので、「交流する」というテーマ、目的を持って集まれば、交流を生み出していくことができると思う。
- 講演のように一方的に知識を与えられるよりも、みんなが悩んでいることを性別とかセクシュアリティに関するものも含めて、「こんなこと悩んでいるけど、何に悩んでいるのか、何に苦しんでいるのかわからない。」という時に言語化するというのは利益が多いと考えている。
- マイノリティの人たちも阻害されることなくそれぞれに役割を持つことができる、というような環境の作りができるのかなと思う。属性で分けるのは良くないが、属性をうまく使わないと機能しない場も存在する。
- スポーツなどの場であれば、初対面の人とチームを組んだり、動きが良かった人を褒め合ったりすることで、交流が生まれるし、汗をかくと気持ちもリフレッシュされる。体を動かすのが苦手であれば、ボードゲームという方向もある。
- 悩みやしんどさを吐露する場を提供しようとしている側にこそ、そういう場がなければ、必要とする人のために悩みやしんどさを吐露できる場を作ることは難しいのではないかと思う。
- まず最初に自分たちでルールを作って、そのルールに即して場を運営していくという授業があった。そういうルールがあったことで、話しやすい雰囲気や心理的安全性が保たれていたので、コミュニティの中でそういうものが保たれているかどうかを最初に明記してくれていたら参加しやすいと思う。

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

- 役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

- 見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

お問い合わせ先

文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当

電話：075-222-3091

ファックス：075-366-0139

